

衆議院 法務委員会 議 録 第十 九 号

平成十六年四月二十三日(金曜日)

午前九時二十五分開議

出席委員

委員長 柳本 卓治君

理事 塩崎 恭久君

理事 森岡 正宏君

理事 佐々木秀典君

理事 山内おさむ君

左藤 章君

桜井 郁三君

竹下 亘君

西村 明宏君

平沢 勝榮君

水野 賢一君

保岡 興治君

泉 房穂君

加藤 公一君

河村たかし君

小宮山洋子君

寺田 学君

松野 信夫君

富田 茂之君

古屋 範子君

下村 博文君

与謝野 馨君

永田 寿康君

漆原 良夫君

佐藤 勉君

田中 英夫君

中野 清君

早川 忠孝君

松島みどり君

森山 眞弓君

山際大志郎君

稲見 哲男君

鎌田さゆり君

小林千代美君

辻 恵君

中井 治君

上田 勇君

西 博義君

川上 義博君

河村たかし君

中村 哲治君

山花 郁夫君

野沢 太三君

実川 幸夫君

中野 清君

中山 隆夫君

園尾 隆司君

最高裁判所事務総局刑事局長 大野市太郎君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 小島 康壽君

政府参考人 (司法制度改革推進本部事務局局長) 山崎 潮君

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 寺田 逸郎君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 清水 潔君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 金子 順一君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 順一君

政府参考人 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 伍藤 忠春君

政府参考人 (厚生労働省社会・援護局長) 塩田 幸雄君

政府参考人 (障害保健福祉部長) 横田 猛雄君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動 四月二十三日

辞任 保利 耕輔君

補欠選任 竹下 亘君

松島みどり君

柳澤 伯夫君

枝野 幸男君

辻 恵君

上田 勇君

富田 茂之君

同日 西 博義君

辞任 田中 英夫君

補欠選任 柳澤 伯夫君

竹下 亘君

西村 明宏君

稲見 哲男君

寺田 学君 辻 恵君  
西 博義君 富田 茂之君  
古屋 範子君 上田 勇君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内閣提出第六七号)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外四名提出、衆法第一九号)

総合法律支援法案(内閣提出第六九号)

○柳本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案並びに河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

各案につきましては、去る二十一日質疑を終了いたしております。

この際、内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対し、塩崎恭久君外七名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐々木秀典君。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○佐々木(秀)委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨

及び概要を御説明いたします。

第一は、裁判員等に対する接触規制に係る保釈等の取り消し事由について、原案は、「接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき」としておりますところ、本修正案は、「接触したとき」と変更するものであります。

第二は、裁判員等による秘密漏示罪について、原案では「二年以下の懲役」とされている懲役刑の期間を「六月以下の懲役」とするとともに、「裁判員又は補充裁判員の職にあった者」の処罰を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものであります。

第三は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するために、国は、そのために必要な環境の整備に努めなければならないとするところにも、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとするとの条項を附則に加えるものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。ありがとうございます。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次に、内閣提出、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対し、塩崎恭久君外七名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。漆原良夫君。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○漆原委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その主な趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、被告人または弁護人が、開示された証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置について、本修正案は、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様等の諸事情を考慮する旨の条項を加えるものであります。

第二は、検察官請求証拠の証明力判断のために開示され得る証拠の類型のうち、検察官請求証人の供述録取書等について、原案は、当該証人の証言予定事項と同一事項のものに限るとしておりますところ、そのような限定を削除するものであります。

第三は、検察審査員等による秘密漏示罪について、原案では「一年以下の懲役」とされている懲役刑の期間を「六月以下の懲役」とするとともに、検察審査員等であった者の処罰を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。野沢法務大臣。

○野沢法務大臣 本法律案については、政府としては反対でございます。（発言する者あり）

○柳本委員長 静粛に願います。

○柳本委員長 これより各案及び両修正案を一括して討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、塩崎恭久君外七名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○柳本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、塩崎恭久君外七名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。下村博文君。

○下村委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきであります。

る。

一 政令又は最高裁判所規則において裁判員制度の細目を定め、また、実際に裁判員制度を施行するに当たっては、例えば、守秘義務の範囲の明確化や裁判員にわかりやすい立証・説明等の工夫等、円滑で、制度の趣旨が十二分に活かされる運用となるよう、国会における議論を十分に踏まえること。

二 附則第二条第一項の規定を踏まえ、国民の理解を十分に得て、国民が自ら進んで裁判員として刑事裁判に参加してもらえよう、関係省庁間において的確に連携協力するなどして、裁判員制度の趣旨やその具体的内容の周知のための活動を十分に行うよう努めること。

三 裁判員制度の円滑な実施のため、必要な予算の確保を含め、本法施行前における準備を十分に行うこと。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

塩崎恭久君外七名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○柳本委員長 次に、内閣提出、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、塩崎恭久君外七名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○柳本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、塩崎恭久君外七名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。永田寿康君。

○永田委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、例えば、録画ないし録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査手法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ検討を行うこととし、本委員会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までに実質的な議論が進展することを期待する。

二 本法第二百八十一条の四及び五の解釈については、国会での議論を十分に斟酌すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

塩崎恭久君外七名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、両附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野沢法務大臣。

○野沢国務大臣 ただいま可決されました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案のそれぞれに付する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。また、最高裁判所にも本附帯決議の趣旨を伝えたいと存じます。

○柳本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柳本委員長 次に、内閣提出、総合法律支援法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官小島康壽君、司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、文部科学省大臣官房審議官清水潔君、厚生労働省大臣官房審議官金子順一君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長佐藤忠春君、厚生

労働省社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局中山総務局長、大野刑事局長及び園尾行政局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○柳本委員長 速記を起してください。

漆原良夫君。

○漆原委員 おはようございます。公明党の漆原でございます。

総合法律支援法案、きょうは、私のこの法案に対する最後の質問になります。そこで、この法案に対する私の思いを少しお話しさせていただいて、さらに、きょうは実川副大臣を中心に議論をさせていただきたい、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今日の我が国が直面している諸課題を解決するためには、我が党は、活力みなぎる安心・はつらつ社会を構築しなければならぬと考えております。そのためには、規制緩和を初めとする社会経済の構造改革を確実に進めていく必要があります。社会の複雑多様化、国際化の進展などに伴い、法律による解決を必要とする紛争が増加しております。規制改革が進み、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監

視・救済型社会へと大きく転換する中で、国民の権利利益の保護に欠けることのないよう、機動的できめ細かいセーフティネットを構築していかなければならぬと考えております。

そこで、司法の果たすべき役割が重要となり、利用者である国民の視点に立つて、身近で頼りになる司法を実現しなければなりません。今般の司法制度改革は、このような背景のもとで、司法制度を抜本的に見直す百年に一度と言われる大改革であります。その中でも本法案は、司法制度をより国民に身近で頼りがいのあるものとして、ともすれば国民から縁遠い存在であった司法を国民に近づけるための重要な法案でございます。

公明党は、政治や行政からいけば置き去りにされた市民に対して、これまで、法律相談を初めとした草の根の市民相談を行って、市民の法律上、行政上の紛争解決に対する方向性に取り組んでまいりました。また、国民の裁判を受ける権利を保障する観点から、民事法律扶助法の推進、予算の増額など、民事法律扶助事業の拡充に力を入れてきたところであります。

実は私も、政治の世界に入る前に、昭和四十六年に弁護士登録をしましてからずっと、二十五年間、法律相談を各地で担当してまいりました。今身の長野県の間部を中心に、弁護士を連れて、それから税理士を連れて、隔月でありますけれども、土曜日の夜と日曜日の昼間、出張市民相談というんでしょ、ずっと当選以来続けてまいっております。

紛争に巻き込まれた市民が抱える悩みというのは大変切実なものがあつて、そのような市民が、全国どの地にあつたとしても、紛争の解決に向けた道案内を確実にしてもらえような社会を構築すること、泣き寝入りをする人が一人もいなくなる社会をつくり上げていくことが我が党の願いでありまして、私自身の願いでもあります。この総合法律支援法案は、あまねく全国において国民が法による紛争の解決に必要な情報やサービ

スの提供を受けられる社会を実現することを目指して行われることを基本理念としております。身近な司法の実現を目指して、我が党を初め関係各機関や団体がこれまで行つてまいりました取り組みを、今度は国の責務として結実させたものでありますから、我が党としても、この法案を速やかに成立させて体制の整備を進めていかなければならない、こう考えております。

そこで、質問に移りますが、国民に身近な司法を実現する上で何よりも先に取り組まなければならないのは、弁護士が全くなかあるいは一人しかいないとかいう、いわゆる弁護士ゼロワン地域の解消、司法過疎地域の解消でございます。これまでにも、法曹人口の拡大が図られ、司法過疎地域の対策として、日本弁護士連合会において、ひまわり基金公設事務所の設置等の取り組みが行われてまいりました。

しかしながら、弁護士ゼロワン地域は、なかなか解消されておりません。この司法過疎地域では、司法が依然として国民にとって手の届かない存在であるために、さまざまな問題が生じております。いわゆる司法過疎地域における法律サービスの提供の現状から、どのような問題が生じているのか、どのように認識しておられるのか、副大臣にお尋ねしたいと思つております。

○実川副大臣 先生、これまでの経験等を踏まえて、過疎地域における現状ということで御質問だと思つては、総合法律支援構想の検討を進める中で、司法制度改革推進本部事務局におきまして、有識者懇談会を開催いたしております。

これは、先生御承知のように、昨年の六月五日に片山鳥取県知事を含めまして開催をいたしております。その中で、司法過疎の地域におきます法律サービスの現状、また、司法のニーズ、司法過疎克服のための取り組みの現状、また課題などにつきまして、御意見をいただきました。

この会議におきましては、司法過疎地域では、やみ金融あるいは悪徳商法がはびこり、地域一帯

が被害に遭う、そういうケースもございました。身近に相談できる専門家がいないため、事件屋に解決を依頼し、また、本来司法の場で解決されるべき問題が埋もれている、そういうこともございました。また、紛争を公正なルールのもとで迅速に解決することが社会的コストの軽減になるはずだ、そういう御意見もございました。さらには、民間のボランティアによります取り組みには限界がある、そういう御意見をいただいたところでございます。

また、推進本部事務局が行いました司法ネットの整備につきまして意見募集につきましても、同様の御指摘をいただいておりますところでもございます。

これらの指摘などから、法による紛争の解決に必要な情報あるいはサービスの提供が受けられる社会の実現がより一層求められているものというふうに考えております。

○漆原委員 実際、この法律相談を担当してみますと、簡単なことを知らないために、本当に簡単なことを知らないために、何日も何日も悩んでいる方がいらっしゃるわけですね。ですから、そういう意味では、ぜひとも幅広く法律相談が受けられるような体制が整ってほしいと思いますし、また、今よく二割司法と言われている。国民の二割の人しか司法を利用していない。それは、弁護士がいなかったり費用が高かったり時間がかかるからという、これはいろいろな問題があるんですが、ぜひとも二割司法の解消ということも、この法案の成立によって大きく進んでいくだろうというふうには私は期待をしております。

そこで、司法過疎地域というのは、法律による解決が必要となる紛争が少ない地域じゃないんですね。司法過疎と呼ばれる地域でも、法律家に対するニーズは極めて高いものがある。このようないわば埋もれたニーズにこたえるため、司法過疎地域の速やかな解消が求められております。

そこで、支援センターの事務所を設置するに当たり、司法過疎の実情にはどのように配慮されて

いるのか、副大臣にお尋ねしたい。

○実川副大臣 日本司法支援センターの地方事務所におきましては、民事法律扶助あるいは国選弁護人の選任に関する業務を担当すること等に照らしますと、少なくとも全国の地方裁判所本庁所在地には事務所を設置する必要があるというふうに考えております。

これらに加えまして、いわゆる司法過疎の問題を解消することが国民に身近な司法を実現する上で重要な課題でございます。

そこで、支援センターの事務所配置等に当たりましては、各種のニーズ、あるいはまた地理的条件などの地域の実情に十分配慮しながら、司法過疎地域の解消に向けて効果的かつ効率的な対策を検討される必要があるというふうに考えております。

さらに、常勤弁護士を駐在させる事務所を設置することが難しい地域につきましても、地域の実情に配慮しつつ、常勤弁護士を巡回させること、あるいはまた地方公共団体と連携してサービス提供を行うことなどさまざまな工夫を重ねまして、日本弁護士連合会等の取り組みとも連携を図りながら、司法過疎地域の解消に向けて努力していくことになるというふうに考えております。

○漆原委員 今副大臣から巡回という言葉が出ました。事務局長もそうお答えされております。

私は大変重要なことだと思う。県の県庁所在地にしか事務所はできないと思うんですね。離島だとか遠いところから法律相談に来るわけになかないか。そこで、巡回をしていくというのは大変重要な役目だと私は思うんだけど、ぜひとも休みを利用してもらいたいんです。土曜日とか日曜日とか、休日に巡回してもらいたい。

要するに、仕事を休んで来るといのは大変な負担なんです。だから、法律的な紛争の主体はだんなさんでも、だんなが休めないから奥さんが来るわけですね。そうすると、伝聞でしか聞けないものだから、本当の法律相談にならないんです。

そういう意味では、仕事を休んで法律相談においてよというのは、なかなか地方では難しい実情にあります。

したがって、土曜の休みの日とか、あるいは日曜日とか、休日、特に巡回の場合はそういう休日を利用する、こういう方向性に進んでもいいかなと思っているんですが、大臣、どうですか、これは。急に大臣に振って申しわけないんですが、そういう方向性を考えてもらえないでしょうか。

○野沢国務大臣 委員がかねてから私の郷里、本当にこれは過疎地でございますが、これを含めまして大変な御努力をいただいていることを感謝いたしておりますが、この法案の趣旨は、まさにそういう過疎地についてもかゆいところに手が届くということに非常にいい意味があると思っております。巡回を含めまして適切な対応をとって効果が上がりますよう、運営に大いに工夫を凝らしてまいりたいと思います。

○漆原委員 大臣、どうもありがとうございます。

総合法律支援法案では、支援センターは契約により弁護士を確保して、その弁護士が法律サービスの提供を行うこととされております。そして、弁護士は、基本的な人権を擁護し、社会正義を実現するということを使命として、場合によっては、国や政府を相手として市民の利益や権利を守ることに責務とされております。したがって、支援センターに所属する弁護士の独立性を保障することは、これはとりもなおさず市民の権利利益を擁護することに大変不可欠な要素だろうというふうには私は考えております。

そこで、お尋ねしますけれども、支援センターの弁護士等の独立性を保障する必要性についてどのように認識しておられるのか、また、そのためどのような措置が本法案に講じられているのか、副大臣にお尋ねしたいと思います。

○実川副大臣 御指摘の独立性また措置という御質問でありますけれども、弁護士等の職責が個々

人の権利利益を擁護することにある点にかんがみますと、その職務の独立性を確保することは大変重要であるというふうに考えております。

そこで、本法案におきましては、弁護士等の職務の特性に常に配慮しなければならないものとした上で、支援センターとの間で契約をしている弁護士等の職務の独立性を明記し、具体的な職務活動につきましましては支援センターの指揮命令を受けないこととしております。

また、有識者等により構成される審査委員会を設けまして、契約弁護士等に対する契約解除等の措置に関しましてはその議決を経ること、このようにしております。

○漆原委員 この点は先回事務局の方にも私は申しました。二十九条の第八項、そして三十五条の第二項。これは、センターが弁護士に対して、「懲戒」という言葉を使っている、「懲戒を含む」という括弧書きになっているわけですね。これは紛らわしいし、削除すべきだということを申し上げたんですが、いささかも弁護士の独立性に対して疑義の生ずることのないようにしっかりと運営をしてもらいたいということを申し上げておきます。

センターの運営なんですが、私、今から六年ぐらい前になりますが、オーストラリアに行きまして、そこでリーガルサービスセンターに行ってみました。そのとき、本当に明々白々で、非常に明るい感じの事務所でございます。私一番心配しているのは、職員が、相談させてあげる、相談に応じてあげる、場合によっては、法律扶助してあげるということで、何か来た人を見下すような態度になることを物すごく心配している。弁護士会がやっていった法律扶助事業でも、女性職員が多いんだけど、そういう職員がどうもいらした依頼者というのか申込者に対して高圧的な態度をとっていたというのを何か所かでは耳にしている。今度は独法になるんだけれども、そういうことがあつては断じてならないと思うんですね。

私の行ったところのオーストラリアは、本当に利発な、優秀な女性がいまして、大変面白い感じで応対しておられるのを目の当たりにして、日本もぜひこの支援センター、そういう、だれでも明るく迎えるというふうな運営にしてみたいなというふうに思っております。その辺もあわせてお願いをしておきます。

そこで、支援センターの業務の公共性から考えてみますと、国民からはその業務が公正中立、適正に行われているという信頼感がなければならぬと思うわけですね。そして、支援センターの扱う業務内容が利用者たる国民のプライバシーにも直結するものでありますから、これを取り扱う支援センターの役員に対しては、守秘義務や倫理保持などの点できちんとした対応がなされる必要があると私は思います。

支援センターの役員等の倫理保持についてどのような措置がとられているのか、お尋ねしたいと思います。

○実川副大臣 支援センターの役職員の今御指摘にありました倫理保持につきましては、支援センターの業務の公共性などから、役職員の秘密保持義務を定めるとともに、役職員は、刑法その他の罰則の適用につきましては、法令により、公務に従事する職員とみなすこととしております。

そのほか、支援センターにおきましては、その業務の公共性にかんがみまして、職員に適切な研修、さらに教育を行うことなどをして倫理保持を行っていくことになるというふうに思います。

○漆原委員 その点、しっかりといたしたいのか、この事業はうまくいっていないか、そのところをはっきりやっていただきたいと思いますが、この支援センターの業務内容にかんがみますと、やはり担い手の中心となるのは弁護士だろうというふうに思います。そうすると、支援センターの業務運営は、日本弁護士連合会の意見が十分に反映される必要があるというふうに思います。法務大臣がこの法案に規定された権限を行使

するに当たっても、適宜日本弁護士連合会の意見を聞く、これを適切に反映していくことが必要だと考えております。

法務大臣がこの法案に規定された権限を行使するに当たって日本弁護士連合会の意見を聴取することについて、副大臣はどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○実川副大臣 支援センターにおきます法律サービス提供の主な担い手は弁護士でございますが、これは御指摘のとおりでございますけれども、支援センターがその業務を円滑に運営するためには、適時日本弁護士連合会の意見を聴取し、さらには協力を得ることが必要であるというふうに考えております。

また、法務大臣が支援センターに對しましてこの法案に定められた権限を行使するに当たりまして、この点について十分に配慮するべきであると考えております。

○漆原委員 次に、法律扶助についてお尋ねしたいんですが、権利関係が複雑化している現代社会においては、権利を有する者が裁判でその権利を実現するためには、高度な法律知識や訴訟技術が必要とする場合が多くて、その代理人に要する費用、すなわち弁護士費用等をみずから負担しなければなりません。この費用を負担することが困難な者は、裁判を受ける権利が保障されているといっても、権利の実現に非常な困難を来すことになって、実質的に見れば、憲法が定める裁判を受ける権利を保障されているとはいえない現状にあると思います。

民事法律扶助制度は、民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の権利を実現することができるようになるために弁護士費用の立てかえ等の援助を行うものでありまして、裁判を受ける権利、これを実質的に保障する意義を持つものでありまして、私は極めて公共性の高い制度であると考えております。

このような観点から、我が党は、冒頭に申し上げましたように、民事法律扶助の法制化の推進

や、あるいはその拡充に努めてきたところであります。

ところで、ついこの前、財団法人法律扶助協会の専務理事の藤井さんという方が参考人として意見を陳述されておりました。この総合法律支援法ができることによりまして、民事法律扶助事業の質が変わったんだ、こういう評価をされておりました。

どういふことかといいますと、民事法律扶助法は、従来、まあ現在の法律ですね、民事法律扶助法は、指定法人という手法を採用したため、国は、民事法律扶助事業を民間の事業と位置づけている、そして予算の範囲内で指定法人に對し費用の一部を補助するという構成になっている。そのとおりですね。しかし、本法案ができましたと、本法案はその構成と違って、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を国が有するとして、国の責務としてこの実施体制の整備を位置づけている。その中に法律扶助事業が入っているわけですね。

そういう意味では、民間の事業として位置づけられており、国が援助するという構成から、国が法律扶助事業を行う、そういう体制に変わったんだというふうに認識されて、法律扶助事業の質的変換ということで大変評価されておった。

私もまさにそのとおりだと思っておりますけれども、副大臣にお尋ねしたいんですが、民事法律扶助制度の拡充という観点から、この総合法律支援法案はどのような意義を有するのか、また今後の扶助の拡充についてはどのように考えておられるのか、御意見をお尋ねしたいと思います。

○実川副大臣 今回のこの法案の意義、また扶助の拡充についての御尋ねだと思いますけれども、総合法律支援の実施及び体制の整備は、民事、刑事を問わず、あまねく全国におきまして、法による紛争の解決に必要な情報あるいはサービスの提供が受けられる社会を実現することを旨として行なうものでありまして、国民がより利用しやすい司法制度を実現するという民事法律扶助の理念に伴

いましてこれを発展させたものと言うことができ、この構想を実現することは、民事法律扶助の充実につながるものというふうに考えております。

さらに、民事法律扶助事業自体につきまして、専属の事務職員を抱えます支援センターが同事業を担うことは、組織あるいは基盤また事務処理体制の強化に資するものでありまして、さらに、センターの常勤弁護士等の活用等によりまして、一層迅速で、また効果的な援助の実施が可能になるものというふうに考えております。

また、同事業のさらなる拡充のあり方につきましては、センターの体制を整備また発展させていく中で、国民の理解を得ること等に留意しつつ、引き続き検討されるべき課題であると考えており、今後とも、同事業の適正なあり方を見据えつつ、民事法律扶助事業の充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

○漆原委員 事務局にお尋ねしたいんですが、藤井参考人はこう言っていました。この法律扶助事業については、積み残しになった部分があるんだと。

どんなことかという、一つは、民事法律扶助の拡充という観点から、対象事件、対象者の範囲、利用者負担のあり方等が先送りになった。それから二番目に、国費による当番弁護士制度。逮捕されたときが一番つらいわけですね。公的弁護士制度、刑罰の改正でできますけれども、これは勾留されてからですね。逮捕段階はつかない。今、弁護士会が逮捕段階で当番弁護士制度ということで扶助事業をやっておるんですが、国費による当番弁護士制度が積み残しになった。

三点目、これは少年事件。公的付添人制度、これに対する扶助事業が先送りになってしまった。四点目、犯罪被害者支援。本法案でも犯罪被害者支援がセンターの業務内容となっておりますが、しかし、それは情報提供にとどまっているわけですね。もっとも犯罪被害者のために総合的にやらなきゃならぬことはいっぱいある。継続

的な相談とか、刑事告訴だとか、あるいは法廷の傍聴、あるいは意見の陳述支援だとか、刑事手続における和解だとか、マスコミ対策だとか、いっぱいあるんだというふうにおっしゃっていました。

こういうものが積み残しになっているんだけれども、どのような議論がなされたのか、今後どのような方向性になるのか、事務局にお尋ねしたいと思います。

○山崎政府参考人 まず、基本的な考え方でございますけれども、今御指摘のような課題、これがあつたことは私も承知をしております。

ただ、今回は、とにかく組織としてきちっとしたものを立ち上げて、その中できちっとした、まず法的なサービスができること、これを最優先にしたいという考えから、その将来課題については引き続き検討していくということの位置づけで、今回、とにかく組織をきちっとつづけて、安定的な運営ができるようにということで、これが可能になったときにまた検討を加えてさらなる充実をしていく、こういうようなことを考えたいわけでございます。

この中で幾つか別途検討しているものもあるわけでございます。例えば、犯罪被害者の援助についてどのようなものを行っていくか、これはこのセンターで行うもの以外にもいろいろあるわけでございますので、そういうものを含めて、今法務省の方で研究会等を設けて検討しているということでございます。

それから、公的付添人の関係等につきまして、私どもの検討会の中でもいろいろ議論はいたしましたけれども、これは少年審判全体のあり方に大きく影響をするということから、それを含めて検討をしていくということ、これも別途、法務省の方で今検討を進めているわけでございます。

そういう形で、別途検討会を設けてやるものと、それから、この運営の中で将来拡充を導き入れていくもの、先ほど、被疑者弁護の拡充の問題そ

れから法律扶助の関心の範囲の拡充、こういう点につきまして、その運営を経ながら、将来の拡充についても、その中できちっとした対応をしていきたいということを考えているわけでございます。

○漆原委員 初めから全部の要望を備えたものをつくり上げるといっても難しいと思うんだけれども、まず必要最低限のものから立ち上げて、検討を加えてさらに拡充していくというやり方、これはもうやむを得ないと思うけれども、ぜひともそういう方向で進んでもらいたいというふうに思います。

最後になりましたが、何といつても心配なのは、法律、法案ではないんです、お金の問題なんです。どんなにいい法案をつくったって、これは予算がないと、結局、何回も言っているけれども、絵にかいたもちになる。これは我々政治家が頑張らなきゃならぬところなんだけれども、副大臣にも頑張ってもらいたい。

ある意味では、この法案をつくって国民にお約束をしたわけだから、僕も時局講演会では、こんなのができますよと言って一生懸命しゃべって宣伝するんだけれども、予算がつかないと、あれ、見かけ倒しだということになりますね。そういう意味では、大臣及び副大臣には、これから閣内にあつて財務省と大バトルを展開してもらわなきゃならぬんだけれども、私どもも全面的な支援を申し上げます。

副大臣の決意を聞いて、質問を終わります。

○実川副大臣 委員御指摘の財政上の措置でございますけれども、私も大変大事だということに承知をいたしております。

運営主体となります日本司法支援センターでありますけれども、法務省におきましては、これまで予算を確保してきた民事法律扶助事業関係の業務に加えまして、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、あるいは国選弁護人の選任に関する業務、またいわゆる司法過疎地域におきます法律事務に関する業務、

さらには犯罪被害者の支援に関する業務等、幅広い業務を担当することを予定しております。

法務省といたしましては、これらの業務を効果的かつ効率的に処理するため、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えており、今後、運営上の詳細とあわせまして、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○漆原委員 ぜひ頑張ってもらいたいということをお願いして、質問を終わります。大変ありがとうございました。

○柳本委員長 御苦労さま。

○保岡委員 自由民主党の保岡興治でございます。

今般の司法制度改革について、責任与党である自由民主党の一員として、非常に司法改革を重視して、仲間とともにいろいろ政治のリーダーシップを発揮してきたと自負いたしておりますが、今般の総合法律支援法のほか、司法制度改革に関する幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本日の審議の議題となっております総合法律支援法案に関する質問でございますが、今般の司法制度改革の根幹、これは国民にとって身近で頼りがいのある司法を実現すべしという要請があるものと思いますが、司法制度改革推進本部の部長、これは小泉総理ですが、司法は高ねの花という言葉で比喩的に、司法が国民から非常に縁遠い存在で敷居が高いという趣旨のことを指摘されております。

具体的に言いますと、法的な紛争の解決方法に関する情報、これが非常に入手が難しい、身近に弁護士等の法律専門家がいない、そのために相談ができない、そのような法律専門家がいても経済的な事情からなかなか依頼がしにくい、一体幾らかかるのかわからないなど、司法へのアクセスの障害になる問題が、非常に日本の社会にはまだまだ山積みされていると思うのでございます。

る司法の実現のためには、まず司法へのアクセスの障害となっている問題を抜本的に根っこのところから解決することが必要で、このために、小泉総理も、あまねく広く、全国どの町でも市民が法的な救済を受けられるものとして司法ネットの整備を要請されたということでございます。

自由民主党におきましても、総合法律サービスの提供と司法アクセスポイントの設置は司法制度改革の重要な課題であると考えてまして、この課題について、司法制度調査会に司法アクセス等プロジェクトチーム、杉浦正健さんを座長にいたしまして、昨年の三月から検討を開始しまして、昨年六月には中間取りまとめを行いました。そして、昨年十二月には司法ネット構想の骨子をまとめ、この二月には最終取りまとめをして、司法制度改革の推進本部等の検討会と平仄、足並みを合わせながら、この制度のために努力をしてきたわけでございます。

そこで、司法制度改革の原点に立ち返って問題意識を申し上げて、この関係で幾つか質問をさせていただきます。

先ほど申し上げたように、国民にとって司法はこれからは身近なもの、国民の支持、理解が本当に大切であるという観点があると思いますが、法務大臣に、この法案の、総合法律支援の意義を、まず決意として伺ってみたいと思います。

〔委員長退席、漆原委員長代理着席〕

○野沢国務大臣 今委員から、司法制度改革の本質的な意義、目的等について御意見をいただきますが、私が昨年、法務大臣を拝命いたしましたときに、小泉総理から特命をちょうだいしておりますが、その第一が、司法制度改革を推進してほしというところでございました。自來、半年間、努力をしておりますが、今ここにこの法案の仕上げともいえる御審議をいただいておりますこと、まことに光栄でございます。また、推進本部の副部長としての役割を含めまして、大変その責任の重さを感じておるところでございます。我が国におきましては、内外の社会経済情勢が



著しく変化している中で、法による紛争の解決が一層重要になっていることは委員今御指摘のとおりでございますが、総合法律支援構想は、このような背景のもとで、司法を国民により身近なものとする、そして民事、刑事を問わず、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような総合的な支援の実施と体制の整備を行おうとするものでございます。

総合法律支援構想におきましては、その中核となる運営主体として日本司法支援センターを設け、このセンターが、既存の各種相談窓口や弁護士会、裁判外紛争解決機関などと連携協力しながら、まず第一に法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、二つ目に民事の法律扶助事業関係の業務、三つ目に国選弁護人の選任に関する業務、四つ目がいわゆる司法過疎地域における法律事務に関する業務、五つ目に犯罪被害者の支援に関する業務などの業務を一体的に行おうとするものでございます。

このように、総合法律支援構想は、国民にとって身近で頼りがいのある司法制度の構築を目指すものでございまして、今般の司法制度改革の中でも極めて重要な意義を有するものと考えております。

○保岡委員 そこで、先ほど漆原先生からいろいろ全般的なお話がございまして、その中にも触れてありましたが、私は、観点をちよつと絞りますして、犯罪被害者支援について副大臣にお伺いをしたいと思います。

犯罪被害者というのは、今の司法の中で位置づけあるいはそれに対する支援というものが非常に薄くて、どちらかというと、加害者である犯罪者の人権面に配慮したいろいろな制度としてつくられていて、そういうために、憲法でも加害者の被告人や被疑者に対する憲法保障というものはきめ細かくされているんですが、被害者保障支援、刑事手続の中における被害者の位置づけというのが全くないと言ってもいいぐらい、もちろん一般的

な規定の中に読み込めないことはないかもしれませんが、そういう扱いが私たちの日本の司法全体に、あるいは関連の政府の施策にあらわれている、そのように思います。

過日、犯罪被害者の方が総理に直訴されました、私は杉浦正健先生と二人で伺いましたら、総理が非常に、いたく被害者の訴えに感銘というか本心に心を震わされたことがございまして、政府の示するというようなことがございまして、政府の方、先ほどの漆原委員に対するお答えでもいろいろ検討が始まっているかに伺いましたが、この犯罪被害者の支援、これが総合法律支援の重要な柱としての位置づけが必要なのは論をまたないわけでございます。

そういった意味で、総合的な犯罪被害者支援策と日本司法支援センター、これの役割というものがとても大事だと思うんですが、副大臣、いかがでございましょうか。

○実川副大臣 先生御指摘がございました犯罪の被害を受けた方あるいは遺族の方は、突然の不幸に大変大きな肉体的または精神的な負担を受け、みずからの利益の保護あるいは権利の実現のためにどうすればいいか、途方に暮れてしまうのが実情ではないかというふうに思います。支援センターでは、犯罪被害者の方が置かれております状況十分に念頭に置きながら、その支援のために積極的に取り組んでいくことになるというふうに考えております。

すなわち、支援センターでは、犯罪被害者のためにさまざまな取り組みをしている組織あるいはそれらの緊密な連携関係を構築しながら、個々の犯罪被害者が受けておられます心身のダメージあるいはそれらに配慮しながら、そのときに最も必要な援助が受けられるような集約した情報を速やかにかつ懇切丁寧に提供することになります。また、各地の弁護士会あるいは弁護士連合会と提携いたしまして、犯罪被害者問題に精通した弁護士を犯罪被害者に紹介し得る体制を整備することも予定されております。

また、必要な場合に応じましては、民事法律扶助制度も活用しながら、問題となっております事案に応じた適切な弁護士から必要な法的サービスが受けられるようにし、損害賠償等の実現あるいは刑事手続への適切な関与が図られることになるというふうに考えております。

○保岡委員 犯罪被害者の支援ということは、我が自民党でもプロジェクトチームをつくりまして今検討を始めたところでございます。政府の努力と相まって、従来の施策の位置づけとは根本的に違う位置づけを政治のリーダーシップあるいは政府の努力で実現していかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしく願います。

それから、この支援センターの設置でございますが、これはいわゆる司法過疎地域の解消を目指すという位置づけも大変大きいと思うのでございますが、その点については当然重視した努力が今後期待されていると思います。

同時に、必ずしも過疎地域にのみならず、先ほど申し上げたように、司法が国民から非常に遠い存在を近づけるんだ、法の支配というものを、法によって生活を守り、あるいは生活のあり方、産業のあり方を含めて、やはり国民が国民のあり方をしっかりと美しい立派なものにしていく、公正な社会、透明な社会を実現していくための、非常に国民にとって身近な支援組織としての意義があると思うんですね。

そういうことで、私は、単なる過疎地域解消というイメージのみならず、そういった国民に最も身近なところでいろいろな関係者が協力して、特に法律サービスを担う関係の方々が協力して、従来、努力を、国民の立場で頑張ってきたところから、いろいろな相談にあずかってきた団体や関係者と連携するということがとても大事だと思えますが、そういう観点、どういうふうにかこの組織を広め配置していくか、その考え方を伺いたいと思えます。

○実川副大臣 事務所の設置の必要性ですけれども、先生今御指摘のとおり、まず、当該地域、そ

の近辺におきます弁護士等の法律専門職者の数でありますとか、支援センターにおきましての対応が必要な刑事事件あるいは民事法律扶助事件その他の事件の発生状況、さらには当該地域におきます事務所を設置した場合の業務運営の効率性、さらには地域からの要望あるいは支援などの実情を総合的に勘案しましてから判断されるものと考えております。

これからの実情を勘案した結果、ゼロワン地域でない地域にも事務所が設置されることを考えられている、このように思っております。

○保岡委員 多少抽象的な御答弁の感じがしないわけじゃないんですけれども、ぜひこの支援センターの趣旨を、本当に、先ほど漆原議員が言われたように、絵にかいたもちあるいは羊頭狗肉のたぐいにならないように、やはり予算措置等十二分に手当てして、司法を国民に近づけるという、ある意味で司法が非常に重要性を増している今日、これに対するしっかりと対応を心から期待しておるところでございます。

それから、きょうは少し司法改革全般について質問したいので、そちらの方にちよつと質問を移したいと思えます。

今申し上げたように、この総合法律支援というものも新しい司法の重要性と国民との結びつきをしっかりとっていくという根幹にかかわる制度です。そういうふうには、今般の司法制度改革全般にわたって、司法制度改革の基本あるいは哲学、物の考え方というものがあろうと思えます。

若干古い話になるわけですが、平成九年の一月に、私が自民党の政調の筆頭副会長を務めておりましたときに、当時の橋本内閣は、行革、規制緩和などといった六つの諸改革というものを打ち出しまして、我が国の社会システムの改革に乗り出すといったところでございました。これは今日も続いているわけですが、行革、規制緩和というこのことを一言で言えば、事前調整的な行政の役割、こういったものを自己責任と透明なルールというところに移していくということでございます。

て、自由で潤達な国民の営みを尊重するが、ルールに基づいて、ルールをよく理解して、その中で公正で素晴らしい国民生活や活動をつくり上げる、そういった新しい時代の基本インフラ、あるいは国家インフラと言ってもいいんじゃないでしょうか。

司法というのは、御案内のとおり、単に国内の管理だけじゃなくて、世界に調和して、世界の中で活躍するあらゆる分野の日本の国民、あるいは世界と共同していくルールというものを担う司法というものが、非常に、行政にかわって国の発展を確かにリードしてきた、官主導の、明治以来の行政の重要な役割ですが、この時代の大きな転換は、行政から司法へ、あるいは行軍の出口は司法に実を結ばせるといふところに大きく動いているという国づくりの根幹の観点があるということ、私は考えていかなければならないだろうと思います。

加えて、先ほど国際化と申し上げましたけれども、インターネットの普及、あるいは国際化、あるいはいろいろな技術が科学技術の進歩で進んでいる、あるいはそれは医療分野でも進む、あるいは著作権、コンテンツという分野で、世界が文化を共有し、そして文化的にも栄えていく、精神文化も充実していくというようなことを考えても、いずれもこれは、そこで起こってくる衝突、いろいろな利害の衝突、こういったものを解決する司法の重要性、あるいはそういうものを未然に、法を理解しておいてもらって、あまねく法を国民や世界の共通なインフラとして、財産としてしっかりと日本が手にして、そして紛争に持ち込むことなく未然に紛争を防ぎ、立派な活動を行っていくというこのためにも司法のインフラというものは極めて重要なものであって、そういった意味で、二十一世紀の新しい世界に乗り出す、我が国の社会にとって不可欠な要素という位置づけを司法に、だからこそ三年間で集中的、総合的に、全体の司法を国民のものに、国民に近いものに、そして機能するものというところで努力を始めたものと思う次第でございます。

そういった意味で、質、量、あわせて飛躍的な司法の人的体制の充実強化、それと司法に対する一層の国民の支持と信頼ということが司法制度改革の基本であり哲学であろう、国づくりの大事な視点であろう、こう思うわけでございます。

その点を踏まえて、我々も司法制度改革審議会の設置を党として提案して、二年に及ぶ真剣なる御議論も行われ、私たち自由民主党の司法制度調査会もそういった審議会の設置等を提言した責任もありますから、政府の審議会の検討と並行して、国民的議論のもとに、二十一世紀の司法制度の姿、司法制度改革の方向性を検討させていただいてまいったわけでございます。

そして、司法制度改革審議会の意見の提出、それから推進法の成立、推進本部の設置、推進計画、そして、このたび連続してこの委員会にも提出されております関連法案の審議と成立ということにつながっているわけでございますが、いよいよことしは司法制度改革の総仕上げの年でございます。こういった認識は、法務大臣も一緒になっています。党でお力添えいただいて、ここまで進めてきた立場でおられまして、法務大臣に就任されて、本当に野沢大臣でよかったなと思っておるところです。大臣の決意を改めて伺いたいと思っております。

○野沢国務大臣 ただいま委員がこの司法制度改革のそもそもの御提案者の一人として、この淵源をたどっていただきました。そのお話の中でもございまして、これからの日本の社会のあり方をしっかりと見据えまして、まさに自由な国民の皆様の活動を保障しながら、そして、しかし、結果責任をしっかりとするという中で、日本の将来の発展と活力が呼び起こされると強い御決意をお述べいただいた次第でございます。一連の委員の御指導に心から敬意を表するものでございますが、この司法制度改革が成就いたしますと、静かではございますが、大きな日本の社会の根本的なありようを変えるほどの力を有するものと私は理解をいたしております。

このことによりまして、まさに日本が、明治の大改革、そして、終戦後の大きな変化に加えて、今こそまさに第三の私は開国のときを迎えているのではないかと。これは内外ともにそのことが言えるのでありまして、国際化を含めましての大きな、外国とのつき合いを一層円滑に進めるということ、そしてまた、国内的には国民の皆様が創意工夫を十二分に発揮できるような法体系、社会制度を構築いたしまして、日本の本来の活力がこれによって呼び起こされる、まさにその基盤をつくるのがこの司法制度改革ではないかと理解をして、この衝に当たることができましたことを大変光栄に存じておる次第でございます。

今回の司法制度改革に当たりましての審議会の意見が非常にそれを集約して表現しておりますので、少し御紹介をいたしたいと思っておりますが、司法制度改革の三つの柱としては、委員先ほどから御指摘のとおりでございますが、第一が、国民の期待にこたえる司法制度とするため、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとするところでございます。

今国会での提案といたしましては、例えば労働審判制、あるいは知財高裁の設置、さらには刑事訴訟法の改正、さらにまた、本日御討議いただいております総合法律支援の法案、これらがこれを具体化する一つの法案と考えております。

また、二つ目は、司法制度を支える法曹のあり方を改革しまして、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。これにつきましては既に実績がございまして、法科大学院がおかげさまでスタートをしております、この成り行きが大変楽しみにしておりますような次第でございます。

そして、今回は、裁判官、検事の皆様が弁護士実務を経験するというものを具体化して、より実務に明るい、常識、今までもこれはもちろんあったとは思いますが、常識に富んだ法曹の担当者養成する、これが今回提案をされております。

第三の動きといたしましては、国民的基盤の確

立のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等によりまして司法に対する国民の信頼を高めるといふことで、裁判員の参加する裁判制度、先ほど御決意をいただいたところでございます。

これらの三つの柱を実現しまして、司法機能の充実強化を図ることによりまして、国民により身近で、速くて、頼りがいのある司法を実現することこそが今般の司法制度改革に求められる最も重要な課題であると認識しております、これにつきまして私も全力を挙げて取り組む決意でございます。

○保岡委員 そこで、今大臣も最後に触れられました裁判員制度でございますが、おかげさまで、先ほど裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案、採決されて本委員会が成立したところでございます。関係者の御努力に心から敬意を表するものでございます。

裁判員制度の導入というのは、国民の司法参加の新たな制度として、先ほど来申し上げております司法制度改革の中でも大きな、大転換を図る契機になるものであると私も思います。今般の司法制度改革の中でも極めて大きな柱ということが言えると思っております。そこで、このことは、必然的にまた国民に新たな負担、大きな努力をいただくというところを内包した制度でもあるわけでござい

す。

このことは、国会議員の中にもさまざまな御意見がございまして、私が会長を務めております自由民主党の司法制度調査会においてもさまざまな議論が交わされました。最後まで、もめにもめたわけでございます。また与党間におきまして、裁判員制度のあり方を議論する場を特に設けまして、あるべき制度の姿について激論を重ねました。この委員会でも、右から左までいろいろな観点の御意見があったわけでございますが、本当に当委員会におきまして、与野党間で政府案に対する修正協議が調って、なお一層国民の理解と支持を得るために、いい裁判員制度に近づいたん



じゃないか、そういうふうに思っておるところでございませう。

もちろん、裁判員法案については、今後、首尾よく本会議でよう緊急上程になるようでございますが、本会議で衆議院で成立しまして、参議院審議が順調にいくことを期待しておりますが、問題は、法律成立後が極めて大切で、大変だと改めて思ひを深くしているところでございます。裁判員制度は全く新しい制度でございますし、また先ほどから申し上げたとおり、国民の負担というものを内包しております。しかも、裁判という被告人の人生を、時にはその生命の帰趨まで決する場でございます。また被害者の思いを受けとめる場にもなるわけでありまして、そういう厳しい、厳粛な場に国民が立たなければならぬという極めて重い責任を国民に求めるものでもあるわけでございます。

このようなどころからしますと、より一層厳正な判断が得られる裁判を実現していくためには、当然、制度に対する国民の深い理解がなければなりません。制度の意義もよく理解していない国民に負担を求めるといふようなことはあり得ないこととでありまして、被告人にとつても、そのような裁判員に裁かれるということでは、単に不運で済まされる問題ではない。国の治安、秩序というものの根幹にかかわる刑事司法の機能というものをなお一層充実強化する、そういう方向に持つていかなきゃいけない。決してその機能を損なうような制度にしてはならない。そういうことを思うと同時に、また一方、国民の理解、支持という点を考えれば、本心にわかりやすい、迅速な、国民の負担にならない、本心に円滑に裁判員が裁判に参加できるようにするいろいろな措置、予算、そういったことが、先ほどのこの委員会のこの法案に関する、あるいは刑事訴訟法等の一部改正に関する附帯決議でも、与野党一致で議決しているところであろうと思ひます。

ございますが、この点について、啓発活動、予算措置も含めて、実施に向けての責任の果たせる運用体制について、法務大臣の決意を伺いたいと思ひます。

○野沢内閣大臣 今御審議をいただいております法案は、今委員御指摘のとおり、さまざまな問題をまだ内包しております。これを実施に移していくためには、具体的にこれを、規則あるいは法令を含めた実行のための段取りをしつかりと整える必要があらうかと思ひます。そしてまた、それを支えてまいります法曹の皆様の準備あるいは教育の問題、それから国民の皆様に對する、理解がまだ十分ではないという御指摘もございまして、この辺に對する広報活動等も大々的に行わなければならぬと考えておるところでございます。

昨日、私も東京地方裁判所の刑事裁判の現場を二つほど実を見学させていただきました。関係者のお話も伺つてきたわけでございますが、なかなか現場の実情は、この制度を持ち込むといふと、相当いろいろな面でもまだ改革をしいかなといふと、これが具体化するまでには容易でないといふ実感を持つたような次第でございます。

今も申し上げましたとおり、当事者の皆さんの、まずは認識、意識を変えろということ、それを具体的に運用するルールづくりとそれを保証する構造、いわゆる施設の改革を含め、また必要な予算、国民の皆様の何よりもの理解、協力が不可欠といふことでございしますので、これを一層心して総合的に取り組んでいかなければならぬと痛感をしてまいりました。

今後とも、委員の、また積極的な御指導、御鞭撻をよろしくお願いしたいと思ひます。

○保岡委員 陪審制度を導入した昭和の初めの日本政府も、この啓蒙普及に相当なお金をかけています。今のお金に直すと、五、六年でしたか、数年の間に二十億ぐらい投入するといふような大変な努力をしております。そういうことで、先ほど来、単なる一制度の

誕生というのみならず、国民のための司法、国民による司法、国民の司法というものを實現する大きな意義を持つていられる裁判員制度、それを担つていられる制度ですから、相当努力を傾注していかなければならぬとあらうと思ひます。次第でございます。

なお、また、お話がございましたとおり、当事者、裁判官であられ、弁護士であられ、検事であられ、本心にわかりやすい争点の整理というものを徹底してしなさいかぬ。例えば、筋弛緩ですか、何か殺人事件がありましたね。あれは百五十六回、二年九カ月かかった。これはモデル的な集中審議でやつてもこうかかっている。こういうものが裁判員制度に導入されてきたら、一体どうなるんだらう。やはり事案の争点を相当きちんと整理して、証拠もきちんと整理して、かつわかりやすく、裁判員の関与する法廷に持ち込まなければならぬといふことであらうと思ひます。

そのためには、裁判官も弁護士も検事も、わかりにくい法律、あるいは事案のわかりにくい本質から、刑事司法の機能、要するに一般予防、個別予防も含めて、きちつと確保するに必要最小限度の事実と証拠をいかにピックアップするかといふことはすこい努力が必要なんだらうと思ひます。そしてまた、わかりやすく裁判員に説明するには、よほど本質がわかつていないと、裁判官は素人に説明できない。物すごい能力を試される、問われるといふ結果になるんだらうと私は思ひます。よほど、法曹三者初め関係者の勉強も研究も必要だと思ひますので、ぜひそういう観点の御努力をお願い申し上げる次第でございます。

それから、一方、国民が司法というものを受けていけるためには、やはり何と云つても、司法教育といふか、初等中等教育から、法の意味、新しい二十一世紀の日本における司法の意義といふものをわかりやすく、国の国家構造として、国際的な広がりを持つて、ルールの中で生きていくために、和の精神も大事で、日本の伝統文化も大事にしなさいといふことを一方にしっかりと

も、司法を身近にしていける司法教育というのは、学校教育上非常に重要だと思ひますが、この点に關して、法務省で努力して、あるいは政府全体として努力しなければならぬ点だと思ひますが、いかがでございますか。

〔漆原委員長代理退席、委員長着席〕

○野沢内閣大臣 まさに委員御指摘のとおり、この制度が国民の皆様に受け入れられて定着していくためには、今の大人だけが理解するといふわけではもう不足であると思ひます。学校の教育の段階から、そして、逆に日常生活を法的なマインドで処理をしていくという習慣、慣習が本心に身につくような形で定着させることが極めて重要であらうかと思ひます。

したがって、今の教育のあり方を抜本的に見直す中で、小学校、中学校、あるいは高等学校、そして、ひいては大学から、今回設立した法科大学院におきます実践的なやり取り組みの中から、国民の皆様が全体として、なるほど、法律といふものはこのように使えば便利で、しかも公平で、しかも効果が上がるものだといふことを実感しながらこれを展開することが極めて重要であらうと思ひます。

したがって、そういう観点から、法務省におきましても、昨年七月に法教育研究会を発足させておいて、部外の識者の方々にそれぞれいろいろな立場から御意見をちょうだいしておるところでございますが、国民の皆様が日常生活で十分な法意識を持つて行動し、法を主体的に利用して、自己表現、討論、合意形成ができる力をふだんから養う方策についても議論がなされているところでございます。

今後とも、本研究会におきまして、文部科学省とも連携しながら、国民の皆様が法や法的な考え方を身につけられるような教育のあり方を開いてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○保岡委員 我々、司法改革を始めるときに、やはり新しい時代の司法の重要性、ルールと自己責

任という基盤をつくっていく、国家基盤、国民基盤をつくっていくということの中で、やはり日本の伝統と文化、日本の紛争解決の文化というものもやはりよく考えなきゃいけないだろう。橋本総理が、私が平成九年の予算委員会で質問させていただいたときに、この司法改革の初めに当たって、私は、必ずしも訴訟社会になっていく日本というものがいいとばかりは言えないと思います。こういうことを言っておられます。司法改革の重要性、新しい司法改革をスタートするに当たって、総理の見解ですが。

私も、そういうことを踏まえて、いわゆるお上主義の日本では、政府関係がやるあるいは司法当局がやる裁判の中での調停みたいなものは非常にうまく機能しているんですね。世界が見えて来ると、すばらしい制度だ、いろいろな、法だけじゃなくて、法に対する事実の当てはめで法的効果を求める裁判だけじゃなくて、すべての事情を勘案してその中から新しい問題を解決する筋道、原理を見出していくという、これはすごい制度だということとで外国も注目しているぐらいですが、そういった意味で、この司法改革の中にも、国際基準を受け入れた仲裁法の制定とか、新しい時代の労使関係の調整のための労働審判法も審議が始まっている、また成立を見たところでございます。

こういうADRですね。もちろん、究極の紛争解決手段たる裁判も大事ですが、究極な解決手段としての裁判のみならず、多様な紛争解決手段、これも非常に重要だと思いますが、ADR等の検討など、大臣の所信を伺いたいと思います。

○野沢国務大臣 今、委員が日本の社会の根本的なマインドの問題についてお触れになったわけでございます。

私も、日本の社会は、いわゆる聖徳太子が言った十七カ条憲法の第一にございます、和をもつてとうとうとなすといった伝統のもとに、比較的低い価値観に対する寛容性というのが日本文化の根本にあったのではないかな、こう思うわけ

でございますが、反面、やはり自分の主張をしっかりと主張する中で、いわゆるディベート、討論を尽くし、主張を尽くした上で、そして相手の言い分も認めた中から、結果として決まったことを尊重するという、いわば西洋型の民主主義決定のルール、正反合の考え方が取り入れられた弁証法的な解決については必ずしも日本人は習熟していなかった、こういう流れがあったのではないかと、これは私自身の私見でございますが、考えておるわけでございますが、その意味で、これからの司法制度改革で望むべきは、議論は尽くし、そして主張は主張し、そしてそれを救済する多様な手段を駆使しながら効果を上げていく、そして結果として国民の皆様が総体的に幸せになるということが望まれるわけでございます。

今委員御指摘の、いわゆる裁判外の紛争解決手続というののもその意味では極めて大事であると思いついて、法律で解決する恐れなくその周辺、もしくは、山に例えればその野の部分に非常な大事なところではないかと思うわけでございます。そのために、国民の皆様様の御期待にこたえるためには、裁判外の紛争解決手続、いわゆるADRにつきましても機能の充実をしっかりと図っていくことが大事であろうかと思っております。恐らく、半分以上だと思いますが、大半の問題はそういった手続の中で問題が解決される可能性のあることも多いと思っております。みずからの希望に合ったそういった手段、手続を自由に選択できる社会にする、これが非常に重要であろうかと思っております。

今国会にも、個別の労働関係紛争につきましては労働審判制度を導入するための労働審判法案を出しておりますし、これを速やかに成立させていただきたいと思っております。昨年はまた新仲裁法案を御審議いただいております。これも一つの実績を今積みつつあるところでございますが、さらに国民の皆様が安心して質の高いADRを利用できる環境を整えるためには、これらに加えて、司法制度改革審議会意見でも指摘されておりますように、総合的なADRの

制度基盤の整備が必要であると考えておりまして、司法制度改革推進本部といたしましては、できる限りこれを早期に法案化したしまして御検討をいただきますよう、今鋭意検討を進めておるところでございます。

○保岡委員 ぜひ、臨時国会に間に合わせて、ADR基本法が審議できるようによろしくお願い申し上げます。

お上主義の強い日本は、やはり権威のあるところに行かないと納得しないということがあって、当面は認証制度などを利用する、そして、徐々に国民みずから自由にいろいろな多様な紛争解決のシステムをつくっていく流れをどうやってつくるか。後ろには、きょうは隣接法律専門士の先生方もたくさん、この審議を見学において、国民をこゝろから、そういう方々の協力を得て、国民をこゝろから、国民に身近な司法ということに導いていくという点で、国民に参加していただく場をつくり上げていく必要があるのではないかと、思う次第でございます。

時間もなくなってきたので、ちょっと質問もはしらなければなりません。特に、知的財産の関係の高裁の設置の法案が成立したわけでございますが、この点については、我が党も司法制度改革の調査会がスタートしたときから四つの委員会の一つに位置づけて、日本の国家戦略として、これからは知的な創造物というか思考の成果を産業や文化につなぐ、特許とか、あるいは経済活動に必要な商標とか、あるいは文化活動に決定的に重要な著作権の問題等々、知的財産の保護、管理、活用というのにも全力を挙げる体制をつくらなきゃいかぬ。これは、日本が物づくりの国家として生きていくために根幹的な、決定的な要素だということが言えると思います。国際競争力を持ち、今日の豊かさを維持しようと思ったら、これを本場に戦略的に、抜本的に、集中的に努力する国家の決意が必要だ、私はそう思っております。政

府でも推進本部で、司法改革の延長線上で生まれただけども、もっと広い広がり政府の中で一気に集中的に総合的な施策が積み上げられて、あつという間にこのところ施策が進んでいると評価を受けているところでございます。

しかし、それにしても、まだまだ足りない点がないだろうかという観点から、ぜひ、この知財戦略本部の推進の事務局の方から、司法の方にこんな努力をしてほしいということがあつたら、端的にお答えをいただきたいと思っております。

○小島政府参考人 お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘がございましたとおり、我が国産業の国際競争力を強化し、経済社会の活性化を図っていくためには、国家戦略として、知的財産を国富の源泉として創造、保護し、活用していくことが極めて重要でございます。特に、司法制度は、この知的財産の適正な保護という観点から重要な役割を担うものであり、いわば知的財産戦略の生命線とも言えるものであります。

こうした観点から、昨年の国会におきましては、民事訴訟法の改正により、特許訴訟については、その専門的な処理体制を強化するために、東京高裁の専属管轄化や専門委員制度の導入などの改革が行われました。また、今国会におきましても、知的財産高等裁判所の創設、裁判所調査官の権限の拡大等による専門的処理体制の一層の強化、秘密保持命令の導入等による侵害行為の立証の容易化などの諸制度改革を行うための法案が提出され、既に衆議院で御審議いただいたところでございます。

これらは、知的財産をめぐる紛争の専門的処理の充実や紛争処理の迅速化を促す画期的な制度改革として、司法のユーザーである産業界を初めとする知財関係者からも高い評価を受けているところでございます。

また、知的財産戦略を国家戦略としてさらに強力に推進していくため、来る五月二十七日には、総理を本部長といたします知的財産戦略本部会合を開催し、知的財産推進計画のさらなる強化を検

今後とも、知的財産の保護のかなめとなります。司法制度には知的財産戦略の強力な後ろ盾となっていただきまして、知的財産立国の実現に向けて最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

○保岡委員　今度できることになった東京高裁の中の設置であります、独立した知的高等裁判所という名称もしかり持った組織、これは十七名の裁判官で構成されるということになっていると思います。これは、恐らく、八つの高裁の中でも最大級の裁判官の数を保持存在になっていると思います。

そういつた意味で、将来は、やはり内外にもとアピールする、さっき言った国民にもアピールしていかなきやいかぬ。教育にも戦略的に織り込んでいかなきやいかぬ。世界にもアピールして、知財立国日本の姿を象徴するものとして、知財高裁をさらに充実強化する。そして、人材養成のとりにてにもしていく。あるいは、特許庁等の審判との結びつきをもとに強化する。したがって、場合によっては、アピールするためには建物をつくってアピールする。これは、明治政府が、不平等条約を改めるために、建物を次々立派なものを建てて、司法省もすばらしい建物を、世界の一流の建築家に頼んで、あのれんが建ての、今残っている重要な文化財の建物を建てて内外にアピールした。こういう、知的高裁を新たに独立させて、しっかりとした建物に入れて内外にアピールするということも含めて、将来、充実強化をしていかかなければならないと思いますが、この点について法務大臣と最高裁に見解を伺います。

○野沢国務大臣 委員、今大変力を入れて御説明  
いただきましたとおり、日本の今日までの発展  
は、資源がない、エネルギーがないという環境  
の中で、まさに知的財産の積み重ね、そして物づく  
りによって世界に日本人の英知がそれぞれ貢献で  
きたということにあると思いますが、実態を見て  
みますと、なかなか、この知的財産というものに

価値を見つけて、これを保護し、またこれをさらに活用するという点からは、今まで必ずしも十分ではなかった。

東南アジア等に旅行をしてみますと、大変あちこちでいわゆる模造品、コピーのたぐいが横行しておる状況でございます。これは何とかしなければいけないという思いに私も駆られていたところでございますが、今回の司法制度改革の一連の動きの中で、この知財問題に関するルールづくり、特に裁判所の設置ができますことが、極めて、私は、今後の日本の発展、将来を見据えた日本のあるべき姿に保障する大きな一つの力になるのではないかと、こう考えておるところでございます。

そこで、政府といたしましては、知的財産立国の実現を内閣の重要課題にしているということとで、この法案の成立に大いに期待をしているわけですが、この中で、今お話しした裁判官のほうでございまして、専門委員制度の創設等を行ひまして、一層その裏づけをはつきりさせるということから、この実現のためにも、これから一層この制度が円滑に機能するために、東京高裁の中ではございますが、独立性を十分担保して、自由な議論ができ、諸外国と比しても決して遜色のない活動ができるように、しっかりと運用を準備してまいりたいと思つております。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 知的財産権訴訟の重要性、そしてそのための基盤整備の重要性につきましては、裁判所といたしましても、これまでの改革の過程で十分に認識をしておるところでございます。知的財産権訴訟の裁判が迅速でかつ充実したものになるように努力を重ねていくところでございます。

昨年、民事訴訟法の改正により、知的財産権訴訟の管轄の集中、五人合議制の創設、専門委員制度の創設等の大幅な制度改革が行われまして、本年四月から施行されるということになりましたので、これを受けまして、ことしの四月に、東京高等裁判所に知的財産専門部四カ部の代表者で構

成される大合議法廷を設けますとともに、高度な専門技術の研究に携わっておられる大学教授や、あるいは公的研究機関の研究者という方々の中から、知的財産関係の専門委員を合計約四百四十名任命いたしましたして、専門技術者による補助体制を整備する等の措置を講じました。

裁判所といたしましては、法改正の趣旨を十分にそしやくいたしまして、その効果が最大限に発揮されますように、できる限りの努力をしておるところでございます。

今国会におきましては、ただいま御指摘の知的財産高等裁判所を創設するということや、あるいは知的財産権訴訟の審理における営業秘密の保護の強化策等を内容とする法案が提出されております。これによって、知的財産権訴訟の審理の一層の充実、迅速化を図るという強いメッセージが内外に示されるものと認識をしております。

裁判所といいたしましては、これらの一連の制度改革の趣旨を踏まえまして、知的財産権訴訟のより一層の充実、迅速化を図っていきたいというように考えております。

○保岡委員　野沢大臣と園尾行政局長から、力強い、知的財産高等裁判所等の政策推進の意義を伺いました。ぜひ、これを将来とも、先ほど私が申し上げたように、将来にもっと努力をしていく、さらなる決意を固めて、国家国民のために、未来のために、御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

政府としても、WHOのTRIPS協定のみならず、世界に先駆けて知的財産基本条約みたいな世界ルールをつくることを視野に入れた、世界特許なども視野に入れた世界戦略をやはりあわせて推進していく必要があると思う次第でございます。

さて もう時間がわずかになってしまいましたので、法科大学院について若干、いろいろ、開設の状況や今後の教育の充実について伺いたかったんですが、おいでいただいでいて恐縮ですが、ちよっと質問の時間がなくなってしまうました。

で、また改めてということにしたいと思うのでございます。

この法科大学院における人材の育成、法曹養成の一部を大学院という学校教育の機関にゆだねた、文部省の所管の学校教育法の中に位置づけた、このことはとても大きな意味があるということとを文部省や我々は深く自覚していかなきゃいけない。これは、三千人程度の合格者ということであれば、法務省の管轄できちっと三千人の養成機関をつくっても、そこで集中した方が養成それ自体としては確だったかもしれない、そういう意見もこの検討のプロセスで随分と出てきた意見でございます。

あえて文部省の所管にしたのは、高等教育の改革の起爆薬にこれを使っていく。そしてあわせて、物事の本質、社会の本質、人間の本質、そういったものを、高い教養と志、あるいは人間性、そういうことも含めて社会に役立つ人間をつくっていく。高度の職業専門者を養成していく。それは、学校教育の中に位置づけたことは、裾野を広く、初等中等教育からそういう物の考え方を教育して、それを社会の接点として、結節点として、この法科大学院を位置づけた。

国民のための司法、国民による司法、この司法改革の大理想を実現するために国民の教育と結びつけたんだということを文部省によくわかつておいていただいて、予算面その他、法務省はもちろんのことですが、関係省庁、政府一体となつてこの目的のために国家としての努力をしていかなければならない点を指摘させていただきたいと思っています。

時間でございますが、先ほど漆原さんからも小さな司法、二割司法の話がありました。まずその役割が増しているわけでございます。そして、国家戦略としても重視しなければならぬわけでございます。行政が一つの時代の使命を転換して変えていく中で、行政は小さく、小さな政府であります。しかし、そのかわりに、事後のインフルと自己責任の世界をしつかり支えるインフ

ラとしての司法というものはますます国際的な広がりの中で重要性を増していくということで、やはり人も予算も確保していかなければならないと思います。

今後、先ほど大臣が言われた、ADRの基本法の問題、被害者の問題も、法整備を含め基本法の検討など、いろいろ、憲法改正にまでつないでやっていかなきゃならない。行政訴訟も四十年ぶりの改正が終わりでしたが、実体法の改正も含めて、これから、中央から地方という行政の新しいあり方の中で、国民に身近な行政、情報開示、こういったものと相まって行政訴訟改革の第二弾、第三弾を考えていく必要もある。

また、国民にわかりやすい法文のあり方として、やはり、従来、お役人や専門家、官吏にわかる法律から国民にわかる法律に変えないと国民の司法にならないじゃないかということもありますから、そういうことも政府で考えなきゃいかぬ。

また同時に、これは、外国人が日本に投資したり、外国との取引、外国との調和の中に日本が生きていかなきゃならぬということと考えたら、日本の法文の英訳化などという大事な仕事も政府には大きな期待がかかっているのだと思います。こういった時代の転換期には立法の洪水でござい

ます。特に、法をつかさどる法務省や関係省庁の、司法関係のルールを整備していく立場のニーズはますます高まってくるんです。

これは明治のときに不平等条約を改めるために憲法以下一気国内の体制を整えて、だから日本はアジアにおいて近代国家の道を真っすぐに歩めた。もともと、大事などころで富国強兵の強兵を誤って国家破綻の憂き目を見たんですが、そこからも立ち上がって見事に、世界の経済の、半分とは言わないけれども、四割を日米で占める、豊かな国になったという立場を考えると、やはりこういう時代の変化とすごい勢いで進んでいくことに対応する立法のニーズというのは怒濤のように起こっているんです。

この法務委員会でも、平成元年、法案提出が一

番国会で少なかった年なんです。終戦直後は一国会三百本も処理している、土日もやったというぐらいでした。それが平成元年に百本を切るんです、一国会処理。御案内のとおり、百七十八本、今国会に出ているんですよ。成立も百三十何本、昨年に成立したと思うんですよ。臨時国会だけで七十本も出ているんですね。法務委員会なんかは平成元年は成立が二件ですよ、委員会です。去年なんかは十四本も成立しています。一本の法律は、従来なら七分ぐらいを一本に集約して審議しているような状況ですよ。

こういうことに対して、やはり日本政府も立法体制を真剣に考えて、国家戦略として、それに準じて人も配備しなきゃならぬし、いろいろな研さん、外国に学ぶものも学んで、世界の中の日本をつくり上げていかなきゃならぬ。

そういった意味で、私は、言論の府である国会の審議のあり方も問われていると思うのでござい

ます。以上、申し上げまして、皆様方のこの司法改革にかけておられる情熱、大臣を初め、委員長を始め、皆様方の御努力に心から敬意を表して質問を終わります。ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さまでした。

松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でござい

ます。私の方からも、現在議題となっております総合法律支援法につきまして質問をさせていただきます。

この法案も、国民の司法に対する信頼とご利用とか、そういうものを高めるという観点、司法制度改革の中でもやはり中心的な法案ではないか、このように考えておるところであります。

しかし、こういう、司法制度を高めようという方

医協を舞台とするいわゆる疑惑の事件が発生をしているということでもあります。

報道によりますと、日歯連の方は、この三年間だけでも十五億ないし二十数億の巨額の政治資金

をばらまいているんじゃないか、こういうような報道もあるわけで、大変ゆゆしき問題であります。白田さんという日歯連の会長も逮捕されたわけですから、これは一方では中医協のメンバーでもあるし、また医道審のメンバーでもある。医道審というのは、ある意味では医療の場における法務省、取り締まりをするような立場にあるわけで、そういう立場の人が逮捕されるという

大変大きな問題ではないか、このように思います。こういう疑惑について、やはり今度は、本物の法務省の方がしつかり適切、厳正に対処してもらいたいというふうに思いますので、まず、その点について大臣の御所見をいただきたいと思いま

す。○野沢国務大臣 大変遺憾な事件が発生をいたしております。政治に対する国民の皆様の信頼を損なうということになりますと、まことに残念なこととわきまえております。

私も政治に対する、国民の皆様が本当に御理解をいただき、御信任をいただく。私は、何よりも政治家として心がけるべきことは、国民の皆様

の信義、信頼を損なうことがあってはならない、信なくば立たずと先哲の教えのとおり、これから取り組んでいかなければならない。そのために必要な改革なり、また手当ては十分した上で、

しっかりとした国政の場を構築していかなければならないと考えておるところでございます。

○松野(信)委員 そうしますと、中医協、この日歯連の疑惑についても、厳正、適切な捜査をするというふうに理解してよろしいですね。大臣、お願いいたします。

○野沢国務大臣 個別の事件につきましてはコメントは控えたいと思いますが、いざにいたしましても、こういった事実がもうでるだけなく

なっていくことがこれは理想でございしますが、残念ながら、こういった事実が出てこないような努力もやはりあわせて行っていかなければならない、これがまた立法府である我々の責任ではないかと思っております。

○松野(信)委員 そうした点で、ぜひこの問題について厳正に進めていただきたい、このように思う次第であります。

報道によりますと、相当の金額をばらまいているというふうなことで、やはり日歯連と妙な形で癒着でもされるということになると、それこそ法務省の威信にもかかわるということになるのではないかと、こういうふうに思いますので、大臣、副大臣、そして政務官、それぞれにお尋ねをしたいと思います。ここ五年間の間に、今問題になっておりますこの日歯連、日本歯科医師連盟から政治献金あるいはその他の供与等を受けておられるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○野沢国務大臣 日歯連とは、献金、パーティー等一切関係がございません。

○実川副大臣 日歯連からパーティー券また寄附等は一切ございません。

○中野大臣政務官 日歯連からは献金等はございません。

○松野(信)委員 そうすると、法務省の大臣、副大臣、政務官とも、日歯連とは一切のかかわりを持っていないというふうにお聞きしてよろしいですね。

それでは次に、この総合法律支援の問題について議論を進めたいと思いますが、この基本理念、法文にも一条、二条あたりに記載がされているわけですから、二〇〇〇年に民事法律扶助法が制定、そして施行されたということで、補助金あたりも大幅にアップされ、平成十六年度では四十億ぐらいが予算化される、こういうふうなことで、民事法律扶助についてはかなり手当てがなされてきているように思います。

しかし、この総合法律支援法が成立されるといふことになると、この民事法律扶助法の方はわずかに四年で廃止をされる、こういうことになるわけで、せっかくの法律が廃止されるということでは、それまでの何か目的とか理念とかいうものにかわるようなものがあるのかどうか。そして、この法案の基本的な理念というものは、従前のこの扶助法あたりの理念というのが引き継がれるのかどうか。根本的な基本理念について大臣にお伺いしたいと思ひます。

○野沢国務大臣 民事法律支援、これにつきましては、しかるべき実績は上げてきておるわけでございまして、今回のこの総合法律支援の制度の中では、さらにこれを充実し、効果的にするということを取り組んでおりまして、決してこれまでのもので足りなかつたとかまづかつたかということではございませんで、一層発展的にこれを補強し充実する、こう理解していただければよろしいかと思ひます。

そこで、せっかくのお尋ねでございますので、現行の民事法律扶助法では、個別の事件ごとに一般の開業弁護士等が法律事業を行ひまして、法律扶助協会において依頼者が支払うべき報酬実費を立てかえる仕組みでございますけれども、本法案のもとでは、支援センターに所属する常勤弁護士に法律事務を取り扱わせることが可能となるわけでございます。結局サービスが拡大される、こういうことで御理解いただきたいと思います。が、この常勤弁護士の活用によりまして、一層迅速に、効果的な援助の実施が可能になる、また、民事法律扶助事業の効率化がこれによって図れると考へておるところでございます。

また、専属の事務職員を抱えることになりまして、この支援センターは、民事法律扶助事業を担うことも事務処理体制の効率化に資するということもまた言つてよろしいかと思ひます。

刑事弁護の分野では、支援センターが契約によりまして国選弁護人の候補者となる弁護士を確保しております。これによりまして、裁判員制度が

支える充実した迅速な裁判、特に、連日の開廷に対応することもできることになりまして、被疑者の段階での弁護士活動の充実も含めまして、効果が上がつてくるものと考えております。

○松野(信)委員 今大臣のお話で、サービスが拡大されるということ、その点については大いに結構だろつというふうな思ひますが、従来行つてきたこの法律扶助協会の業務というものが、全部この支援センターの方に引き継がれるようになるのか、あるいは一部残るのか、こういう問題があるかと思ひます。

大臣お話しされましたように、法律扶助協会は、専ら民事の法律扶助事件、こういう援助をしてきたわけですけれども、それ以外にも、言うならば自主事業というふうなことで、積極的に国民のためにいろいろな事業をやつてきたわけであります。そういうような自主事業なども含めて全部この支援センターに引き継がれるかどうかという問題があるかと思ひます。

私は、支援センターは支援センター、それから法律扶助協会は扶助協会で、一部引き継がない部分も残つて細々とやるというよりか、もうこの際、せっかく支援センターというものができるとあれば、全部支援センターの方に引き継いでいただいて、そこでしっかりと国民に向けた司法サービスをを行つていく、こういう方が望ましいのではないか。

つまり、法律扶助協会は、そういう意味で発展的解消を遂げるという方が望ましいのではないのか、こういうふうな考へるものですけれども、この点についてはいかがでしようか。

○野沢国務大臣 大変大事なところをお尋ねいただいておりますが、支援センターは、第三十条第一項各号に規定しております業務に支障のない範囲で業務方法を定めておりますが、国や公益的な法人等の委託を受けて業務を行うことができる、要するに、窓口があつていますということ、いろいろなお仕事をここで受けける可能性をここで示しておるわけでございますが、法律扶助協

会の行つております自主事業についても、これを活用しまして、実質的に引き継ぐことは可能であると考えておるところでございます。

ただ、自主事業の内容を現在の状況で見ますと、非常に多種多様でございますので、一部の支部分のみで行われているものもありますし、具体的などの事業がその範囲で委託を受けて実施するかについては、それぞれ委託する方々あるいは受け支援センターの判断によりまして、今後、協議をしながら決めていけばよろしいんじゃないかと考へております。

○松野(信)委員 この問題については、まだまだこの法律が成立した後施行まで少し時間があると思ひますので、この間にぜひ法律扶助協会とも詰めていただきたいな、こういうふうな考へておるところでございます。その間の経過的なところで、財政的な問題やその他のいろいろな形でぜひ法律扶助協会と詰めること、そして、その経過の間も財政的な支援についてはぜひ特段の配慮をしていただきたいな、こういうふうな思つておるところであります。

法律扶助協会は、先ほども申し上げた、二〇〇〇年に民事法律扶助法が制定、施行されて、確かに資金的には非常に国からの補助金というものがふえておる。平成十二年で約二十億であつたものが、平成十三年で二十九億、約三十億程度、平成十四年度に三十五億、そして十五年度に四十億、こういうような形で確実にふえてはいますけれども、この経過期間の間も法律扶助協会の事業というものが円滑に、そして国民の信頼にたえるような形でしっかりと財政面でも支えていただきたいな、こういうふうな考へておるところであります。

そして、支援センターの業務の内容については今大臣の方から三十条を引用されてお話がございます。三十条にこの支援センターの行う業務の範囲というものが第一項の一号から八号にわたつて記載があり、かなり拡充をしているということ、私は私も評価できるのではないかと、こういうふう

思ひます。

ただ、少し突き詰めて考へてみますと、この三十条の一項の第一号というものは、読みますと、専ら情報、資料の提供にとどまる、提供だ。第二号のところは、経済的に苦しい人たちに對して援助をしようというものが第二号になつています。第三号が刑事弁護、第四号が過疎地域に對して適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるということ、第五号のところは刑事被害者というふうな形になつておるわけですね。

そうしますと、この条文を見る限り、例えば経済的に困窮しているという方については、それこそ第二号のところ援助ができる、こういうふうになつておるんですが、そうすると、経済的にはそんなに困窮していない、そこそこお金は持つてゐる、だけれども、弁護士を知らない。町中に住んでいても、別に弁護士過疎地域でなくとも弁護士を知らない、どこに相談に行つたらいいかわからないというふうな方もおられるわけですね。そうすると、町中に住んでいても、田舎に住んでいても、だれでもやはり法律相談が受けられる、資力の有無にかかわらず受けられるというふうなこともこの支援センターの業務として与えていいのではないかと。どうも法文を読むと、そのところが必ずしも明確ではない、このようになつてゐるものですか、この点について、私は、やはり資力の有無にかかわらず、だれでも弁護士とかそういう法律関係の相談が受けられるというふうな体制をこの支援センターは持つべきではないか、こういうふうな考へるものですので、この点について御質問をさせていただきます。

○山崎政府参考人 この法律案全体は、国民に對して司法サービス、法律サービスを行つていくシステムでございますけれども、基本的には、中心的には弁護士が、あるいは弁護士会がいろいろやられてゐるわけでございますけれども、そういうものをぜひ充実してやつていただきたいな。そういう中でも、なかなか全部手が回り切らないようなところもございまして、そこを補完するものとし

てこのセンターをつくりましてやっていくという考え方でございます。

したがって、今法律相談のことがございました。このセンターで行う法律相談は二通り考えておりまして、一つは、民事扶助の対象になるものの相談でございまして、これは無料で行うということでございます。それから、過疎地域におきましては、法律相談そのものができませんので、これにつきましては、弁護士さんがおられませんが、それにかわるものとして有料で行うという二つのタイプを置いているわけでございます。

これ以外に、ただ、今御指摘は、無料で資力いかににかかわらず行うべきではないか、こういうことの御指摘かというふうに思いますけれども、これは先ほど申し上げましたように、それぞれいろいろな団体等で、特に弁護士会等でさまざまな取り組みが行われているわけでございますので、私もそこらはそちらで尊重をしたいということを考えておりまして、そのセンターに來られる方につきましては、自分のところであるものはやりまして、そうでないものについてはきちっと御案内をして、そちらの方でいろいろ相談を受けていただきたい、こういう仕組みで考えておりますので、そこは御理解を賜りたいと思います。

○松野(信)委員 私は別に無料で支援センターが法律相談に応じると言うわけではなくて、有料でもそれは構わないだろうと思います。現に第三十条の四号のところでは、過疎地域については有料、「相当の対価を得て」というふうに規定しているわけですので、過疎地域外でも相当の対価を得て、法律相談に來られた人についてはそういうサービスがなされてもそれはしかるべきではないかな、こういうふうにあるんですが、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいまの点は運用上の問題にもかかなりかかってくるかなと思います。

日弁連あるいは弁護士会と密接な連携をいたしまして、あるいはそちらとの提携でここで行っていただくとか、さまざまな工夫は考えられると思います。

いますので、今後その準備に向けて詰めていきたいというふうに思っております。

○松野(信)委員 ぜひその点を詰めて、せっかく大臣もおっしゃられるように、サービスの拡大だというふうに出ておられるわけですので、御検討をお願いしたいと思います。

要するに、私も弁護士をしておりますのでわかりませんが、法律相談をしたいという人はかなりおられる。別に弁護士会規定の三十分五千円ぐらい払ってもいいですよ、だけれども、しっかりと話を聞いて相談してくれるのであれば、それはぜひお願いをしたい、こういう人が非常に多いな、こういうふうになっているので、ぜひこの支援センターがそういう多くの国民の声にこたえられるような形で運用上お願いしたい、このように考えております。

次の問題ですが、やはりこの司法ネットワーク法案で一番気がかりだというのは、契約弁護士の職務の独立性というものがしっかりと図られるかどうか、この点が一番大きくひっかかる点ではないか。いろいろ私の周辺にも、この法案について賛成反対、いろいろ言っている方々も多々ありますけれども、反対論者のやはり中心の論点というのは弁護士会の独立性、あるいは、弁護士会が弁護士自治ということで国から一切支配介入を受けないというふうになつていて、これがこの司法ネットワーク法案で崩されるのではないかな、こういう懸念が一番多いわけでありまして。

確かに、この法案を見てまいりますと、法務大臣が認可するというような規定が随所に出てきているわけですね。支援センターの理事長の指名とか任命、それから役員解任、これは法務大臣の権限だ、こういうふうになっているわけですね。そして、支援センターが行うところの業務方法書、それから法律事務取扱規程、それから国選弁護人との契約約款、こういう業務にかかわる中心的、基本的な事項というものは法務大臣の認可を受けなければならぬ、こういうふうになつております。また、これは独立行政法人に準ずるといふこ

とから出てきているんだと思うんですが、中期目標を立てなさい、しかも、この中期目標というものは法務大臣が指示する、これは四十条にいうふうに出てくる規定されているわけですね。

今申し上げたように、随所に法務大臣の任命、解任、認可、指示、こういうのが出てきているものですから、これで支援センターというものはしっかり弁護士会の独立性を保つてやっていると、こういう懸念が率直に言うところかと思っております。で、そういう点に関して大臣の御所見をいただければと思います。

○実川副大臣 先生御指摘の刑事弁護士の職務の独立性でありますけれども、これまでいろいろ御指摘がございました。弁護士等の職務、これは個々人の権利利益を擁護することにありますので、その職務の独立性を確保することは大変重要であるというふうに考えております。

そこで、本法案におきましては、弁護士等の職務の特性に常に配慮しなければならぬものとして、支援センターとの間で契約を結ぶという弁護士等の職務の独立性を明記し、さらに、具体的な職務活動につきましては支援センターの指揮命令を受けなければならないこととしております。また、有識者等によりまして構成される審査委員会を設けまして、契約弁護士等に対しまして契約解除等の措置に關しましてはその議決を得ること、このようになつております。

○松野(信)委員 確かに、法案の三十三条のところでは、条文中、契約弁護士等は独立してその職務を行う、こういうような規定はありますが、先ほど私の方から指摘させていただいたように、随所に法務大臣が認可とか指示とか解任とか、こういう規定もあるものですから、この点はやはり重々注意をしながら進めていかなければならぬ。契約弁護士の職務における独立性というものが万が一にも侵害されるというような形で運用されるということになつてはならない、このように、この点は強く申し上げたいと思います。

が刑事弁護のところであります。

これはもう言うまでもなく、刑事弁護というのは、検察官と弁護人・被告人が対峙をするという、まさに国家権力が発動されるのに被告人や弁護士、弁護人は立ち向かう、そういう構造になっているわけですから、こういう場面については、弁護人、弁護士の独立性、本当に大事にしていかなければならないものだ、こういうふうにいるわけですね。

それで、現在の国選弁護制度、これはどうも調べてまいりますと、我が国の刑事弁護の中で約六割ぐらい占めている。つまり、私選の刑事弁護よりも国選の刑事弁護の方が多い、こういうことになつてくるわけですね。

それで、現在の国選の刑事弁護というのは最高裁判所の予算の中でなされるということで、法務省の管轄外にある。ある意味では、最高裁判所の方と弁護士会とで話し合いをされて、具体的な刑事事件については、裁判所の方から弁護士会の方に国選弁護人の推薦の依頼が来て、推薦をして行われる、こういうような運用が進められてきたわけで、特段このやり方で何か支障が生じた、弁護士、弁護人の独立性について何らかの支障が出たとか、あるいは予算的な側面について、お金が足りなくなつて支障が出たとか、そういう支障はないように私自身は考えておるんです。

ところが、今回の法案では、この国選の刑事弁護もこの支援センターの方に入れるということになつて、どうも、従来行われていた裁判所が弁護士会の方に推薦を依頼するというやり方は、基本的には廃止するということだろうと思うんですね。ですから、まさか両方併存するというのではなくて、従前のやり方はもう廃止するというのだらうと思うので、なぜここまで特段支障がなかったと思われるこの国選弁護の点まで支援センターの方に入れるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○山崎政府参考人 今回の基本的な発想でございますけれども、今御指摘の国選弁護については裁



判所で行う。では、被疑者弁護をどこで行うかという問題、これはどこで予算をとって、どういう選任をしていくかという問題になったときに、では、どこがやるかという問題ですね。これは、ストリートに裁判所というふうになるわけではございません、まだ裁判所で全部関与しているわけではございません。

そうなりますと、また別の担い手が行うのかという問題も生じてくるわけでございます。民事法律扶助は財団法人で行うとか、さまざまなどころでばらばらにやるということになるわけでございます。まして、これが本場に効率的な運営をすることができると、また将来の発展性があるのかということも考えまして、もちろん新たな業務をこの中に加えたわけでございますけれども、それを総合的に行うことによって、より充実発展をすることができるとはならないかということからこのような発想をしたわけでございます。

ただし、選任につきましては、裁判所で選任をお願いするというシステムは変わっていないわけでございます。それ以外のものについては、ある種の行政事務的なところもございまして、報酬の支払いとかそういうものに関しましては行政でやることも可能なわけでございますので、その部分は、こちらの運営主体の中で一括的に行っていく、これは民事法律扶助も同じでございますけれども、そういうものを一括して予算としてとって、その中で運営をしていく、こういうことを考えたわけでございますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

○松野(信)委員 この刑事国選の点については、最高裁の規則で、例えば、三回法廷で国選の弁護士の費用は幾らという形で決められて支払いがなされているんですが、仮にこの法案が通って、先ほども申し上げたような国選弁護人の契約約款、これは法務大臣が認可するというような形で通った場合に、弁護士の報酬の点について、金額とかあるいは支払い方法とか、そういうものに従前と変化が出てくるのかどうか、この点に

ついてはいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のとおり、契約約款で基本的な報酬の基準あるいは支払い方法等を定めていく予定でございます。

この点につきましては、やはり現実に行っている点については弁護士の方でございまして、十分にその意見を聞きながら、最終的に一番スムーズにいくような方法をとっていきたいというふうな考えでございますけれども、基本的に、今まで裁判所の方から報酬が支払われていたという点は、こちらの支援センターの方からお支払いをするという点になる点には変わるわけでございますが、それ以外の基本的なところはそう大きく変わるわけでは無いというふうに理解をしております。

○松野(信)委員 具体的な報酬の基準、何回ぐらゐの法廷の場合は幾ら、こういう支払いの基準が変わる可能性があるのか。つまり、今までより安くなっちゃうというようなことがあるのか、それとも、国選の報酬の支払いの基準、金額というのが上がるのか。その点についてはどうなんでしょう。

○山崎政府参考人 たしか、具体的にはこれから詰める話でございますが、現在行われているものがあるわけでございますので、その辺を十分に頭に入れてながら、その基準を定めていきたいというふうに考えております。

○松野(信)委員 それから、やはり弁護士の独立性の点で少しひっかかるというのは、第十九条にありますが評価委員会、これも恐らく独立行政法人に準ずるといふことから出てきた組織なのかなという気もいたしますが、この評価委員会は第十九条の第二項で、次の事務をするというところで、「支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。」という規定があります。

具体的に、どこまでこの評価委員会がどういう評価をするのか、実際の仕事はどういうふうになるのか、いま一つ、この条文を見ただけではわかりにくいわけでありまして、例えばこの評価委員会が、個々の弁護士が行った弁護活動、これがよ

かったとか悪かったかというようなこと、あるいは金を使い過ぎていたとか、そういうようなところまで評価が及ぶようであればこれはちょっとゆいし問題であるな、こういうふうな思っているが、この点は、この評価委員会の評価というものはどこまでするのか、これについてお伺いしたいと思います。

○実川副大臣 御指摘の評価委員会でありまけれども、法人の業務の実績評価に関する事務等をつかさどるものでございまして、具体的には、中期計画の実施状況など実情の把握、また中期計画の達成度など実施状況の分析あるいはまた評価などを行うこととなると考えております。今御指摘の、個々の事件における弁護活動の内容を評価することはないと考えております。

○松野(信)委員 個々の事件についてまで介入ということはないものだろうかというふうに思いますが。

しかし、例えば裁判迅速化法というような法律もあって、二年以内にかいいうようないろいろな基準が決められているわけで、そういうような迅速化法との比較で、この事件、長くなり過ぎていくとか、あるいは支援センターのやつている、契約弁護士の行っている事件というものが全体として金がかかり過ぎていくとか、あるいは時間がかり過ぎていくとか、そういうような評価でも出てくると、心理的にはやはり個々の弁護士の方にも影響が出てくるおそれもあるものですから、そういう点もよいようにお願いをしたいと思っております。

○山崎政府参考人 ただいま副大臣の方から答弁がございましたけれども、私ども、個々の事件内容にこの評価委員会の評価が入るということは厳に避けなければならぬということ、十分に意識をしておりますので、今後、そのような運用になつていくようにきちっとしてまいりたいというふうな考えております。

○松野(信)委員 ありがとうございます。それから、この評価委員会とは別に審査委員会

というものもございまして。これは第二十九条で、この業務の運営に際しては弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議する、こういう規定になっていて、どうも正直言つて、条文を読むだけでは、この審査委員会というものは一体何をやるんだというのがもう一つ読みにくいものですか、この二十九条にある審査委員会は、実際にはこういう仕事をやるんだ、この点について答弁をいただきたいと思

います。

○山崎政府参考人 これは、基本的には個々の弁護士と依頼者の関係、これはどういう態様であっても若干トラブル等が起こり得るわけでございますが、組織の方がいろいろそれについて調査をし、あるいは最終的に契約の解除をするということ、これは厳に避けなければならぬということから、それを避けるために中立的な審査委員会を設けて、そこで判断をするということでございます。この構成員を見ていただいても、法曹関係者あるいはそれ以外の方を入れながら、客観性を持って、組織とはちよつと別にそこで判断をしていく。

一番典型は、当事者とのトラブルでその契約を解除するかどうか、こういうような点の審査、これが中心的なイメージであるというふうにお考えいただければと思います。

○松野(信)委員 この審査委員会については、二十九条の第八項のところで、契約弁護士等について何らかの措置がなされるように、「(懲戒を含む。)」ということ、契約弁護士について何か苦情があつたりした場合に一定のこういう措置、懲戒を含むということですから、何らかの制裁処分まで契約弁護士に科せられてしまふ、こういう規定にもなっているわけですね。

そうすると、弁護士の場合は、単位弁護士会に綱紀委員会あるいは懲戒委員会というものがあつて、例えば品位を汚したような行為をしたということになれば、戒告とかあるいは業務停止何カ月とか、ひどい場合には退会命令というような

厳しい懲戒処分も弁護士会は弁護士会として行うように、これは弁護士法で規定がされているわけですね。

そうすると、何かそちらの方でも、弁護士会でも制裁を受け、この法案の二十九条の八項にある一定の措置、「懲戒を含む」というような、こちらの方の制裁も受ける、場合によっては二重に制裁を受ける、こういう可能性もあるのかな、こういう危惧もあるわけですが、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 ここであつております懲戒は、これは弁護士会の懲戒とは全く別のものがございます。したがって、別々の観点からいろいろの措置が行われるということは、観念的にはあり得る話かもしれません。

ただ、私も、ここで考えているのは、契約をしているわけでございますので、その契約関係の解除をするとか、そういう点を考えているわけでございます。それは、弁護士会は弁護士会として、また弁護士としての活動でそれでいいのかどうかという、それは別途の観点でお決めのいたたく、こういうことだろうということでございます。

○松野(信)委員 そうすると、この二十九条の八項に規定している、八項の中の第一号ですが、これに規定している措置、「懲戒を含む」というこの措置というのは、今の山崎局長のお話ですと、契約の解除あたりを指しているんだという御指摘ですが、その契約の解除ぐらいならまだいいかと思うんですけども、例えば顧客の方から何らかのクレームが出た、顧客と何らかのトラブルになった、そういうことで、契約解除のみならず、何らかの注意処分とか、もうおまえには今後一切この支援センターの仕事はさせないとか、そういうようなところまで含んだ措置というのがこの八項の一号には考えておられるんでしょうか。

○山崎政府参考人 契約によるわけでございますので、例えば、それほど事情ではないという場合には、先ほど御指摘ございましたが注意処分的なものということもあり得るかと思いますし、程度のいかんによっては契約を解除するあるいは将来的にも契約をしないということもあり得るかもしれません。それはいろいろな対応があり得るということでございますけれども、中心的なところは契約を解除するかどうかという点になるわけでございます。

○松野(信)委員 契約の解除程度であればやむを得ないことかなと思いますが、これも程度問題といえ程度問題ですが、それがだんだんだんだんエスカレートして、弁護士会が行う懲戒処分あるいはそれに準ずるような二重の制裁を科するようなことがあつては、これはやはり問題だろうというふうに思いますので、その点はぜひ運用面でも注意をさせていただきたい、こういうふうにお願いをしたいと思います。

それから、弁護士の独立性の点で最後ちよつと念のためにお伺いをしたいと思います。例えば、理事長の任命、これは第二十四条なんです、これについてはあらかじめ最高裁判所の意見を聞かなければならない、法務大臣はそういう義務があるわけですね。これは第二十四条の三項です。それから、解任の場合も、これは第二十六条ですが、役員の解任についても法務大臣は最高裁判所の意見を聞かなければならない、こういうあらかじめ意見を聞くというふうな規定があります。こういう二十四条とか二十六条のところは、最高裁判所の意見は聞くというふうになっているんですが、日弁連の意見は聞かなくてもいい、法文上はそういう仕組みになっている。

ところが、審査委員会、これは第二十九条にあります、審査委員会の委員を解任するというのは第二十九条の六項にあります、これについてはそれぞれ最高裁判所、検事総長、日本弁護士連合会会長の意見を聞く。こういうふうなことで、審査委員会の委員の解任のときにはそれぞれのいわゆる法曹三者の意見を聞かないといけない、だけれども、役員の任命とか解任については日弁連はある意味では外された形になっているわけですね。

私は日弁連の意見も聞いてもいいのではないかと思います、ここで日弁連の意見を聞かないでいいというふうになっている趣旨はどういうことでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の二十九条の關係では、二項でそれぞれ推薦する方々が委員になるわけでございますので、そういう推薦をいただいた方を解任するというようなことも起こり得るわけでございますので、この六項でそれぞれ意見を聞く、こういうふうなことになるっております。

それ以外に、理事長ですとか理事、その辺の解任の問題に關しましては、これは、弁護士会あるいは弁護士の方々につきましては確かに実務を行っていたかどうかということになるわけでございますが、それと裁判所が少し違う役割は、国選弁護士等につきまして最終的にそこで選任をするという主体の行動をしていただくということになるわけでございます。いわば組織の一部に影響がある仕事をやっていただくということになるわけでございますので、そういう關係で、つながりが強いことから御意見を聞く、こういうシステムになっているわけでございます。

○松野(信)委員 二十九条のところは、確かに、今答弁をいただいたように、最高裁が推薦する裁判官もあれば、検事総長が推薦する検察官もおれば、日弁連の会長が推薦する弁護士もおれば、そういう推薦があるからそれぞれあらかじめ意見を聞いた上で解任をする、これはよくわかります。ところが、二十四条とか二十六条の点については、あらかじめ法務省あるいは検事総長から推薦を受けたとか、最高裁判所からあらかじめ推薦を受けたとか、別にそういうようなところはないわけでありまして、この二十四条、二十六条のところについてだけ日弁連が外されたというのがどうも私としては少し合点がいかないところがあります。

どうも、二十四条のこの理事長、例えば二十四条にありますが理事長が、法務大臣が任命、あらかじめは最高裁の意見だけでよろしい、こういうふうになっているのは、悪く勤ぐりますと、法務省出身者あるいは裁判官の出身の人が理事長に就任する、弁護士出身の人はどうも理事長には就任しない、こういうふうには、悪い言い方言うならば天下りのなところを念頭に置いているのではないかと、こういう批判もできなくはないんですが、まさか、そういう天下り先を一つこれで確保したというふうなことになるは大変いけなないわけであります。

確かに二十四条を見ますと二年間は除くというふうには規定はあるものの、そういう法曹関係者が理事長になるということも予想できなくもないものですから、やはりそういう天下り先にならないようなことをぜひお願いしたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 この法文、いろいろ見ていただければそういうことにならないようないろいろな手配がされていると思います。悪く勤ぐればとおっしゃられましたけれども、勤ぐらないでいただきたいと思います。そういうことにはならないということでの規定を置いているわけでございます。これ以外にも政府等の關係でもいろいろ決まりもございまして、それにすべて従うということでございます。

ここにあくまでも書いてございますように「高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者」、これを中心に考えるということでございます。そこは御理解を賜りたいと思います。

○松野(信)委員 ぜひ、やはりこの点は、天下りの一つの機関ができた、支援センターという、これは独立行政法人に準ずる組織で、言うなら特殊法人のようなものでありますので、法務省の天下り先が一つできたというふうなこういう批判を受けられないように、ぜひこの点については大臣の御所見をいただきたいと思ひます。



くと思います。優先順位もあらうと思います。いきなりゼロワン解消といましても難しいという答えが繰り返されておりますので、押し問答する気はございません。

ただ、できる限り早期に、そういった、弁護士がいけない地域、弁護士が一人しかない地域がないようにしていくことは、もちろんそうだろうと思いますので、まず、そういった基準でそのセンターを優先的に設置していくかの基準を伺いたいと思うのですが、この点、視点といたしましては、そのセンターの設置が、こんなことではないと思えますが、いわゆる政治的な配慮であるとかそういったことで決められてはならないと思えます。あくまでも、住んでおられる方が、いろいろな事情によって法的支援がなかなか受けにくいという視点が最も重要であらうかと思えます。

この場合、あくまでも利用者サイドに立って見ますと、近くに大都会があつたらいいのかといましても、そこに電車ですぐ行ければ確かに短い時間で行けますが、車でかかるのかなつてくる、単純なそういう地理的な距離のみならず、交通の便とかも考えますと、やはりその地域にそういうセンターが要するというような視点も大事であらうと思えます。あくまでも利用する人の立場に立って、その地域にこういったセンターをつくらなきゃいけないというような客観的な基準を設けてまして、その基準に従って、ついた予算の中から優先的につくっていくというような指針が示されるべきであらうと私は考えております。

この点、まず、こういった基準で優先順位をつけながらセンターを司法過疎解消に向けて設置していくのか、お答えください。

○寺田政府参考人 今、まさに最初に、冒頭に委員がおっしゃいましたように、このセンターの具体的な事務はセンター自身でお決めになることとございますので、そこで、私どもがお答えすることもおのずから限界があるわけでございますし、また、国が直接こういう事務をやるのではなくて、センターをつくるということは、むしろセン

ターのいわば民間的な発想のようなものを生かすという面もございますので、私ども自身が答えないう方がいい部分もある。これはまず大前提として御承知おきいただきたいと思えます。

その上で、しかし、おっしゃるとおり、この弁護士過疎の問題というのは、前から非常に深刻な問題だということで、今度の司法制度改革の中でも特に重視して、その解消に向けての歩みを進めたいと思つていた事柄でございます。したがって、当然私どもとしても、これについては重要な問題として関心を持っているということでございます。

具体的な基準は、今の段階で申し上げることはそれほど多くはないわけですが、何と申しましても、まず現地のニーズ、需要というのが問題になります。どういう問題がどのぐらいのボリュームであるのかということが当然のことながら一番柱になることでございますが、同時に、今度は、現実には、その地域にどういふふうなリールサービスの供給が現状として行われているか、弁護士さんがどのぐらいいないのかといううようなことが次に問題になるわけでございます。

さらに、おっしゃる通りに、いろんな面がございますが、業務全体としてのバランス、効率性といううようなものも考えていかなきゃなりませんし、今度は、じゃ、そこに弁護士さんなど、相談の人たちを配置するということになると、現実的にはどのぐらいの可能性があるのかといううようなことも考えなければなりません。

そういうものもろのものを考えるわけでございますが、それは、何といひましても柱は、最初に申し上げましたように、現実のニーズ、需要ということにならうかと考えております。

○泉房委員 昨日から質問通告していたので、もう少し具体的な指針が示されるのかと期待しておつたんですけれども、極めて言葉は長かつたですが、あと何も語っておられないというような印象を受けます。まず現地のニーズについて把握す

るのは当たり前であります。そんなことは、日弁連はとつての前からやっております。

よく言われるゼロワン地域といひますのは、地方裁判所の支部におきまして弁護士がゼロ人ないしは一人、一人といひますと、トラブルの片方が弁護士を頼むと、相手方、対立当事者はもう弁護士がいけないという状況であります。こういった地域は現時点でたしか五十三カ所、いまだ残つていと思ひます。そういった地域にニーズがあるのは当たり前であります。

そして、客観的な数字としましては、その地裁支部管轄において、例えば具体的に、訴訟案件が何件あるのか、調停案件が何件あるのか、そういった具体的な数字は出るはずであります。そういった客観的な数字は出るはずであります。

そういった、ある程度客観的に出る数字を幾つか例示していただいて、それはプラスアルファの要素もあると思ひますよ、ただ、少なくともある程度はもう把握できていて当たり前のわけであつて、ただ、一気に五十三カ所解消が難しいというのは、お金の問題もあるので、わからなくはありせん。ただ、せめて、やはりその中で、特に、近隣地域にかなり時間をかけてもそういった弁護士士のいる地域がない地域であり、かつ、一定数の裁判所の案件があるところから優先してつくっていくといううぐらひの答えがあつてもいいと思ひます。

そして、少なくとも、こういったセンターの設置について、言葉は悪いですが、政治家の何かがそういった意見とか政治家のいひゆるるうといった客観的な基準に基づかないような意見に左右されることであつてはならない、客観的な、やはり市民サイドからのニーズをもとにして決めていく。

せめてその二点ぐらひのお答えはいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○寺田政府参考人 まず、先ほど委員もおっしゃられましたように、何といひましても具体的な利

用者サイドの問題、利用者サイドからのニーズということが基本でございますので、むしろ、いろいろなその他の要素に左右されないだろうといううふうにおっしゃられますと、それは基本的には、私が申し上げたこと、つまり利用者のニーズの方を優先するということで御理解いただきたいといううふうに考えております。

それから、具体的に、今訴訟事件がどのぐらひあるか、あるいはニーズとしてどのぐらひのものが考えられるかということは、大ざっぱには考えられます。しかし、じゃ具体的にその地域にこのぐらひのものを置くかどうかということは、そう簡単に決まるものではないと思ひます。現に相当事件数が少ないところでも非常に強い御要望があるところもあるわけでございます。そういう現地の御要望の強さというものは、単純に件数の多さ、ニーズの強さだけで判断できるものではない要素があることは、私どもこの間、むしろ弁護士の皆さんのいろいろな地域での活躍、御活動の結果、私どもに寄せられるいろいろな声からしてそういううふうな判断をいたしているわけでございます。

したがひまして、単純に数式で出るといふうなものではないといううふうにむしろ理解して考えていきたいといううふうに思つております。

○泉房委員 余り押し問答しても、前向きな、こちらの希望している回答は難しいと思ひます。一点強く申し入れたいのは、税金を使つて設置をしていくわけでありまして、ニーズは、どう見ようとも多くの地域によってあると思ひます。その中で、優先的につくられる地域としばらく待つてくださひねという地域が出る以上、国民から見ても、なるほど、そういった基準に基づいて、そういう順番でつくられているのかというううな、やはり透明性ある基準、そして納得できるような設置の仕方であれば、そこに不公平感が生じてしまへば、せつかくの司法ネットのよさが、国民からして何か違った面で見られかねないといううことを危惧しておりますので、できる限り

透明性のある基準、わかりやすい基準を設置していただくことを強く申し入れたいと思います。

そして、この地方の問題につきましては、現実的には、なかなか弁護士事務所もない中でどうしているかという、具体的な工夫としては、そういった地方の地方公共団体が無料法律相談を実施するなどして対応しているケースがよくあるわけであります。

例えば私の場合は、兵庫県の明石市で事務所を開いておりましたが、淡路島の場合、少し前まではゼロワン地域でありましたので、洲本の方まで橋を渡って二時間ほどかけて、県民局で無料相談、私もずつと行っておりました。そういう中で、やはりたくさんの方が相談にお見えになっておりました。

ここで問題提起したいのは、司法ネットによって地方に司法ネットのセンターができるのはいいけれども、そのかわり、そういった地方公共団体の無料法律相談が廃止されたのでは、何のこともわからない。

市民の側からいいますと、今実施している地方公共団体の相談は多くが無料であります。しかし、司法ネットの場合、これまでの答弁を聞いておりますと、いわゆる低所得者層、扶助にかかる方については無料もあり得ますが、そうでない方につきましては、恐らく有料の法律相談だろうと思います。市民からしますと、これまでは市役所とか町役場で無料で相談できたのが、司法ネットのセンターができたはいけれども、今度は金を払わなきゃいけないとなったのでは、それをじゃ前進と呼ぶのかという、むしろ後退だと感じる場合もあるかと思えます。

そうならないために、今回の法案でも「地方公共団体の責務」と書いております。しかしながら、この点、私もどういふ形の質問をしていいかなと思って総務省などいろいろ当たってみたのですが、地方公共団体のことは地方公共団体が決めるということ、なかなか、どこがしっかりと無料法律相談の充実化に努めるというふうなことの

回答が得られる官庁もないようなお答えでありました。

しかしながら、条文上、「連携」というキーワードの中でそういった地方公共団体に対しての、しりをたたくといえますか、頑張れ、やるべきというふうなことはできるのではないかと思いますので、その点、どういふふうな工夫をしながら地方公共団体のそういった法的支援をより充実させていくのか、その工夫の考えをお聞かせください。

○山崎政府参考人 今回の法案の大きな仕組みは、地方公共団体なりそれから民間なりでいろいろな法律サービスの活動をされていると思いますけれども、そういうところで手が回らないようなところを補完していく、あるいは連携をしていく、これを国の役目として今回つくるわけでございます。したがって、基本的な理念としては、それぞれのところはもともと活動していただき、そのネットワークを我々がいろいろお手伝いしながらやっていく、こういう役割になるかと思えます。

したがって、今この法案の中でも、地方自治体の責務ということであつたわけでありましても、我々も地方自治体の方に無料相談等をやめられては困るわけございまして、そういう点は、私どもと弁護士会、あるいは専門職者の団体とか、いろいろございまして、隣接の団体がございまして、そういうところになるべく人を行っていただいたりするなりして、絶対に途絶えることがないように、そういうふうなやり方をしたい。あるいは、地方協議会というのをこちらで設けたりすることもできるようにしておりますけれども、あるいは連絡会とか、いろいろなものやを設けまして、お互いの協力やっていきたいというふうな考えております。

○泉(房)委員 関連してでありますけれども、今、地方公共団体の何力所で、どの程度のいわゆる無料法律相談ができていくのかについての統計で

すが、総務省に問い合わせしても、答えは返ってきません。恐らく司法ネットの方でも、まだきつちりとした実数把握ができていないのかなと思えます。

具体的には、繰り返しですが、普通に暮らしている人から見たら、別に司法ネットで相談ができる方が市役所で相談できようが、相談できればある程度いいわけでありまして、あ、いわゆる地方公共団体以外でも、具体的には、今、郵便局などでも無料法律相談をやっております。また、社会福祉協議会でもやっております。私、すべてに行つて無料相談をしてきましたが、

そういう意味で、いろいろなところでいろいろな形で法的なそういった相談を受けたらいいわけでありまして、そういう現状把握がぜひとも必要だと思えます。それは、司法過疎地域、先ほどのお答えの法的ニーズの把握をする意味でも、少なくとも現状の相談がどうなっているのかというのを、法務省管轄のみならず、他の分野ともちゃんと連携をとりながら、まず実態把握に早急に努めるということが必要だろうと思えますが、この点、そのように今の現状把握に努めるというふうな方向でいいかどうか、お答えください。

〔委員長退席、漆原委員長代理着席〕

○山崎政府参考人 先ほどお答えしましたけれども、この法案の理念が、やはりお互いに連携して住民のサービスに資するようにということでございますので、その理念がきちつと達成できるように、今後、運用上の問題としても、その行つていく現実、これをきちつと把握して、それをどうやって結びつけていくか、これについても鋭意やっていきたいというふうに思っております。

○泉(房)委員 とにかく、法務省のみならずいろいろな官庁が関係しますし、この司法改革はまさに全官庁挙げてですので、他の官庁とも連携をとりながら、速やかに現状把握、そして速やかな方針をお立ていただくよう、強く申し入れます。続きまして、では、司法ネットに訪ねていった

ときに、どういったふうにメトリックといえますかサービスが受けられるのかということを具体的に考えてみたいと思えます。

今回の司法ネット、どうして必要かという中でよく言われるのが、これまでは、悩みがあつても、どこに行つたらいいかわからない。弁護士会に行つたら、いや、それは警察に行つてくだされと言われる。警察を訪ねていただければ、いや、それはうちじゃありません、それは福祉関係ですとか、それは市役所へ行ってくださいとか言われて、いわゆるたらい回しにされかねない、されていく現状がある。それではいけない、ある一カ所に行けばある程度の手がかり、道しるべが得られる、そうするためにも司法ネットが必要だ、そのように語られてきたと理解しています。

そうであるならば、司法ネットに訪ねていったら、いや、それはうちの管轄じゃないのでわかりませんではなくて、ああ、それだったら、直接うちではありませんけれども、こういうところがありますよ、そういうふうな当然アドバイスをするべきだと思えます。

まず、今回、最低限、法律関連職種につきましては具体的な情報提供がなされるという理解でいいと思うんですが、これまで弁護士の話が中心でありましたが、もちろん弁護士だけではなく、司法書士や税理士や、いろいろな関連職種があります。遺産分割の場合、弁護士のように思いましても、実際上のニーズとしては、その後の相続税のことが一番悩みの種だったりします。そうすると、弁護士よりむしろ税理士の方が望ましいわけでありまして。

そういったことも含めまして、具体的に想定されている法律関連職種の連携先はどういうところがあるのか、そして、そういうところを紹介することによって市民はどういった具体的なサービスを受けられるのか、具体的な事例に即してお答えください。

○山崎政府参考人 まず、全体のイメージ的なとらえ方でございますけれども、来られる方はいろ

いろいろな悩みを持って来られるわけで、まずその仕分けをきちっとしなければならぬ。そのための面接というんですか、これはきちっとして、それで、この方がどこへ行かれたら一番適切なアドバイスが受けられるかというところ、これをまず探し出す必要がある。その上で、そういう相談をやっているところ、そのやっているとところを御紹介いたしまして、中には非常にどうしていいかわからない方もおられると思いますので、事前にそちらの方に連絡をするとか、そういうような、かゆいところに手が届いたような、そういうふうなやり方をする必要があるだろうというふうに思います。

それから、このニーズでございますけれども、現在の紛争でございますから多種多様でございまして、現在私どもが念頭に置いている、いわゆる隣接法律専門職の方々、ちよつと例を申し上げたいと思っております。これが大体典型だろうというふうに考えております。これ以外にも、それはいろいろ考えれば、例えば公認会計士とかあるいは外弁事務所とか、そういうのもいろいろあるうかと思っておりますけれども、その辺の法的なアドバイザー、そういうところ、関連がありそうところ、は、みんないろいろお互いに連携をして受け入れ先を、きちつと連絡がつくように、そういう形でやる、絶対にたらい回しになるようなことは避けるということ、これは今後、職員等の訓練を経て、きちつとやりたいというふうに考えております。

○泉(房)委員 今、幾つか具体的な職種が出ましたが、大事なものは、職種だけではなくて、むしろ、そこでどういったサービスが得られるかだと思ひます、もちろん考えておられると思ひます。

具体的には、例えば、弁護士のとこに、年金をもらえなくて困っていますという相談がよく来られます。でも、例えば、そういう場合は社会保

険労働士さんの方が適していたりします。でも、一般的には、一体それが弁護士なのか社労士なのか税理士なのか、なかなかわからない中で相談に来られるわけでありまして。

その悩みを聞いたときに、ああ、これはどこが一番適しているかという、いわゆる振り分けを適切にするためには、それぞれの職業においてどういった分野を得手、得意としていて、具体的にどこから辺までフォローができるか、しかもそれをどの程度の価格、費用負担でできるのかまできちつと把握しておかなければ、行つたはいいけれども、びつくりするようなお金を払わされるとなつたら、今度、司法ネットに逆恨みじやないですけれども、そんな高い金がかつたとなるわけであつて、そこでどういったサービスが得られるのか、どれくらい費用負担なのかも含めて、そのあたり、きちつと情報を把握した上でこの司法ネットの体制をつくっていただく。当然そうだと思いますけれども、現時点でなかなか明確なお答えでないというのは、これから準備されるかと思いますが、早急にそのあたりの情報把握に努められることを強く申し入れたらと思います。

そしてまた、私は何度か同じようなテーマを言っておりますが、相談に来られる方を思い浮かべますと、本当に、狭い意味の法律だけではありませぬ、高齢者の場合、消費者被害であるとか、ちよつとほげが始まつて困つていくなつてくると、狭い意味の法律だけじゃなくて、まさに福祉分野といひますか、そのあたりが本当に日々かわつてくるなというのを実感しております。

同じ質問を何度かさせていただいている感じもありますけれども、改めて、そういう分野については厚生労働省の方でどういった連携先があるのか、そこでどういったサービスができるのかというところがやはり大事であつて、この点、厚労省の方にちよつと呼んで質問をしますと、司法ネットの単語すら知らない官僚の方も、もちろん何人もおられました。また、法務省に聞きましたも、余り厚労省との連携はということについてはびん

とこれにないような受け答えをなされるような方もおられました。

私は、そうではないと。繰り返しますが、相談する方から見れば、それが法務省管轄であろうが、厚労省管轄であろうが、総務省管轄であろうが、関係ないわけでありまして、そういう、全部、トータルも含めてこの司法ネットで情報提供していくということだろうと思ひます。

ただ、具体的なサービスにつきましてはやはり厚生労働省の方で所管しておると思ひますので、具体的に、例えば、高齢者や障害者や児童虐待、DVの場合など、それぞれ想定されますが、このあたりも、厚労省の方、また所管も違うようです。で、まず高齢者の方から、お年を召した方が司法ネットに來られたときに、厚労省管轄にかかわるような具体的な連携先、具体的なサービスの提供があれば、どういったサービスが可能かということを開示してください。よろしく願ひします。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、高齢者、障害者の方を初め、生活上さまざまな問題を抱えておられる方々の相談に對しましては、関係機関の窓口が相互に連携して対応していくことが大変重要だと私も考えております。

お尋ねのございました高齢者の福祉施策の関連でございしますが、これも御案内かと思ひますが、高齢者福祉の中心の制度といひまして介護保険制度がございします。

介護保険によります介護サービスの利用につきましては、基本的には市町村などの自治体に窓口が設けられております。ここにおきまして、介護保険の入力口でございします要介護認定の申請でございしますと、あるいは、どんなサービスが介護保険で利用できるのか、そういう制度の説明、さらにはサービス機関に関する情報とか、こういったようなことも提供しているところでございします。

それから、介護保険以外にも、例えば、高齢者

の方の生きがい支援のようなものもございします。こういったさまざまな生活支援サービスにつきましても、各自自治体におきまして情報提供や利用相談もやっているとございします。

それから、大変重要な機関といひしまして、全国八千七百ぐらい設けられておりますけれども、市町村の在宅介護支援センターというのがございします。こちらは、地域におきまして要介護高齢者の在宅介護に關します総合的な相談でありまして、か、関係行政機関やサービス事業所との連絡調整、こういったことで、地域におきまして高齢者福祉のための総合的な相談機関として実施をしているところとございまして、こういったところが主な連携先として想定されるのではないかと、このように考えております。

○泉(房)委員 今お答えがございましたが、一つ事例だけ言いたんですが、在宅介護支援センターの話が出ました。本当に重要だと思ひます。

私、弁護士をしておりまして、高齢者の問題で一番たくさん相談をかけてこられるのは、在宅介護支援センターです。在宅介護支援センターの職員の方が私の法律事務所へ電話をしてきて、自分のセンターで見ているお年寄りの方、ひとり暮らしさんだけども、新聞を見もしないのに毎日新聞が山積みされて、どうしたものかという相談があつたりします。どういふことかという、新聞勧誘員が判を押させて二年間の新聞契約をとつてしまふ。全く読むこともない新聞が毎日ポストに入つていふ状況であります。おかしいと思つて、その新聞配達員に抗議しまして、どういふことかと言つたら、ちゃんと判をもらつています。景品も渡したからもう二年間お金もらわなだめだと言ふので、私も激怒しまして、そんな、新聞読めないことが明らかになつた判をこつて二年間新聞を送り続けるとは一体どういふことなんだというところで抗議して、結果的には、済みませんと謝罪を得て、お金も返金を得ました。

具体的には、そういった在宅介護支援センター



が一番高齢者の消費者被害とかそういったことを具体的に把握している場所であります。司法ネットもそういうところから情報を得る。また、今もお話しましたが、介護認定を受ければそういった保険料負担でもついているようなサービスが受けられるけれども、そこから漏れている方がおられます。そういった方に対して、司法ネットに求めたときに、そのお年寄りの姿を見たときに、あなた、介護認定を受けていないんだしたら受けたらどうですかという情報提供をした上で、そこへちゃんとつなげていくことが必要だろうと思います。

そのときに、指摘しておきたいのは、市役所に行ってくださいではだめなんであって、そこで、司法ネットに対して、在宅介護支援センターに電話をしてケアプランをつくられるようなケアマネジャーに来ていただくなどして、三十分、一時間待ってもらってもそこに来てもらって、そこで対応していくぐらいの丁寧さが必要だろうと思います。そういった発想をぜひとも持っていただきたいと、双方、法務省という司法ネットの部分と厚労省ともに強く申し入れたいと思います。

続いて、障害者の分野につきましてもお答えください。

○塩田政府参考人 地域で暮らしておられる障害者の方、福祉サービスの利用などさまざまな相談事があるかと思いますが、できるだけ身近なところで相談を受けて支援を受けられる体制が望ましいということ、その整備に努めております。

例えば、福祉サービスであれば、当然のこと、市町村の障害者福祉の窓口に行くこともあろうかと思いますが、市町村が障害者の生活支援センターというのをつくられているケースもございす。現在、三百七十四カ所ぐらいあります。

それから、就労に向けた支援については、障害者就業・生活支援センターというのが各県一カ所ぐらいあると思います。障害者の方が司法ネットに相談に行かれたときに、先ほど申し上げましたような機関の相談にかかわりがあるときには、連

絡があれば、先ほど言った障害者の生活支援センターとかいろいろなところできちんと対応できるように、連携をよくするように努力していきたいと思っております。

○泉(房)委員 あと、児童虐待やDVのケースであります。

こういったケースを具体的に想定してみますと、児童虐待がなされているおそれがあるというような状況のもとに、御近所の方が、毎晩子供の大きな泣き声が聞こえるということを、例えば司法ネットの方に電話を一本かけてきたときにどうするかの問題であります。そのときに、いや、うちには司法ネットなのでそういった問題は直接関係ありませんと答えるのか、そうじゃなくて、ああ、それは大変ですねといった対応するのかの問題であります。そのときに、児童虐待の場合にどういった対応が可能かということ、司法ネットが把握していなければ、わかりません、になってしまいうわけですね。

そういった意味でも、近時大きな議論がなされているこの児童虐待の分野、またドメスティック・バイオレンスの分野において、厚労省が特に詳しいと思いますので、具体的にどういった救済策があるのか、そういった連携先につないでいただければ対応できるのかという観点でお答えください。

○佐藤政府参考人 まず、児童虐待の関係でございますが、これは基本的には、現在の制度では、都道府県の児童相談所、全国に百八十二カ所ございますが、ここが一元的に受けとめるということになっておりますが、現在この国会に提案をしております私どもの児童福祉法の改正で、大変児童虐待の件数がふえておりますから一定の軽微な案件につきましては市町村にその役割を担っていただく、こういう改正案を今提出しているところでございますが、基本的には児童相談所で受けとめるということでございます。

それから、DVにつきましては、全四十七都道府県に婦人相談所というのが置かれておりますが、

ら、ここがDVのセンターとしての指定も受けておりますので、ここが基本的に対応するという形になっております。

○泉(房)委員 今幾つかお答えいただきましたけれども、本当に、いろいろな連携先がある、そして、その連携先でいろいろなサービスを予定している、というのが今の質疑の中でもかなり明らかになってきていると思っております。私がその中でも特に大きく取り上げているのが、何度も申し上げていますが、成年後見の問題であります。

これはなかなか認識が広がっていないものですから、どうしてそんなに大声で言い続けるのかと思われればあれですが、繰り返し言います。もうシンプルな話であります。諸外国では人口の1%以上が利用している制度なんです。日本だって百数十万人が使っているべき。ところが、まだ四万人程度。

これは何が問題かといいますと、量が少ないだけではありません。この成年後見制度というのは、本来の趣旨は、判断能力の落ちかけた方に対して、その方をサポートすることによって、地域で引き続き暮らし続けるようにする。いろいろなサービスがある中でどのサービスを使えばいいかということ、ちゃんと自己決定できることをサポートしていくために、まさにこれが本来の趣旨であります。

ところが、今の使われ方は、繰り返しですが、もう完全に判断能力がなくなつて、特養で寝たきりになった方のかわりに判を押すために利用されているのが実態なわけです。全く違う使われ方をしている。ところが、そういった現状のもとに多くの関係者も認識をしているから、数字もこんなものだろうというふうにしてしまっているわけでありす。

システムが必要なんだ。福祉サービスをたくさんふやすだけではなくて、そのサービスでどれを選ぶかということ、本人の意思決定をサポートする。それが大事な点だ。そして、その際に、繰り返し私が指摘しているのは、家族というものがいるからいいという答えがこの間いろいろあります。が、そうではないんだ。家族は、本人のためというながら、ふびんだと思って、施設に入っていた方がいいという判断をする親御さんが多いんです。

ところが、本人は、いや、自分は何とか地域で暮らしたいと思っている。知的障害者の場合はほとんどがそういうふうな場合です。お年寄りの場合も、本人はそのまま引き続き住みながら家で暮らしたいと思っても、子供たちに迷惑をかける、介護が必要だ、これ以上迷惑はかけられないと思つてやむなし特養に入ることを承諾するということ、悲しい実態がある。そうしないためには、家族と本人の意思が対立したときに、家族でなく本人の意思を尊重するような仕組みづくりが必要なんだ、そういった観点からこの成年後見制度が必要だと私は声を大きくして言っているわけでありす。

その認識をまず持っていただきたいということとを前提とした上で、具体的に、厚生労働省の方で本間にこの間向きな御答弁を一つずつお答えいただいております。具体的に厚労省において検討もなされていると聞きます。また、弁護士会の方でも、この高齢者・障害者総合支援法について、各弁護士会すべてに別枠で支援センターをつくらせています。司法書士会も、リーガルサポートという名前で各司法書士会に対応できるシステムを整えつつあります。そういったふうには、関連の弁護士会や司法書士会もやはり重要性の認識はあるわけでありす。

ところが、この司法ネットにおいては、これからは、どういった工夫をしていく方向なのか、改めて推進本部の方からお答えください。

○山崎政府参考人 この法案の基本的なシステムにつきましては、前にも御答弁させていただきましたけれども、まず、基本的な法的紛争、これにどう対処するかという視点が中心に考えられております。ただ、これに關しましては、法的紛争をどう予防していくかという面も当然含むわけでございます。そういう視点から見れば、広い範囲で未然に法的紛争を防ぐという観点からも、いろいろなネットワークを組んでいかなければならないという考え方になるかと思ひます。

ただいまの成年後見制度でございますが、これは、二つの面があるかと思ひます。今委員御指摘のように、どういう選択肢を求めるかというところとございまして、これは、一般の相談に当たるところだろうと思ひます。そうなりますと、そういうところのチョイスがいろいろわかるような、そういうところと連携をして御案内する、その上でいろいろ選んでいただく、こういうことが当然必要になるかと思ひます。

それからもう一つは、法的紛争を予防するための成年後見の利用ということもあり得るだろうと思ひます。

これにつきましては、もちろん相談の問題もございまして、それ以外に、後見開始の審判、この申し立てをしたりとか、そういうことになりまして、これも資力の問題がございまして、これも民事法律扶助の対象となるということでございまして、民事法律扶助としての申し立ての代理、あるいは申し立て書類の作成とか、あるいは支援センターの契約弁護士等を紹介してそこで代理をもらうとか、そういうサービスもここで当然行っていく、こういうことで、今、成年後見問題は認識をしているところでございまして。

〔漆原委員長代理退席、委員長着席〕  
○泉(房)委員 どういった工夫ができるのか、どういった制度設計ができるのか、引き続き検討を強く申し入れます。

ここまで話をしまして改めて感じますの

は、本当にこの司法ネットというのは大変だな。司法ネットの窓口業務、一言で振り分け業務といひます。私としては、すべての司法ネット、すべてのセンターでちゃんと法律相談までできたらいいなと当然希望しておりますが、これまでのお答えを聞いておりますと、司法過疎地域においては、ほかのところに弁護士もいないということもありますので法律相談までしよう、ただ、それ以外の町中においては、民事法律扶助、一定の年取以下の方といひますか、資力要件を満たした方については法律相談します、しかし、それ以外の方については法律相談ですとまでは言い切れない、ただ、少なくとも、話を聞いてどこに振り分けたらいいのかという振り分け業務はするといひようなお答えだろうと思ひます。

ただ、たとえそうだとすると、その振り分け業務をするにしても、どういった連携先があつて、その連携先の名前だけではなくて、その連携先で、どういった具体的なサービスといひますか、どういった法的支援の仕組みがあるかをわかつていなければならぬ、振り分けもできないわけでありまして。そうすると、振り分け業務を担うスタッフの質といひものは極めて重要であります。

具体的に、例えば弁護士会の場合でありまして、法律相談に来られたときにすぐに法律相談をするわけではありませぬ。多くの場合、来られた方に五分程度弁護士が話を聞いて、ああ、これは法律相談だなと思つたと、法律相談ですと言つて別の弁護士が法律相談を三十分します。そうじゃなくて、話を聞いたら、これは弁護士が法律相談するテーマじゃない、違うところだなと思つたら、それはまさに、警察署に行つたらどうですかとか、それは市役所の窓口に行つて、何々課に行つて手続してくださいというふうにするわけですね。具体的にやはりそれも弁護士がしているわけですから、なぜ弁護士がしているかといふと、たった五分でどこに行つたらいいかといふことを振り分けるには相当な知識が要るからであります。今回の場合、まして、今申し上げたようにい

いような連携先を想定しているのであれば、なおさら、相当程度の法的知識、または、狭い意味の法律のみならず福祉的な見地における知識なども必要であります。そういった知識面の問題。

そして、もう一点大きいのは、知識面のみならず、対応面であります。

弁護士なども多く批判されているのは、相談している態度が悪いとか、いきなり頭ごなしに否定されてショックを受けたとかいふようなクレームが多く聞かれます。それは私も弁護士の一員ですが、弁護士の多くに欠けているのは、単に依頼者が求めているのは知識だけじゃなくて、やはり話を聞いてくれる人がいる、よく話を聞いてもらつて、自分の気持ちに少しすつとした、おさまつたといふことの持つ意味の大きさであります。

例えば、社会福祉士とか社会福祉の分野では、相談を受けるときにどういった姿勢で受けるべきかといふことが随分強く語られます。まず、じっくりと話を聞きましよう、まず、相談をなさる方の気持ちに立つて、それを受け入れる中で対応していましようといふようなことがやはり研修などでもなされております。しかしながら、弁護士の分野ではなかなかそこまで至つておりません。今回、司法ネットをするに当たつては、ぜひともそういった対応面においても、単なる知識があればいいといふだけではなくて、相談に来られた方の立場なりお気持ちをよくもなばかつて丁寧な親切的な対応をしていくといふ、人柄といひますか、そういった面も重要だろうと思ひます。

この点、具体的に考えますと、今後、センターが設置されてスタッフがどんどん採用されていきます。そのときに、やはり一定程度の知識面とそういった対応の丁寧さを兼ね備えたスタッフを得るには、やはり採用基準をどういう基準を立てるか、一定の、その方に対する具体的な、給料面も含めてかなりある程度しないと、やはりいい方は集まらないといふ面もあるかと思ひます。そういった意味で、スタッフを採用するような

基準、また、その後どういった研修をしていくのか、言えることには限りがあるかと思ひますが、せめて方向性だけでもお示しく下さい。

○寺田政府参考人 今、委員がこの支援センターの運用をするに当たつておつしやられたこと、問題意識は私どもも全く共有するところでござい

ます。これは従来にない仕事でございますが、ただ、現実に私も一部の窓口といひものは持つております。例えば人権相談でございますとか、あるいは弁護士会という法律扶助の窓口なんかにはありとあらゆる相談が来るわけでございまして。やはり振り分け業務といひのは、ぜひたくを言え一番ベテランの人がやらなきゃならないような仕事でございます。これをできるだけ全国にあまねくつくるというのはまさに難しい作業に挑戦するわけでございまして。

それで、もちろん法曹資格者、あるいは、そうでなくても、隣接の皆さんに御協力を得て、こういう窓口に立つていただくことも時には必要になると思ひますけれども、全部が全部そういうわけにはまいりません。できるだけ法的な素養のあるいい方、実は日本では、こういうパラリーガルと申しましようか、そういったところを専門に教育するところがまだございませぬので、なかなかそういう方を現実に直ちに入れるといふことは難しいところもございまして、そういった方をできるだけ発掘して数多く見出していかうといふのが大きな課題だろうといふふうに認識をいたしております。

こういう方を得た上で、さらに、ワンストップサービスの発想でございまして、できるだけ多くの情報をこの支援センターのどの窓口でも共有して同じような対応ができるようにしていきたい、このように思つております。

それからまた、当然のことながら教育訓練といひのも必要になってまいります。今、委員はまさに法律家にそのような素養が欠けていると御指摘がございましたが、センターの内部におきまして

は当然そういうことも考えていかなければならぬ大きな課題だというふうに認識をいたしております。

○泉(房)委員 認識につきましてはともにするものだと思います。

繰り返し述べますが、これまでの扶助協会やいろいろなところで確かに相談なさっている方がおられます。頑張っておられる方もおられます。ただ、これまで以上に、より大変な、たくさんの方の情報を把握し、適宜振り分けていく作業をするわけでありまして、これまでの方を横滑りさせたいというののみならず、なお一層研修するとか、なお一層そういった面に向けた方を採用していくという視点をぜひともお持ちいただきたいと思っています。

続きまして、利便性の問題について次は質問に入らせていただきたいと思います。

このあたりも私も幾つか質問をしておりますが、なかなか快い答えも返ってきません。設置場所について、町中でも、ぶっちゃけた話、法律扶助協会は弁護士会の隣にあるところが多いです。それを衣がえして単につくるだけではやはり不十分であって、本当は駅前であるとか商店街であるとか、それを常設できなくても巡回相談を持つていくとか、いろいろな工夫をしたらいいなと思いますが、なかなかそう質問しても答えが難しいのかもしれない。

ただ、せめて時間については、平日の昼間だけではなく、やはりサラリーマンの多いような地域については、夜、ある程度遅くまで、朝を開くのをおくらせてもいいから、夜少し長くやる工夫をするとか、例えば、火曜や水曜や木曜の一日を休んででも土曜日にあけるとか、そういった工夫によって、お金をふやさなくてもその部分の工夫でできるような面もあると思います。そういった知恵を絞ってできるだけ利便性を図るというような工夫がなされてしかるべきであろうと私は考えますが、この点、お答えください。

○寺田政府参考人 これも今後の大きな課題でございまして、何といいたしても、ここに利用の方がおいでいただいで現にそのサービスが行われなきや意味がないわけでございますので、できるだけそういう場所を探し、そういう時間を選ぶということは非常に大事なことでございまして、認識はいたしております。

今の体制からいいますと、司法過疎地域において法律相談を行うというほかに、個別の相談を受け付け、その内容に応じまして具体的な情報を提供する。窓口の業務は多岐にわたっているわけでございますけれども、それぞれの窓口において、具体的な、では、どういふ方がおいでになつて、どういふ時間であれば便利なのかというように、またセンターの方で具体的なニーズに応じまして対応していくだろうというふうに期待をいたしているところでございます。

○泉(房)委員 期待というような言葉が出ましたが、期待のみならず、そういった工夫とともに検討し、前向きに進めていただきたいと思います。

続いて、ITの活用の問題であります。これは条文上も入っておりますし、情報通信機器の活用によって情報提供するような文言も入っておりますので、もちろん予定されていると思いますが、具体的に問うていきたいと思ひます。

恐らく予定されているのは、少なくとも司法ネットのホームページを、いい情報のいっぱい盛り込まれたホームページをつくるのは当然だと思いますが、単につくただけでは人は見に来ないわけでありまして、いろいろなところにリンクを張る努力が必要だと思います。自分の方から張るだけではなく、張ってもらわなきや意味がありません。少なくとも、全国の都道府県や国のホームページにはすべてリンクを張ってもらって、クリックをすればそこから司法ネットのところにすぐ飛んでこられるぐらいのことはすべきであると思ひます。

国を挙げてやる以上、すべての省庁の管轄の

ホームページに司法ネットのリンクを張るというぐらゐのことはしていただきたい、最低限それら思ふわけでありまして、そののみならず、連携先として予定されております弁護士会や司法書士会とは当然として、それ以外の各種連携先にもお互いにリンクを張り合うというようにすることはしたいと思ひます。

また、市町村の窓口などにおきましてタッチパネルのようなものが設置されておまして、いわゆるパソコンのクリックですと、お年を召した方とかはなかなか使い勝手も悪い。しかしながら、市役所に行つたときに、あいつ画面で押ししたりして情報が得られるというふうな面もあります。そういった工夫の余地もあろうかと思ひます。そして、最近、テレビでも地上デジタル放送が始まりまして、そういったテレビに向けて、全国に、そのテレビを見れば司法ネットの情報が得られるという工夫も将来的にはあり得ると思ひます。

特に、地上デジタルにおきましては、双方向性がありますから、一方通行ではなく、お茶の間から情報を司法ネットの方に送つていただくというようなこともできるわけでありまして、そういった今どきのITの活用というものを当然想定していると思ひます。これは意外と金がかからず、に多くの効果が期待できる分野でありますので、前向きに検討していると思ひますが、現時点で答えできる範囲でお答えください。

○寺田政府参考人 これは、司法制度改革審議会がこういう構想について検討した際も、やはり情報通信技術の利用というのは一つの大きな柱であるという考えでいたわけてございます。

私もそういったしましては、今委員がおっしゃいましたように、さまざまな通信技術があり、かつそれは日々進歩しているわけでございますが、通常利用できる通信技術等の利用というものは当然視野に入れて考えていきたい、このように考えております。

○泉(房)委員 まあまあ、お答えにしては寂しいお答えでしたが、通常のみならず、新しい技術開発もどんどん進んでおりますので、そういった部分も先取りしながら情報提供に努めていただきたというのを強く申し入れたいと思ひます。

そしてまた、メールですね。今いろいろな部分、メールでやりとりがなされますが、このメールの活用も非常に可能性が高いと思ひます。

私などでも、法律事務所のホームページでよく全国各地からメールが届きます。相談してくださいというメールであります。なかなか法律相談でない場合は、それはちよつと私のお答えできる範囲ではありませんから、こういうところにお尋ねくださいという返事を書いたり、また、ある程度お答えできるような相談であればメールで返信したりします。しかしながら、そういった返事をしてもお金を振り込んでくるわけじゃないので、いわゆる無料相談になるわけでありまして、司法ネットの場合も、恐らく、ホームページを開設すればメールでの問い合わせを受け付けることになろうと思ひます。そういったときに少なくとも、メールで問い合わせがあれば、それに対してちゃんと答えていくというぐらゐはすべきだと思います。ただ、それが法律相談にわたる場合は、では無料でできるのかという問題があると思ひます。

最近では、法律事務所の中でも、クレジット機能を利用して、クレジットで五千二百五十円法律相談料を取つた上でメールで法律相談の回答をしている事務所も見受けられます。そういった工夫の余地があるのかないのか。少なくとも問い合わせについては、ほつたらかしくすることなく、あなたの悩みについてはこういう形で対応したいかがですかという程度のこととはすべきだと考えますが、その点どのようにお考えか、お答えください。

○寺田政府参考人 これは現時点で具体的にどうするかはともかくといたしまして、しかし、基本的には、今委員がおっしゃいましたように、要す

るに、問題を抱えている方がどういう手段でアクセスしてきようとも、それに対して、その人がどう対応しているかという情報の与えるということが使命でございますので、それを怠ることはないようにこちらの方としても考えていきたいと思っております。

○泉(房)委員 なかなか、きのう質問通告してきようのお答えだと、今の程度なのかもしれないが、この問題意識は、司法過疎とも関連します。司法過疎が一気に解消できないということ、田舎に住んでいてなかなかすぐに相談ができない、弁護士を頼めないというような事情の中で、こういったITの活用によって、少なくとも相談の部分については場所を超える。つまり、近くに相談する場所がなくても、こういったメールで相談できれば、ある程度そこで救済が得られる、法的支援が受けられるということもあるわけでありまして、司法過疎解消が一気に進まないものであれば、なおさらこういった情報通信機器を使つての法的支援という分野は重要だろうと思ひますので、そういった視点でも取り組んでいただきたく強く申し入れます。

そして続いて、いわゆるバリアフリーといひますか、そういった問題であります。

この点につきましても、昔からハード面やソフト面と言われますが、まず、ハード面におきましても、司法ネットの開設場所とも関係しますが、車いすの方が相談にお見えになったときに、五階に司法ネットの窓口があつて、そこにどうやって行くのかという問題もあります。二階、三階だとエレベーターのないところもあります。狭い階段でぐるぐる回つた階段だったら、車いすでは上がれません。そういった具体的な場面を想定しますと、当然いろいろな、車いすの方や、車いす以上にもっと場所をとるのはつえですね。両方の手をつえをついて自立歩行の手助けをして来られる方々はもっと大きな幅が要るわけであります。そういったことも想定しますと、もちろんお金の問題とも絡みますが、ある程度、一定程度の広さの

通路の確保なども重要であります。

こは、単に来たらいいんではなくて、例えば、具体的に、車いすの方がそこに訪ねていったときに、車いすで通れない通路があつたときに、ああ、自分はこんなところに来ることを予定されていなかったんだなとやはり思つてしまう面があると思うわけです。そうではなくて、そのときに、車いすの方もどうぞというような通路が確保されていて、ちゃんとエレベーターもついているれば、ああ、私がここに相談に来ても別に構わないんだなと思ひます。そういった心理的な効果も実は思つている以上に大きいんだらう、私はそう感じているわけでありまして。

そういった面で、これからいろいろ設置場所を考えたりにいく中で、少なくとも、ハード面におけるこういったバリアフリーの問題については当然前提とされるんだと思ひますが、この点、どのようにお考えか。

また、あわせて、繰り返しであります、手話や点字などの問題も含めまして、手話通訳がつけば相談できる方が相談にお見えになったときに、いや、ちょっと手話のできる方がいませんからきようはお帰りでございではなくて、そのときに、前もつて連絡が得られれば、手話通訳の方にちゃんと来ていただいて対応するぐらいの工夫はあつてしかるべきだと思ひます。

さらに一歩進んで、私がよく無料法律相談に行つて困るのは、離婚相談で、小さなお子さんを抱えた女性の方が夫の暴力なり離婚に悩んで相談に来られたときに、当のお母さんが思ひ悩んでいまして、連れてこられた小さなお子さんも情緒が不安定な場合が多くて、泣き叫んでおられるわけでありまして。子供が泣き叫んでいて、お母さんが離婚相談したくても、私も答えるにも、子供が泣き叫んでいるからまず子供をあやしてくださいと言ひうんですね。ところが、それで時間が過ぎてしまつて相談に應じられない。しやうがないので、市役所の職員の方を呼んで、どなたかお子さんちよつと見とつてくださいますとやうんですが、そ

れで時間が過ぎてしまつて、本題に入る前に時間が終わつてしまふというふうなケースが間々あるわけですね。それは具体的にあらわれるわけでありまして、いや、そんなもの、小さな子供を家族や親族に預けたらと言ひけれども、多くの場合、夫にないしよで相談に来ていられる場合が多いわけですから、子供をちよつと預けるといふことすらなかなか相談できずに思ひ悩んで相談に来られるというケースを想定した場合に、やはり司法ネットの方で、前もつて連絡をいただければ、一時保育であるとかベビーシッターさんを手配するとか、そういった工夫も、先ほど御答弁でかゆいところに手が届くとありましたが、そういう言葉を使われるのであれば、そういうこともやはり考えていくべきだと私は思ひます。

○寺田政府参考人 これも大変大事な問題でございます。

私もどなたかしましては、当然、法律問題を抱えておられる方の中に、障害をお持ちの方あるいは高齢者の方、それから、今おつしやられましたように、幼児をお抱えの方、こういった方がおられることは、予定しなければならぬだろうというふうに思ひます。

センターの方でも、こういった方々に対してどう対応するかというところは、それは、こういった方々のニーズを満たすものでなければならぬだろうというふうに考えるに違ひないと思ひます。

ただ、他方で、今委員もまさに御指摘になりましたように、この問題をすべて理想的に解決するには、経費的な問題も相当生じてくるわけでございます。コストの問題を考えれば、できるだけ通信技術を利用するといふようなことも当然一方では考えていかなければならない。

しかし、それでもなおこういった方がおいでになつた場合に、バリアフリー化、あるいは、今おつしやつたようなさまざまな支援といふものを考えていかなければならないと思ひますが、具体

的には、どのぐらいのニーズがあるかといふようなこともあわせ考えまして、センターの方で対応されていくだろうというふうに思ひつていられるわけでございます。

○泉(房)委員 今、いみじくもニーズという話がありましたが、繰り返しになりますが、ニーズはあるんです。ニーズはあるけれども、体制が整っていないからなかなか相談に来られないという発想をすべきだと思ひます。

そして、お金の問題は、当然、私は何度も言つていますが、湯水のごとくお金がある時代ではありません、限られたお金です。お金がないんだつたら、知恵を絞つたらいひわけでありまして。例えば、一時保育の場合、民間ボランティア団体、こういった趣旨で説明すれば、無料でちゃんと来て一時保育するボランティア組織はあります。また、ボランティア組織の手話通訳のところも、いろいろな組織があります。そこに声をかければ、そういったことだつたらお手伝ひしますよと、ただで来ます。

そこは工夫なわけであつて、お金を使わなくても、そういった心ある方々との連携を深める中で金を使わずにできる部分があるわけでありましてから、そこはそういった、金を使わずにできるといふ発想のもとに進めていただきたい。金がかかるから、金がないからできないと終わるのではなくて、金がないからできないことがあるはずだと思ひの中です。こういったことを進めていただきたいと、強く強く申し伝えたいと思ひます。(発言する者あり) ありがとうございます。

このテーマは与野党を問わず共有する部分だと思ひますし、法務省の多くも賛成だと思ひますので、お金は財務省からいただくとして、引き続き頑張つていただきたいと思ひます。ちよつと余談になりましたが。

時間の限りもありますので、あともう一点、法律扶助であります。

これも、対象事件の範囲や対象者の範囲、また費用負担のあり方など、多くの論点を抱えて

おります。残念ながら、今回の司法ネットの中では、従来の扶助の枠組みから大きくは変わっていない。ただ、確かに、扶助協会、これまで苦勞してこられた運営費の面が国の方でしたらと責任を持ってやっていくという面は、一歩前進だろうと理解していますが、利用者サイドから見ますと、大きな前進というふうにはまだ言えないと思います。

これはこれからの課題だと思えますが、特に一点だけどうしても強調しておきたいのは、外国人の問題であります。

今回の法案には、適法な外国人という用語があります。適法な外国人と書く、一見、それは違法だつたら無理だろうと思いがちであります。要は、そう簡単ではありません。少なくとも、難民申請などの事例を考えると、難民申請手続をすれば、その結果、難民認定を受けた場合、その後、日本に在留を続けられるわけであり、また、一たんオーバーステイになった場合であり、日本に在留特別許可の手続をして、その結果、日本に居続けることができる、つまり適法になるというような要素があるわけであり、適法にしながら、その手続ができなければ、違法な状態が続くわけであり。

法的な手続をすれば適法化される可能性が高い方がいるにもかかわらず、手続をしていない時点で違法だからといってこういった扶助の枠組みから外すということは、私はやはり納得がいきません。すべての適法な外国人の違法行為を助長する意味で扶助を活用することには国民的理解は得られないのは当たり前であります。手続をして適法化される外国人については、何とか扶助の枠組みに取り込むといったような工夫があつてしかるべきであらうと私は思っているわけであり、この点、運用面の工夫などで何とかならないかという思いを強くしているわけであり、お答えをよろしく願ひいたします。

○山崎政府参考人 この点につきましては、確かに、外国人につきましては、「我が国に住所を有し

適法に在留する者」となっておりますけれども、この解釈については若干緩めているところもございます。また、もともと資格はあつて、その更新をしようと思つたけれどもそれが得られないというような場合もあるかと思ひます。これは、もともとあつたところで、その裁判に勝つ蓋然性が高ければ、それで結局認められるということになります。この場合、この要件に当たるといふことで、今も解釈をさせていただいております。ただ、それ以外の場合については、いろいろな場面もございまして、全くの不法入国で行つた場合等につきましては、一応、この関係では適用がないという扱いにしております。

ただ、いろいろな事情があり得ますので、この点につきましては、現在、法律扶助協会の方でも、国際連合の難民高等弁務官事務所、そちらの補助を受けまして、自主事業として難民法律援助事業を実施しているところでございます。支援センターが、三十条二項を活用いたしまして、これを実質的に引き継ぐものとなるかというのは、今後、双方の詰めが残りますけれども、可能性は大いにあるというところでございまして、引き続き、そういう関係で救済を図っていくということをやつていきたいというふうに思っております。

○泉(房)委員 私の質問時間も終わりになりましたが、司法ネットの審議も、私もこれが最後となります。質問通告しておりますが、この間、聞かれました、大臣の方はきょうは特に予定されていなかったかもしれませんが、大臣、最後に、これまでの質疑を踏まえて、改めて決意と、特にきょうを踏まえての何か感想でも結構ですので、一言お願いできれば幸いです。

○野沢国務大臣 委員が、現場経験に基づきまして、特に利用者の視点からのきょうの御質問、大変参考になりました。これから、まだ具体化するにはさまざまな課題が多いかと思ひますが、やはり、国民のための司法改革でございますので、なお一層、今後また積極的な御提言を期待いたしております。ありがとうございます。

○泉(房)委員 私、これで終わります。ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦勞さん。

鎌田さゆりさん。

○鎌田委員 お疲れさまでございます。民主党の鎌田さゆりです。きょうもよろしく願ひいたします。

司法ネットに関する質疑ですが、連日続いておりましたが、私は最初でございます。多分最初で最後になるのかなとは思ひますが、私なりの思いを込めて質疑をさせていただきます。

実は、文部科学委員会に所属しておりますときに、国立大学の法人化の問題に取り組みました。その際、独立行政法人というテーマもぶつかりました。それで、私もですが、私たち民主党は、それぞれの国立大学の自主性を重んじる、それぞれの特質、特色を重んじるならば、独立行政法人という仕組みでこれを当てはめていくということに反対をし、そして、自主的に修正案を出したけれども、言わば、数で否決されましたが、あのような苦い思いを今改めて、法案を読むにつれ、各所にわたつて私は感じております。

というのは、この法案の中身、もちろん、司法センター独自でこの法案として生きていくものもあるでしょう。しかし、法案の、ほとんどと言つたら過言かもしれませんが、中期目標、中期計画の策定、評価委員会、審議会、それから財務大臣に予算を伺う協議、ありとあらゆるものが独立行政法人通則法に基づいて、これが当てはまっています。

私は、あのような苦い思いをまた思い出しまして、この司法ネット、司法センターについては、完全に国から独立をして、すばらしい形で機能していただきたい、そんな思いを持っています。一市民、司法を利用する側の立場に立つて、きょうはぜひ確認をしないといけないし、確認をしながら、答弁を聞いた上では納得がいなくて、その

ままの気持ちを持つて採決の日までいくのかなという思いもあります。

そういう前置きをまず申し上げた上で、この間ずっと司法制度改革推進本部の中で本当に取りま

とめ役として御苦勞されてきたと思ひます山崎事務局長初め皆様、そこは敬意を表します。

しかし、独立行政法人でこれをスタートさせようというふうにはつきりこの時点で決まったというその会議、司法制度改革審議会の意見書を見る限りにおいては、はつきりこの時点で独立行政法人でいけというふうなものは私は見受けられないですけれども、どういふ時点で、どんな流れで、このスタイルでいきましようというふうになつたのか、今まで委員の方でも質問なされた方もあるようですけれども、改めてお伺ひします。

○山崎政府参考人 確かに、改革審議会のときには、このような組織といふことが仕掛けをつくるというところは余り念頭に置いていないと思ひます。で、いろいろな、随所に中身はちりばめてあるわけですが、それを総合したものでございまして、ですから、そういう意味では、当初何もそういうことは前提にはしていなかったということになろうかと思ひます。

私も、これは検討を始めて、では、いつからこういうような構想かというのはいちよつと余りはつきりはないんですけれども、基本的には、これは国の業務でございまして、国が直営でやる必要はない、しかし、やはり国として国民のお手伝いをしなければならぬ、そういうものだという位置づけでございます。

そうなりますと、この選択をする法人の組織といふのはそんなにたくさんあるわけではございません。一つは特殊法人だろうと思ひます。一つは独立行政法人でございまして、今後、政府全体の考え方として、特殊法人はもう廃止をしていくという流れでございまして、そちらの選択をするかどうかはあり得ないということになります。では、この特徴を生かして、国の業務を外で出してやるということですね。これに匹敵するものは何かと

いったら、やはり独立行政法人であらう、こういう選択になっていくということでございます。

ただ、これは、通則法の適用を受けておりますけれども、それは少し違った、司法にも関係がある、そういうような独立行政法人だということから、随所に最高裁判所の関与ということが加えられた、独立行政法人に基礎を置く、それと少し違っているもの、そういうような位置づけになるかと思ひます。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

○**鎌田委員** 山崎局長の方から、普通のところか、いわゆる独立行政法人とはちよつと違ったという表現の答弁をいただいたというか、得ましたので、私は、実はきょうの質疑の中で、これはちよつと違うでしょうということも確認をしたかった一つでございますから、その確認を得たということで質問をしていきたいと思ひます。

ですけれども、今のその御答弁を聞いていて思ひました。局長がそのようにおっしゃったとはいへ、やはり法務省の傘の下。あの国立大学法人化のときも、あのときも、ぶっちゃけた話、文部科学省がいろいろな権限を奪われていく、政治力を初めとしていろいろなものが奪われていく中で、こんなだらしな、これじゃいかぬ、教育こそ国の基本の施策なのに、そして最後、文科省が、では権限を外したくないものは何だといったときに、国立大学を独立行政法人というところで縛った。これは明らかに、どの新聞、各紙論調もそうでしたから、明らかに社会がそう見ていた。私は、非常にそれで残念な思いをして、今回これで、またやはり、局長、そういうことも、法務省の傘の下、管轄の下に、そういう基本的な考えがあるからやはり独立行政法人という仕組みを選ぶ、そこに行き着いてしまふんだと思ひます。

だから、今おっしゃったように、違ふとはおっしゃっていたら、それは非常に歓迎すべき答弁なんですけれども、通則法を見ていただければだれだってわかる。独立行政法人通則法の中には、まさに今局長がおっしゃったように、国が直

営するものではない、しかし国の責任においてやる、でも国が深く関与しちやいけな、その団体の独立性、自主性を重んじるということをつたてておきながら、おきながらですよ、計画、目標はどこがつくるか、それを認可するのはだれか、そして、その評価に基づいて予算にどれだけ影響が出るか、この法律自体がへんてこりんじやないですか。一方で自主性をうたてておきながら、一方で国が縛りをかけるということと同時に一つの法律でうたてられているんですよ。

だから、そういうものが適用されるこの司法ネット、総合支援センターというものに私はすぐく期待をしたいけれども、国が完璧に包囲をしちやうんだなど。そういう色があると思ひますけれども、しかし、私は、この法案を読んで、そしてずつといろいろなものを聞くにつけ、そんなつもりはないと思ひますけれども、そういう危惧を抱いている人が私だけじゃありませんということも申し上げ、それを理解していただきたと思ひます。

そこでなんですけれども、ちよつと具体的に、第八条で、国の責務について。「国の責務」とありますけれども、この「国」という言葉の指す意味を確認させていただきます。

○**山崎政府参考人** 国でございますので、国の機関すべてということになります。国会それから行政それから裁判所、すべてでございます。

○**鎌田委員** その国の責務をうたつてるところに「総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とありますから、そして、今局長のお答えの中に国会も含まれましたので、私は、その国会をなす一人として、これから細かく聞くともあるかもしれません。細かく聞く際に、現行法に基づいてお役所の方々は忠実に立法の事務作業を進めてこられたと思ひますので、時に大臣あるいは政務官、副大臣に、これは役所の人に聞いたら酷なんではないかというようなこと、私は、ぜひ政治家に聞きたいというようなことがありましたとき

には、ぜひそれは政治家のお立場で責任ある御答弁を求めたいと思ひます。

それで、具体的になんですけれども、組織体制について伺ひます。

各委員も質問をなさつておりましたけれども、理事長初め理事、その役員の方々の組織体制なんです、この法文を読む限りにおいては、どんなに多くても六、七人の理事長初め理事、あと監事の体制なのかなと思ひますけれども、理事長を中心とした、理事会と呼んでいいのかわかぬも含めてちよつと答えていただきたいのと、この本部の役員体制、もつと具体的にイメージを示していただきたいと思ひますが、お願いいたします。

○**山崎政府参考人** 本部のヘッドは理事長でございます。理事長が一人で、そのほか役員何名というところがこの法律で決まっております。理事が三人以内、それから非常勤理事一人以内、監事二人、こういう構成になるわけでございます。理事は理事長が選任をするという形になります。

最終的には理事長に権限が集まつておりまして、理事長がそのすべての事務の総理を行うということになるかと思ひます。理事はそれを補佐する立場になるかと思ひます。

それから、先ほど御指摘がございました理事会でございますけれども、これは、法的にこの中で定めておりません。したがって、理事長がみづからそういう会を開いてやつた方がいいという裁量で開くことは可能でございます。内部的にそこはどういうような権限を持たせるかは、それはそれとしてできると思ひますが、法的には何もな定めていく、こういうことだろうというふうに思ひます。

それでよろしうございしますか。

○**鎌田委員** 局長、今初めに、ヘッドは理事長で、そして理事数人、監事数人、これは法律で決まっていますのでというふうな答弁でしたが、その法律で決まっていますのでといった表現の法律というのは何ですか。

○**山崎政府参考人** この法案の二十二条でございます、役員について、理事長及び監事二人を置くとなっております。それから、理事三人以内を置くことができる、それから非常勤一人、こういうことになっております。それを申し上げただけでございます。

○**鎌田委員** いや、私、もししたら通則法でそういうふうに決まっているのかなと思つたもので

ちよつと法案とはそれなんですけれども、局長、法律で決まっていますのでという表現を使つたんですよ。決まつたんですか、これは。すごく基本的な、どうでもいい話かもしれないけれども、何のために今こうやって審議しているんです。いや、決まっていると云うから、私、通則法で理事の体系も、人数まで決まっているのかなと思つて、何ですと聞いたんですよ。決まっていないんですよ。法律で決まっていますのでとおっしゃつた。そうしたら、この司法ネットの法案の二十二条とおっしゃつた。とんでもないことですよ。撤回なさるんでしようけれども、いいです、別に。撤回なさる。では、武士の情け。

○**山崎政府参考人** 武士の情け、ありがとうございます。

ただ、私は今、この法案と申し上げた……（鎌田委員「法律」と呼ぶ）ああ、そうですか、それでは私の言い間違いでございます。法案でございます。二十二条と申し上げましたので。

○**鎌田委員** それで、この法案でなわけですから、この法案、まだ採決されていませんし、採決されていないですから、ここに、理事長は一人で、それから何人何人と書かれていようと、それは決まっているわけですからという前提はあり得ないわけですね。

では、この理事長を中心とした理事会というふうにも呼んでも差し支えないんだと思ひますが、私は、これは非常に重要な役割を担っていくと思ひます。この後の方を見ても、各地域の人、代表者を集めて評議会をやつてもいいし、理



理事長を中心としたこの会がさまざまなことに深くかかわって、まさに支援センターの中心になるところだと思ふんです。

法文を見ても、例えば三十条、「支援センターは、」とあるんですよ。業務の範囲を決めている。それから、その後に来ると、もう至るところに「支援センターは、」支援センターは、というのがいつて来るの。この「支援センターは、」というの、つまり、理事長を中心とした理事会と言つて差し支えないこの人たちが中心となつて支援センターというふうになると思ふんです。

だから、理事長を中心としたこのメンバーというの、非常に重要でありまして、ましてこれは、東京に主たる事務所を置かれた本部のみならず、全国にこれから支部として置かれるであろうところ、そこにも影響力もあるし、その意見も吸収しなくちゃいけないし、非常に重要なんです。ですから、局長そして大臣、私は、この理事長一人はいいですよ、長だから一人でもいい。しかし、その補佐をする理事あるいは監事、特に理事の方ですけれども、これは、全国に地裁の本庁のある五十の支部、ここからの代表者一人、支部長というものがこの理事に加わって、そして東京で理事会、理事長を中心として、全国の、まさに地域の末端の隅々の状態を、司法サービスはどれだけの需要があるのかというのを話し合う。そういう組織構成にしていけないと、これは幾ら、途中で、評議会を開くことができるかとありますけれども、しかし、理事会というものがきちんと役割、権限を持つて、そして司法のこのセンターを運営していくに当たつてそういう人たちが構成をしていくということは、非常に重要だと私は思ふんです。

これは、実は、一地方の単位会の会長の声でもありまして、まさに弁護士を出さなきゃいけないところの単位会の会長、そういうところからの声でありますので、私は、言つていいのかと言つたら、言つて構わないと言われて来ましたから、おのずと私の地元だとわかつちやうかもしれません。

けれども、その会長は、もう切実に、これ、充実にやりたいからこそ、理事にそういう地方の代表者も加わるべきだというふうな声を持つていますけれども、この点につきましては、ぜひ大臣のお考えなどお聞きしたいと思ふのでございまして、いかがでしょうか。

○野沢国務大臣 私は、組織の意思決定というのは、必ずしも肩書がこうだからとかあるいは数が多いかどうかということではなくて、まさに実質的な中身によつて決まっていくなじやないかと思つております。

この支援センターの働きというのは、文字どおり、地域の実情に精通し、そしてまた弁護士業務を初めとした司法の中身についての能力のある方をお願いしているわけでございまして、その辺の形については、とりあえずこれでスタートをしてみた結果、著しく支障があるとか、なおこの直した方がいんじゃないかというところであれば、その段階で手直し、見直しも可能だと思ひますので、要するに、センターの組織をなるべく小さくして現場の意向を尊重するという意味からしても、この辺の枠組みが適当ではないかな、私の立場ではこう思ひます。

○鎌田委員 今の大臣の御答弁で、なるべく本部の役員組織は小さくしてという答弁がありましたが、まさに特殊法人改革を国を挙げてやつたときに、独立行政法人に移行したときに、天下りの温床になるからなるべくそういう役員の理事のところはちつちやくしようという声が非常に大きかったです。それがここに反映しているんだと思ひます。全部とは言いませんけれども、大いに反映していると思ひます。

でも、今私が申し上げたような、理事長を中心とする組織構成というのは、天下りの温床になんかなりませんよ。ならないです。だって、じゃ、理事五十、あともし五十をふやしたとしたら、その理事にそれこそ法務省の天下りの方々が行つたりしたら一日瞭然わかつちやうし、そんなことはできるはずもない。

今申し上げているのは、これから先、東京の主たる事務所のほかに、全国に、五十なのかそれ以上なのかかわからないけれども、できるであろうこの支部が、まさに現場で働くわけですよ。その代表者が、支部長の立場になる人が理事で入つてくる、そして中央と地方とのしつかりとした情報の共有のパイプ役にもなるという意味で私は非常に重要だと思ふので、今大臣は、これから先、見直すことも可能だというふうなニュアンスの御答弁がありました。

ぜい、山崎局長、これから先も司法制度改革推進本部打ち上げになるまで、あるいは打ち上げになつた後、この理事長になるんでないかなんて、さつき民主党の方では言つていましたけれども、ぜひ最後まで局長で頑張つていただかないと、ちやいけないうちで、検討事項ということで今の一考に値するんじゃないかと思ひますけれども、ちよつと現場の作業の責任者としていかがですか。

○山崎政府参考人 ただいま大臣の方から答弁していただきましたけれども、基本的には同じ考えですが、ただ、ちよつと私、若干違ふ点も持つておりまして、経営者側、これが膨大な人数でいかどうかというの、今、会社でも全部そうでございまして、もう少し意思決定をスリム化しようという時代の流れでございまして。要するに、多く人がいると、無責任に会議をただ聞いているだけということになりますので、そういう意味では、少ない人数で実動的に動くというのは、私は一つの考えだと思ひます。

もう一つは、今御指摘のとおり、地方の実情をきちつと吸い上げる、これは大変重要な話でございまして。ですから内部で、これから理事長になる方がどういふふうによつていくかということにはなりますけれども、これは、どういふ工夫かをし、やはり地方の声をきちつと把握できるようにシステムづくり、これが当然要請されていくだろうと私は思つております。ただ、これは理事長なりの理事がその組織でお考えになることとござい

すので、私も、今の時点で、こういうやり方をすべきだとか、そう言うつもりはございませんけれども、やり方によつてはそれは十分できるだろうというふうに考えております。

○鎌田委員 わかりました。その局長の言葉に、武士の情けPARTYで期待したいと思ひます。理事長のことについて、もう少し突っ込みたいと思ひます。

通則法を見ると、主務官庁の大臣が決める、もしくは公募で決めることができるというふうにあると思ひますが、この理事長は、法案では、大臣がまずは指名をして、それからセンターが設立された後、任命という形になつていくようになっています。

私は法曹界の人間でも何でもないので、これは毎回言つていますが、だから、そういう司法を利用する側の市民の素朴な疑問なんですけれども、この司法ネットのセンターというのは、まさに公的弁護を含め法律扶助、社会で弱い立場の人あるいはなかなか聞かなくても聞かない人のために一生懸命防衛活動をする、そういう弁護士活動をする人たちのいわゆる拠点のようになるとなると思ふんですけれども、その理事長が、いわば検察のトップ、法務大臣、法務省のトップ、その人が任命をするということ、非常に私は違和感を覚えるんです。権力に立ち向かつて公的弁護をしていく弁護士さんたち、そのグループの理事長が、何でその相手側の、闘う相手側の、検察側のトップの法務大臣から任命を受けなくちゃならないんだらう。すごく私はそこに違和感を覚えるんです。

通則法のもとでは、公募による、あるいは、大臣が任命しなくてもほかにも方法はいろいろあるわけで、理事長を大臣が指名して任命していくという流れに対して非常に違和感を覚えますが、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、先ほど来申し上げておりますように、本来、やはり国の業務でございまして。ただ、国が直営でやる性質のものではない

ということ、外に切り出しているわけでございます。国の予算を使つてやるわけでございます。したがって、その組織について、最終的にそれは法務大臣の監督ということになろうかと思ひます。そういう関係で、理事長等について任命をするということになる。

これは別に不思議なことではございませんで、独立行政法人でも同様なものをとっておりますが、世界各国の、各国といつてもそんなに多くはないんですけれども、同種の組織を持つてるところを見てみましても、例えばイギリス、韓国、こういうところにおきましても、理事長それから理事を所管の大臣が任命をするというふうなことになるのであります。私どもの方は、理事長だけは大任を命じておきますけれども、理事につきましては理事長が定めるということでございます。世界のはかの組織の考え方よりは民間的になつていくという理解をしております。

○**鎌田委員** 私は、今御答弁をいただきましたけれども、日本の司法の現場、裁判所での裁判での現場を見ると、どうしても何でだろうというふうになります。一番初め冒頭に申し上げた法務省の傘の下という、そういう意識ばかりがやはり強く残つて、この国を支配できるのはまさに法だけ、そして、その司法は本当に独立をして動いていくんだという姿をつくつていくのであれば、こういうところは、諸外国の例は諸外国の例として、日本のスタイルとしてやれないのかなと思ひはぬぐい切れないものがございましてという意見を付させていただきます。

次に、評価委員会について伺います。

この評価委員会というの、いわゆる独立行政法人通則法の定めに従つての評価委員会だと思ひますけれども、非常に簡単に書かれて、先ほど松野議員の質問にもありましたけれども、非常に簡単に終わられてしまつてしまつて、最後に「政令で定める。」で切られちゃつて、全く国会も、まあ、どの独立行政法人の通則法もあれですから、ほかのときもそうなんですけれども、本当に

国会も軽んじられ、甘く見られ、そしてこういう法案を通してしまつていく国会というものが情けない、だらしないなと思ふんですけれども、評価委員会の占める役割の重要性をおもひかれば、こんな簡単に済ませられちゃつてもないというのが私の考えであります。

この評価委員会、通則法にも書いてありますけれども、改めて伺いますが、これは通則法の定めによるところの評価委員会のことでよろしいのかということ、それから、これは、であればやはり法務省の中につくられる組織でありますかという二点、お聞きいたします。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○**山崎政府参考人** これにつきましては、通則法を準用せず、ここで書いておりますので、ここで決めているということになります。ただ、細かい手続等については準用の問題はいろいろあるかと思ひますけれども。

それで、組織がどこに置かれるかということでございますが、これは法務省に置かれるということになります。

○**鎌田委員** 法務省の中につくられるというのはわかりました。

ここで準用するといふていから、あの通則法の中で定められている、各省庁に評価委員会を置くこととするというのは、では、これではないんですか。では、別にまたつくるわけですか、評価委員会。

○**山崎政府参考人** 現在、法務省にはいわゆる独立行政法人、他にございせんので、今度ここでその所管のところにつくられるわけですから、そこで、法務省に置く、こういう形になるわけでございます。

○**鎌田委員** だから、私がお聞きしましたのは、ほかに独立行政法人がないから、これができたら法務省の中につくる、それはわかります。私がお聞きしたのは、独立行政法人の定めるところで、各府省ごとに独立行政法人評価委員会が置かれるんですよ。通則法でそうなつていますよ

ね。それで、総務省の中にも政策評価・独立行政法人評価委員会というものが置かれて、評価のあらしが続くわけなんですけれども。だから、私は、通則法で定められているところのこの評価委員会のことでいいんですよとお聞きした。

そうしたら、違つたとさきお答えいただいたんですが、だとすると、私の解釈が間違つていくのかしら、例えば、国立大学のときも通則法に基づいて文部科学省の中に評価委員会がつくられたわけですよ。それで、各大学のさまざまなものを評価する組織が文部科学省の中にできた、この通則法に基づいて。私は、評価委員会とこの司法ネットの法案に出てきたから、これも通則法に基づいて、評価をしなければいけない評価委員会というものがここに位置づけられているのかと思つたんです。これがその評価委員会じゃなければ、別に法務省にまたつくらなくちゃいけないんじゃないかしらと思つたんです。これが法務省独自の通則法とは関係なくつくつた評価委員会です。この通則法とは関係なくつくつた評価委員会を置くというものは、また別に法務省につくらなくちゃいけないのかしらと思つたんです。

○**山崎政府参考人** 現時点で、通則法に基づく評価委員会は置いておりません。法務省ではございせん。今回、今申し上げているのは、この十九条に基づく評価委員会をつくるという予定だということをお申し上げているわけでございます。だから、一つでございます。

○**鎌田委員** 十九条に基づく評価委員会が一つできていくということなんです。それはわかつたんですよ。

私がお聞きしているのは、まだこの法案も未知のものですから、成立していませんから未知のもので、ただ、その独立行政法人通則法の定め、通則法がいただいたこの法案の後の方にも載つておりますけれども、「独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。」とありますよね。この評価委員会の

ことかということをお聞きしたんです。これを、つくる予定のものとしてここに掲げられているんですよとお聞きしました。

○**寺田政府参考人** ちょっと委員の問題意識はかりかねていて申しわけないんですが、この独立行政法人通則法の十二条の独立行政法人評価委員会は独立行政法人の主務省に置かれるもので、現在、法務省は独立行政法人が一つもございせんので、主務省ではございせん。したがつて、この十二条に基づく独立行政法人評価委員会というのは法務省にはないわけです。したがつて、今度新しく法案に基づいて評価委員会ができました、それはこの独立行政法人評価委員会とは違ふものがございますが、ただ、一部、規定は共通のものがございます。こういう関係に立ちます。

○**鎌田委員** わかりました。だから、独立行政法人通則法は通則法であるけれども、なかなか全部同じには、押しなべて当てはめることができないんだということ、わかりました。私の解釈の方が少し、だから、このセンターはできるけれども、それは、その独立行政法人は法務省が主務省ではないということですね。——えつ、主務省、独立行政法人の主務省になる。

○**寺田政府参考人** 今度の評価委員会は独立行政法人の通則法の評価委員会でございますが、この法案に基づく評価委員会、これをつくるわけでございますけれども、その主務省は法務省だということにはなるわけでございます。

○**鎌田委員** とにかく、この通則法にある評価委員会が行っている役割あるいはその任務、仕事がいまいちよく、それから、そこでどんな意見が出て、それがどういふふうに影響するかというのは、今この司法ネットの法案の中にある評価委員会と仕事の役割的にはほとんどダブルになっている、そういうふうについていいわけですよ。

○**山崎政府参考人** 基本的には同じ発想でつくつております。ただ、なぜこちらの条文で十九条を置いたかと

いうことになり、三項で「評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。」「こういふ特徴があるわけでごいいますので、ここで定めまして、あと共通するところは全部準用でやる、こういう考え方でございます。

○**鎌田委員** 実はそれも聞きたかったところなんです。その評価委員会に、この司法ネットの法案には、「最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。」とあります。これは、いわゆる独立行政法人のあれには当てはまらない、あり得ない話でありますので、ここからしてもやはりこの独立行政法人は、名前はそうであっても、ちよつと違うものだという認識で私はとらえております。

それで、この評価委員会なんですけれども、この評価委員会のイメージはもうこれだけでございまして、全く何も伝わってきません。法務省の中につくられるというのとはわかりました。法務省の中のどこに、組織構成はだれがどう組織されているのか、何をどうやって評価するのか、評価の結果は何かに反映するものなのか。今申し上げた、お聞きしたものを、すべて具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○**山崎政府参考人** 法務省の中に置かれますけれども、具体的部署はちよつと法務省の方から答えていただきますけれども、この評価委員会自体は、ここで、十九条二項に書いてございますけれども、法人の業務の実績評価に関する事務等をつかさどるものということになっているわけでございます。

具体的には、中期計画の実施状況などの実情の把握、それから中期計画の達成度など実施状況の分析評価、これを行うということになるわけでございます。

○**寺田政府参考人** 具体的な事務の担当はまだ議論をしておりませんので決まっておりますが、事の性質上、大臣官房の中に置かれるものだろうというふうには理解しております。

○**鎌田委員** 法務省の御答弁、それではとてもじゃないけれども私は承服できない。私たつた一人かもしれないけれども、承服できない。大臣官房の中にできると思う、しかし、構成も、それから何をどうやってどんなふうな評価するかもまだ具体的に決まっていらない。

「政令で定める。」というふうな、ここに法案に書いてありますけれども、しかし、先ほど山崎事務局長が答弁なさったように、その評価をする内容というのは、私は、この司法ネット、支援センターの、時に死活問題にかかわるようなことまで評価をすることもあるんじゃないか。中期計画に基づいてどれだけ業務がきちつとなされているか、そして、まさに国費を投入していつてこのセンター運営なわけですから、むだ遣いがいか、しつかり業績が上がっているか、ちゃんとむだなくやっているかというのを評価する。そしてそれが、通則法を見たら書いてありますけれども、人事やあるいは事業の改廃あるいは予算の、財政的な面にまで影響を及ぼすというのが、この評価委員会から出される結果でしよう、評価の。だとしたら、今ここで、この法案を通すに当たって、さつき国の責務で国会とおっしゃったじゃないですか。何にも評価委員会のことわからなくて通すわけにいかないですよ。これ、センターの死活問題にかかわる、事業の改廃も入っている、そして人事までも入っている、そういう評価委員会の重さというものを考えたら、今ここで何も決まっていらないなんてそんなばかな話ないじゃないですか。法務省の中にできる、どうい構成メンバーで、そして何をどうやって、さまざまなことをこれから評価していかなくちゃいけないでしよう。もつと具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○**寺田政府参考人** ちよつと御理解いただけなかったかと思ひますけれども、この評価委員会の具体的な中身、どういう組織にして、どういう人事をしてというようなことはまだ一切決まっていらないということを申し上げているわけで、もちろんこの評価委員会の重要性というのは私どもは立案の段階から十分に認識しておりますので、これが決まりましたら、当然のことながら、例えばだれを、どういふ人がふさわしいかというようなことについては力を入れて考えていかなきゃならないうということについての認識は持っているつもりでございます。

○**鎌田委員** 決まりましたら力を入れて考えていかなければいけないと最後ありましたけれども、私は、法制部長さんの答弁、そのまま、ただそのまま受け取って聞いています。それに対して、今私が申し上げた質問の話なんです。

この支援センターを設立に向けて、成立に向けてつくられた新しい法案が出てきて、その法案の中に、まさにその支援センターの運営の死活問題にかかわるようなことまでも立ち入って評価をするときがある評価委員会、この評価委員会のことをここにうたわれておきながら、具体的には何も書かれていない。「必要な事項については、政令で定める。」これ、政令で定めなかつたら法律違反なんですか。この国会が責任がある、先ほどの、責務があるというふうにおっしゃった以上、国会であらゆる手を尽くしてあらゆる知恵を絞ってしつかりと、地元、地域に帰って説明責任が果たせるようにこれを明らかにしていく責務がそれだけの議員に、この国会の法務委員会にあるんじゃないでしようか。

決まりましたら考えなくちゃいけないとありましたけれども、本当に何も決まっていらないの。もう一回聞きます。

○**寺田政府参考人** ちよつと私の説明の仕方がまづいのかもしませんが、どういう形でこの評価委員会の規定をお定めになるということは、もちろん国会がお決めになることでございます。

ただ、私どもは、こういう法案が提出されますので、当然のことながら、これに見合った仕事をやっていかなきゃならないことはこれから決めるわけでございます。ただ、法案がまだ成立いたしておりませんうちから、その人事をどうこういた

しまして組織の中身をどうこうするというのを申し上げる段階ではない、こういうことを申し上げているわけでございます。

○**鎌田委員** 見解の相違かもしれませんが、法務省設置法の第五条、ここに評価委員会のことが記されていますね。それから、この法案の第十九条、三十四、四十、四十一、四十二、四十四、四十五、四十六、四十七、全部これは評価委員会が果たす役割のことを書いてありますよ。これだけ重いんですよ、評価委員会は。中期目標を定めるとき、中期目標期間終了時、法務大臣の措置検討の際の意見を具申することができると。大臣より偉いんじゃないかと思つちやいましたけれどもね。そういう評価委員会なんです。

だから、これだけで済まされて、私はもう本当にはらわた煮えくり返る思いだし、ただ、正直、うそなく本当に決まっていらないんだ、何もまだこれからなんですよというのが本当のようでございますので、決まっていらないなんというのには本当に信じられないんだけれども、実は、であれば、もうおかしい法案ですよ、それは何も決まっていなけれども、評価委員会がやるべき仕事は法案の中でこんなに書かれてあるんですから。私が調べた限りは九項目、九条にわたって、そして法務省設置法第五条にもありますけれども。

こんな心構えで、こんな意識でいいんですか。支援センターの利益及び損失の処理について、法務大臣が承認する前に意見を聴取する、評価委員会から法務大臣が、積立金処分について、借入金について、まさに中枢の中枢のところに対して意見具申をできるのが評価委員会ですよ。

本当に死活問題でしよう。これを死活問題と言わずして何と云うのかと思うんだけど、それをどうして、何も決まっていらないというのが本当におかしな話で、この法案にまた改めて私は疑問を持ち、こんな国会を軽んじるような形でできてる法案というものをこのまま通していいんだらうかという思いを、また改めていたしました。

続きまして、この評価委員会のことだけずっと

やつていくわけにいかないので、ちよつと触れま  
すけれども、触れざるを得ないんですけれども、  
審議会、四十二条の四項ございまして、準用通則  
法第三十二条云々に規定する審議会とあるん  
が、この審議会というのは何のことです。これ  
は、もしかして、総務省の中に置かれる政策評  
価・独立行政法人評価委員会のことですか。

○山崎政府参考人 そのとおりでございます。

○鎌田委員 言葉をそういうふうにかえて使わ  
れ、どっちが正しい、総務省に聞けば、正式名称  
は政策評価・独立行政法人評価委員会ですと答  
えられるし、この法案を見れば審議会となってい  
るし、頭が混乱しちゃうんですけれども、同じだ  
ということが、今この国会の場でわかりました。

結局は、この四十二条の四項に規定されてい  
る審議会、これは、つまりは総務省の中に置かれ  
るのであって、この審議会もまた評価をし、後に  
続いていきますけれども、「支援センター」の中期目  
標の期間の終了時において、その主要な事務及び  
事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することがで  
きる。これは、総務省の中にできる組織がそう  
いうことをするわけですね。

○山崎政府参考人 そのとおりでございます。

○鎌田委員 こままでやりとりをしてる中で  
も、独立行政法人という仕組みを、何だかわから  
ないけれども、いつの時点だかわからないけれど  
も、そこに落ちついて、その仕組みをとって、そ  
れで、とつたがゆえにどうしてもその通則法が適  
用になって、よく言えば、国が責任を持って、国  
の業務としてさまざまな評価をしたり、運営を監督  
していく。もちろん、余り口出しをしないように  
という前提があると思いますけれども。しかし、  
また私は、やはり国の傘のもとに、法務省の傘の  
もとにというふうな支援センターになっちゃう絵  
を想像してしまいます。ましてや、大事な大事な  
組織のところがいまだに何も決まっていなくて、  
うような話を聞いたりすると、余計にその思いを  
強くなります。

続きまして、財務及び会計のところ、四十四

条に財務諸表に関する規定がございますけれども、  
この財務諸表、「支援センター」は、毎事業年  
度、貸借対照表、「云々かんぬん」とあります。こ  
れは、通則法に書かれてあるのがそのままここに  
書かれてあるわけなんですけれども、これらはや  
はりすべて非常に大切なものでありまして、会社  
の概要案内を見るよりもこういうものを見た方が  
会社の中が透けてよく見えるという、その世界の  
人から言わせれば非常に重要なものだというのが  
もうだれでもわかっていいると思いますけれども、  
しかし、これに関しては最高裁への通知がないん  
です。何でなのでしょう。

○山崎政府参考人 確かに、最高裁判所が関与す  
る場面、それぞれに書かれていいると思いますが、  
裁判所も、国選弁護人の選任ということから業務  
運営をなすわけでございまして、そういうこと  
から、意見を聞くということになっております  
が、それでは、すべてのことについて全部意見を  
聞かなければならないということでございます  
けれども、それはそうではないということを考え  
ておまして、ただいま御指摘の点、財務諸表の  
承認でございますけれども、これは大事なことで  
はありますけれども、結局、会計処理の適正、こ  
れを判断するという観点から行われるわけでござ  
いますので、そういう点について最高裁判所の関  
与までは必要はないのではないかと考えたわけ  
でございます。

○鎌田委員 局長、そんなこと言って最高裁は怒  
らないですか。（発言する者あり）いや、最高裁  
は最高裁で独自の予算を持っていいるところで  
すよ。そして、それこそもう細かいところまでき  
ちりお金のことをやっているわけですよ。そし  
て、これもちよつと調べたんですけれども、十一  
項目にわたって、第十九条から始まって四十二  
条まで、今までさんざんつばら最高裁から意見を聞  
いて、最高裁に云々かんぬんしておいて、最後、  
非常に重要なこのところで最高裁に通知しない  
と。

局長の今の答弁だと、そんなに悪気はないみた

いな答弁だったんですけれども、でも最高裁は怒  
りますよ。お金のことはいいから、そつちは心配  
はしないでいいよみたいな、そんな話はないで  
しょう。大切な、大事な最後の、財務諸表、損益  
計算書、利益の処分または損失に関する云々かん  
ぬん、このところ。

だって、最高裁に通知しないで官報には載せ、  
各事務所に備えておき、一般の閲覧に供しなけ  
ればならない。一般にさらしておく、それで最高  
裁には通知しない。これは最高裁に通知したつ  
て、何も最高裁は嫌だということでもないでし  
うし、いや、局長初め皆さんの心、全然そんな  
つもりはないと思つていても、これは私は魔術師で  
も何でもないけれども、やはり最後の、お金の最  
後のところのあれは法務省でという、それが自然  
に、自動的に働いているなら、やはりこれはここ  
においても最高裁に対して通知をしなければいけ  
ないんじゃないですか。

○山崎政府参考人 最高裁が怒られるかどうかと  
いうのは、これは最高裁にも意見を聞いておりま  
すので、怒らないということだろうと思つていま  
す。結局、予算は法務省の方で全部予算をとるわ  
けでございます。業務の、もちろん弁護士の選  
任とか、それはやっていたいただきますけれども、そ  
ういう関係から、極めて予算的な話でございま  
す。

そういう点から、最高裁の方に法的に通知をし  
なければならぬというほどの必要性はないだろ  
う、しかし、これは官庁間あるいは国の機関とし  
て、それは当然、事実上通知はすることになら  
うかと思つて、法的な通知までは要らないだろ  
う、こう考えたわけでございます。

○鎌田委員 最高裁、怒らないんですね。私だつ  
たら怒っていたかなと思つてますけれども。何  
だ、ばかにするのかなというふうに怒ると思つた  
ら、怒つていいんだ。不思議です。

今の御答弁、まさにこの後の方で、財務大臣と  
の協議というところで、「財務大臣に協議しなけ  
ればならない」というところが、今度、そこか

ら続けて私の気になるところであるんですけれど  
も、これは独立行政法人のスタイルをとればまさ  
にこの文言になつていたし方ないだろうとは思  
いますけれども、独立行政法人通則法の規定の準  
用ですけれども、第四十九条、「財務大臣に協  
議」と。財務大臣と、ではないんですね。結局は  
財務大臣に、金くれという予算の直談判に法務大  
臣の側が言つてみればへりくだつて行くようなも  
のと同じですよ。

こんな、こままで書くのだったら、絶対にこれ  
に必要な経費、予算をとつてきてもらわないと。  
野沢大臣、血判状にでもして、引き続き大臣がな  
さるのであればこのままの意気込みでいいん  
ですけれども、この後の、それぞれ代々の法務大臣  
が、これは毎年毎年中期計画を業務評価されて、  
それから目標どおりに行つていいるかどうか評価さ  
れて、やつていないとなつたら即刻予算に響く、  
しかも予算をとるときには財務大臣に協議しな  
くちやならない。これは、伺いを立てて、予算を  
ただけませんかという話なんです。

だから、本当にそういう状態では法案がつくれ  
ていますので、そこそこは、私、この審議に  
臨んだ一人の法務委員として、これはしっかり議  
事録に残して、くぎを刺して、現場で一生懸命頑  
張る全国隅々の弁護士あるいはその支部の人たち  
が窮屈な思い、あるいは金がないがゆえにシャッ  
ターをおろさざるを得ないんじゃないかと絶対  
にないように、このところを改めて現在の時の  
政権の野沢法務大臣に伺いたいと思つてます。

○野沢国務大臣 総合法律支援のこの法案は、司  
法制度改革の中でもいわば大黒柱の一つでもあ  
る、一番大事だと思つてます。柱というよりも土台  
と云つた方がわかりやすいかもしれませ  
ん。この法案が本当に機能するためには、今委員  
御指摘のとおり、予算の裏づけがなければ全く絵  
にかいたものになりかねない、あるいは画竜点睛  
を欠くと言つてもいいかもしれませぬ。

したがしまして、この予算に関しては、法務省  
が全責任を持って、そしてもちろん財務省のこれ

は協力も必要でございましょう、そして最高裁判所とはそれなりの御相談をしながら、御満足のいく形にしなければ、これは結果が出てこないわけでございます。

時間が厳しいですが、念のためにこの総合法律支援の業務というものをもう一度ここで確認してみたいんですが、今まで法務省で予算を獲得してきた民事の法律扶助事業がまずございます、これは当然そのままさらに発展的に継続するということが、それから法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化が加わる、さらには国選弁護人の選任に関する業務が加重される、それから司法過疎地帯における法律事務に関する業務が加わる、さらには懸案の犯罪被害者の支援に関する業務等、幅広い業務が加わってこの支援体制ができて上がるわけでございますから、これを裏づける予算が足りないというか足りないということでは意味がないわけでございます。

法務省といたしましては、これらの業務を効果的かつ効率的に処理するために必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておりまして、今後、運営の詳細とあわせて検討を重ねてまいりたいと考えております。

これは、人がかわりましてこの議事録は永久に残りますから、これは法務省の公的な意思として私は残しておきます。私の遺言状と考えてください。(拍手)

○鎌田委員 私思わず拍手をしてしまいました。

大臣、実はぶっちゃけた話、さつきその三文字を私は言おうかなと。そんなこと、失礼なこととは思って言わなかったんですが、大臣の方から言っていたので、これで日本の衆議院の法務大臣に名を残すことにきつとなるんだろうと思ひますので、まさに、今の言葉のとおり、これからの時の政権が責任を持ってやっていかなくちゃいけないんだらうと思ひます。

私、あと残り二分でございますので、一方的に私から提案めいたことを申し上げて残りの二分を消

化したいと思うんです。

私、冒頭申し上げました、全国に、地裁の本庁のある場所の五十カ所にも支部を置くべきだ、そこから支部長が理事に入ってくるべきだと申し上げましたけれども、東京の主たる事務所のほかに全国五十に支部ができたならば、それぞれの支部に支部がありましょね、地裁の本庁の支部が、例えば私だと仙台に地裁の本庁があるんですけども、気仙沼だったり古川だったり、宮城県内にそれぞれ支部があるんですよ。その全国の支部も含めて、二百カ所を超えたいと思ひますけれども、それも全国の、東京の本部の下部の支部として、だから二百五十カ所ぐらいになると思ひますけれども、そういうところが支部組織で誕生して動いていたらまさにすばらしいんじゃないかなと思ひます。

例え、今申し上げました気仙沼で殺人事件が起きて、気仙沼の支部に起訴があった。そうなたた場合、気仙沼で処理がされていくわけですから、どうしたってこれはその支部の必要性というものは出てくるわけで、そうすると、同時にまた、必要不可欠な問題として、その支部には専任の弁護士さんがいなきゃいけないし、事務員もいなきゃいけないし、そうなってくると、時間がないので随分はしりますけれども、その人件費、場所代、それから二百五十の支所を構えてこの支援センターを動かしていくとなると、三百億を超える予算が必要になるというのが私の試算でございます。

それだけ、今大臣がおっしゃったように、現在ある扶助制度、現在ある公的弁護、これを現状維持し、さらに拡充していくんだということになれば、やはり今私が申し上げた数字はそんなにそんなにべらぼうな、うそのような数字ではない、現実問題として考えなくちゃいけない数字だと思ひますので、ぜひこれから先もいい司法のネットサービスセンターができるように御努力をいただきますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

いました。

○柳本委員長 御苦労さまでした。

佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木です。

本法案の質疑も最後になりました。最後の質問者として、同僚の議員の既にさまざまな角度から行われた質問と重複すると思ひますけれども、確認的に質問をさせていただき、お答えをいただきたいと思ひます。ただ、かなり重複する部分については、もうはつきりいたしましたことについては省略してもいいかなと思ひますので、差し上げてあります質問通告のうちの一番目、二番目についてはちよつと御遠慮させていただいた方がいいかなと思ひます。

そこで、三番目ですけれども、この法案の第十条ですが、総合法律支援について日弁連の責務が規定されております。もちろん、日本司法支援センターが全国的にこの事業を展開して、本当にこの第一条に言う法の目的を達成して、国民の皆さんが本当に気軽に、そして切実に持つておられるいろいろな悩みとかそういうことを解消するためにこの法的なサービスを受けられるんだというニーズにこたえていくためには、それこそ、弁護士会と、日弁連はもちろんですけれども、各全国の単位弁護士会及びその会員である弁護士の本当に積極的な協力、実働、これがなければ到底この業務を適切、円滑に遂行することにはならない、私はそう思っております。

また、お聞きをいたしますと、弁護士会としてもそのことを十分にわきままえながら、会員間にはいろいろな御意見もあるようなんですけれども、執行部が中心になって今の日弁連の皆さんが、やはりこれを司法改革の一大事業としてやっていくんだという意欲に燃えてこの法律をつくり上げることについて賛成しておられる、またそれを積極的な推進されようとしているというふうには私どもは伺っておりますけれども、政府ないしは改革本部として、弁護士会あるいは弁護士さんについて、こういうことについてぜひ協力をしてもらいたいという内容について、ここで最後に示

たいというその内容について、ここで最後に示しをいただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 支援センター、この考え方の基本は、やはり弁護士の方をお願いするところはきちつとお願いをする、その上で、どうしてもやはり手が回らないところについて私どものセンターの方で補完をしていく、こういう考え方でございまして。したがって、この業務運営が、あるいはまた国民がサービスをきちつと受けられるかどうかという視点からは、まず、本当に弁護士さんたちが活躍をしていたかなければ現実として国民がサービスを受けられないということになるわけでございまして、この点は非常に大きな点でございます。

私どもも、そういう視点から弁護士会ともいろいろな形で情報交換をして、お互いにやっていく道、その協力をどういうふうにしていくか、こういうことについて今後詰めていきたいというふうな考えております。特に、これから裁判員制度が始まるということになれば、その円滑な運営のために弁護士会の方にも極力は御協力いただくというふうになるかと思ひますし、それから、そこで足りないということがあれば、それは支援センターからもお手伝いをさせていただく、こういう関係になります。この点をきちつとした運営をしなれば、やはり日本の司法、これが信頼を失うということになりますので、これは大変大きなポイントになるだろうと考えております。

それからもう一つは、司法過疎地域の協力の問題でございます。これについても日弁連の方で大変な御努力をされているわけでございまして、順次いろいろな公設の事務所がふえておりますけれども、やはりこれにもいろいろ、会としては限度があるかと思ひます。これは私どもの方でも、必要などころにはこれをつくっていくということをやるとともに、やはり日弁連の方としても、やはり切れないところを私の方でやる、それはやはりお互いの協力関係がまさに大きな問題に

なっていくだろうというふうに思います。

したがって、これを総括して言えば車の両輪だろうというふうに思っておりますので、今後きちっとしたお互いの連携プレーをしていきたい、こう考えているところでございます。

○佐々木(秀)委員 まさに私は、弁護士会として個々の弁護士さんたちがどれだけ意欲を持ってこれに取り組みかということがこの事業成功の私は本当にかぎだと思ふんですね。もちろん、これからまたお尋ねをいたしますけれども、弁護士だけではありません。関連の隣接法律関係者の協力、あるいは団体の協力ももちろん必要なんですけれども、まずはやはり弁護士会、弁護士だろうと思います。

そして、私は、自分の経験からいっても、私も日弁連の会員でもありますし、かつては、東京におりましたときには東京の弁護士会の役員もやりました。その後、地元に戻りまして、小さな弁護士会ですけれども、旭川の弁護士会長もやらせていただいた経験などを通じ、最近の弁護士会の活動も見るとすけれども、私は本当に弁護士会、よくやっていると思ふんですね。

かつては、弁護士会長などというのはどちらかというと名誉職だ、特に日弁連の会長などをやるとと勤め等もえらうとか、そんなような考えがないではなかった。しかし、今は全くそんなことはありません。もう恐らく、大会の役員であつても、会長などをやると、いわゆる弁護士業務はできないぐらいの会務が忙しいですね。

そして、日弁連は、今度のこの法案審議でも何人もの方が参考人にもお見えいただきましたけれども、そういう方々というのは本当に、まさに決定的なサービスで一生懸命やっている。それは決して自分たちのことだけを考え、利益団体としてのことではなくて、やはり国民のためにどういふ良質な法的サービスを提供するのか、あるいは弁護士法が掲げる自由や人権あるいは正義の実現、人権の擁護ということにどうやって寄与していくのか、そういう思いでやっていらっしゃるの

で、私は本当に敬意を表したいと思うのです。それは、私どもがおつき合ひする隣接の法律関係の団体の方々でもやはり同じようなことだろうと思っております。

しかし、それだけに責任の重い弁護士会ですけれども、まさに、きょうは同僚の松野委員からもその件についてのお話があったんですけれども、これはまた後で裁判所にもお尋ねいたしますけれども、いわゆる司法ネットの事業について、裁判所としてもいろいろな役割を負っている。そして、かなり重要な事柄について最高裁判所の意見を聞くことというのがこの法案の中には十幾つか出てくるわけですね。

特に、日本司法支援センターの理事長や監事の任命とか、あるいは業務方法書や法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款の認可、中期目標の設定や変更、そしてまた中期計画の認可、その終了時の検討など、これらについては、実は法務大臣の権限なんです。法務大臣がこういう権限を行使されるについては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聞かなければならないというところがもう法案の中で明文化されている。

ところが、松野委員からお尋ねがありましたけれども、日弁連のこれらについて意見を聞くという規定は置かれていないわけですね。このことは今の弁護士及び弁護士会のこれから果たしていくべき役割と責任の重さということを考えた場合に、私はちよつとバランスを欠くのではないだろうかと思つてゐるわけです。

でき得べくんば、ここで法案を修正して、日弁連の意見も、最高裁判所の意見と同じように、あらかじめこれらについては聞く必要がある、聞かなければならないということにしたいのですけれども、やや時間がございませぬ。また参議院でも審議をしていただきたいと思います。とりあえずのところ、これからの運用に当たって、こうした最高裁判所に意見を聞かなければならないというような事項については、日本弁護士連合会の意見も聞く、あるいは、地方のセンターの運営につ

いては、その単位の弁護士会の意見を聞くというような運営のルールをひとつお互いに認識をしておけないものだろうかと思つたりするんです。が、法務大臣、この点いかがでしょうか。

○野沢国務大臣 大変豊かな弁護士活動の御経験を有する委員の御指摘と重く受けとめておきたいと思つております。

支援センターにおける法律サービス提供の主要な担い手はやはりあくまで弁護士でありまして、支援センターがその業務を円滑に運営するには、適宜日本弁護士連合会の意見を聴取し、協力を得ることが必要であると考えております。

法務大臣が支援センターに対してこの法案に定められた権限を行使するに当たりまして、この点について十分に配慮すべきであると考えております。

○佐々木(秀)委員 ぜひ最高裁判所と同じように、あらかじめ弁護士会にも御意見を聞くということが私はこれからの運営の上で大事な、必要なことだと思いますので、これをできればルール化していただくようにぜひお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そこで、先ほど隣接関係について、私、ちよつと申し上げましたけれども、この法案第一条には、予定する司法サービスとして弁護士会によるものは、司法書士その他の隣接法律専門職のサービスも挙げております。そしてまた、このことについて、例えば司法書士会の皆さんも大変意欲的でございまして、私のところにも、例えば附帯決議の要望として、このセンター設置のための準備作業や稼働に際しては、各地の司法書士会の意見を十分尊重してもらいたい、そしてまた有機的にこの司法書士会と連携をして協力体制を構築するようにしてもらいたいんだというようなこととか、あるいは司法支援センターの事業執行について、そのスタッフとしての相談窓口要員や司法過疎地域におけるアクセスポイント要員などに司法書士を積極的に活用してほしいんだ、またこういう用意がありますよということを書いて、意

気込みを示しておられるわけですね。

こういうことに対してどういふように期待をしていくのか、あるいは、例えばスタッフとしてもお願いすることが考えられるのか、この辺はどうですか。

○山崎政府参考人 大変熱いエールを送っていたので、我々としては本当にありがたいというふうに感じております。

具体的なあり方についてはこれから早急に詰めなければならぬと思ひますけれども、やはり、いろいろな専門職種の方々、それぞれの専門分野をお持ちでございまして、それをぜひ国民にサービスとして提供をしていただきたい。そういう観点からは、例えば司法書士会が独自にやっている相談等がございまして、そういうところに必ず道案内をするという方法もございまして、それから振り分けのところ、これもある程度専門性がないとなかなか振り分けできないということもございまして、そういうところにも関与をしていただくとか、さまざまな連携、関与の方法はあろうかと思ひます。

これから我々もそのネットワークをきちつとしていかなければ、これは動きませんので、そういう中で、具体的にどういふような方法があり得るか、よく意見を交わしながら、最終的に決めてまいりたいというふうに思つております。

○佐々木(秀)委員 それと、私、この司法ネットの事業が行われていきます場合に、従来から弁護士会がやっているさまざまな事業、これを助長するものであつても、それを減殺させるようなことになつてはいかぬと思ふんですね。

例えば、弁護士会では、各地の法律相談センターの仕事などをやっているわけですね。そこで、今度、このセンターができた場合に、当然、この法律相談的な行事、事業、これも考えていかれることになるだろうと思ふけれども、これは、弁護士会の行う地域の法律相談センター事業などとはどう区別していくのかということになるんだらうと思ふんです。私はそこで、センターと



しての相談窓口をつくっていく、特色づけるとすれば、弁護士会の場合には弁護士さんだけの相談になるけれども、そうではなくて、今言ったような、関連する、あるいは隣接の関係団体の協力も得ながら、それをセンターとして調整して、一緒になって総合的な相談をするというようなことは、やりようによってはできるかな、こう思うんですね。

これは、衆議院の法務の調査室のつくった資料の中で、八十六ページに資料がありますけれども、これはたしか阪神・淡路の大震災の後で、被災者の方々を中心にしたさまざまな相談を受けるためにということで、弁護士会、税理士会あるいは土地家屋調査士会、司法書士会、不動産鑑定協会、建築家協会など、「九団体から選りすぐりの専門家がチームを組んであなたの相談にあたります」という、これはまちづくり支援機構という機構をつくって、そこが主催してこういう相談の窓口をつくってやっておる。私はこれは大変すばらしい、先駆的な事例だっただろうと思うんですけれども、これからはこういうことがどんどん行われていく必要があるだろうと思うんですね。

かつては、率直に言って、こういう法律にかかわる隣接関係の団体間で、いろいろやはり権益をめぐったりして争うこともあったわけですね。御承知のように、司法書士法が改正されて、司法書士の皆さんが簡易裁判所における訴訟代理権を取得した、これはもう画期的なことですけれども、かなり前には、このことをめぐって、実は弁護士会と司法書士会とは、率直に言って、けんか的な状態にあったことは間違いないわけですよ。弁護士の方でも、弁護士の権益が侵されるとか言っているわけですね。みななどとにかく力を合わせて国民のために頑張ろうというような雰囲気が出てきた。

うに、法律相談というよりも、法律相談だけにかわらず、法律に關与するようさまざまな相談について、これはまた発展してもらおう。そして、こちらの司法ネットは司法ネットとして別なことを考えてやる。むしろそういう各関係団体の調整機能も持たなければならぬと考えるんですけれども、この辺はどうでしょう。

○山崎政府参考人 阪神・淡路のあの時期に、各士族が本当に協力してやられたということ、私も大変それはありがたいことだと思っておりますし、評価をさせていただいております。

これを恒常的にしなきゃいかぬという御指摘だろうと思っておりますけれども、私もまさにそのとおりに思っています。これはどういう工夫をするか、知恵を出せばあり得る話だろうと思っております。

その中核として、私もやはりいろいろな団体のところと打ち合わせをしますし、連携をいたします。情報も我々のところに集まるようになっておりますので、やはりこのセンターがある程度中心になって、いろいろなところに呼びかけて、それをそれぞればらばらにやるのではなくて、同一の日に同一の場所で行う、それで連携して行うということは大いにあり得る話だろうと思っております。御指摘の点も視野に入れながら、新しいセンターの方でそういうことをやっていけるように、我々としてもいろいろ意見を言っていきたいというふうに思います。

○佐々木秀委員 そこで、大分時間も迫りましたけれども、最高裁判所においでいただいておりますので、この事業に対する裁判所のかかわり方、そして、もちろん先ほどのように、相当主要なことにについてはあらかじめ最高裁判所の意見を聞くんだということにもなっていますけれども、そのほかに、具体的なこのセンターの運営、これは支部の運営についてもということになるんだらうと思えますが、例えば十九条かな、評価委員会の委員には、最高裁判所の推薦する裁判官一人が含まれるというようなこととか、こういったことも

あります。

それから、これは新聞の記事なんですが、これは少し前ですが、平成十四年十一月四日付の朝日新聞では、「センターには常駐の事務担当者のほか、弁護士や若手の裁判官、検察官らが交代で詰める」とか、それから平成十五年の一月二十三日付の読売新聞では、これも「弁護士が確保できない地域は、若手の検事や裁判官を巡回させることを検討している」とかというところが書いてあるんだけれども、これは無責任に、勝手に書いたのか、裁判所の御意向を伺って書いているのか、この辺について、裁判官の関与の仕方など、最高裁、どう考えていますか。

○中山最高裁判所長官代理者 率直に申し上げまして、裁判所からそういった説明をした覚えはございません。

ただ、先般も通していただきましたけれども、判事補の外部派遣ということとはやはり非常に大事であり、多様な経験を積んでいくということが望まれるわけでありまして。もちろんこれは、弁護士事務所についての派遣がその間お通しいただいたわけでありましてけれども、その一環として、支援センターのベテラン弁護士さんのもとでそういった業務に携わるといこともあり得ることではあると思っておりますが、まだそういったことを検討しているといえますか、検討を始めるようなかと思っております。いや、率直に言って、現職の裁判官がこういうようなことにいうことになると、なかなか大変だろうと思っておりますけれども、かし、でき得べくんば、裁判官もやはり、裁判所の中に閉じこもっているとか、あるいは法廷で法服を着た裁判官だけではなくて、背広を着てそういうところへ出ていって一般の庶民の方々と接するということなどがこの司法ネットの事業についてできると思えば、これはこれですばらしいことだと私は思うんですけれども、こんなことを含めて、裁判所のこの事業に対する関与の仕方、ぜひまた御検討いただきたいし、このことについて

ではまた、私ども、後日、いろいろなことで聞かせていただきたい、こんなふうに思っております。

相当時間がなくなりましたけれども、ちよつと質問通告してなかったのですが、もう精通している事務局長ですから、お尋ねしてもお答えいただけると思うんですが。

というのは、附則の第一条で、本法案は、施行の時期ですけれども、これは成立して告示をされますと直ちに施行ということになっていきますね。そしてまた、附則の六条では、民事法律扶助法は廃止すると。この法案が通りますと廃止されることになったやいなや。ただし、九条で、それらについての経過措置を政令で定める、こうなっているんですけれども、心配しますのは、これで法律扶助法がなくなってしまうと、法律扶助の事業などは一体、この制度がきちんと体制ができて法律扶助事業を進めることができるのは相当これは大変だろうと思うんだけれども、その辺の心配はないのか。

それからまた、センターの立ち上げはどのぐらい、中央センターの立ち上げですけれども、それはいつぐらいの時期を考えておられるのか。この辺はどうでしょう。

○山崎政府参考人 まず、財団法人の廃止の関係でございますが、六条でその廃止が決められているわけでございますけれども、七条で、「協会は寄附行為の定めるところにより、設立委員又は支援センターに対し、民事法律扶助法の廃止の時に現に扶助協会有する権利及び義務のうち、民事法律扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属するに至つたものを、支援センターにおいて承継すべき旨を申し出ることができ」ということとになっておりますので、ここで業務がつかっていきいくということがまず一つ保障されているということ。

もう一点につきましては、現在のその立ち上げの時期でございますけれども、十八年度中には設立をして、それから少し準備をしなければなら

いと思いますが、立ち上げて、それからまた準備も必要でございますけれども、設立は十八年度を頭に置いております。

○佐々木(秀)委員 念押しですが、局長、前に来て下さい。

そうすると、法律扶助事業はそれまでは、法律扶助協会がなくなっちゃうんじゃないのかな。扶助協会による事業は続くんですか、経過で。

○山崎政府参考人 これは、一条の二号のところに、ここで、附則六条の規定、先ほどの廃止の規定でございますが、「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」とやっておりますので、そこがイコールになるように調整をするということでございます。

○佐々木(秀)委員 その辺、心配のないようにしたいだけなんです。

いよいよ最後になりましたけれども、先ほど法務大臣から我が同僚の鎌田委員も拍手をするような御決意の表明がございましたけれども、何といたしても、事業を成功させるためには私は人とお金だろと思うんです。お金がしつかり後ろについていないことにはどうにもなりませんけれども、この法案がまず通るのは間違いない、今国会で。これから参議院に送られて、参議院で通ると思いますが、成立すると思えます。そうすると、本年度の夏の概算要求、これではこの関係の予算請求をすることになるんでしょうか。この点はいかがですか。

○寺田政府参考人 必要な要求をさせていただきたいというふうに思っております。

○佐々木(秀)委員 ぜひしつかりとこの予算を、つくって要求していただきたいと思えます。

いよいよ最後になりましたけれども、五十年に一度とも言われる司法の改革を今我々は具体的な作業として法案審議で行ってまいりました。大きな二つの柱と言われるうちのひとつ、それが私は裁判員制度だろうと思えますけれども、これは、けさ、修正の上で成立いたしました、委員長が今日の本会議で報告をされ、これが成立をいたしました。

た。そして今、この司法ネットを実現する総合法律支援法がいよいよ終局で、来週の火曜日には採決という運びになったわけです。

野沢法務大臣、この大きな大きな大事なお仕事を終えられて、お聞きをいたしますと長い議員生活を終わられるとも聞いております。大変意義のあるお仕事を議員生活の最後になされたこととなるらうと私は思いますけれども、どうかひとつ、このつくった仏様に魂を入れるためにも、お金の大事さ、人の大事さ、これをぜひ、本部長である小泉さんは当然知っていらっしゃるはずですが、他の閣僚の皆さんにもお知らせをいただきたいと思えます、財務大臣は私と同じ弁護士でもある谷垣さんですから、私は谷垣さんは趣旨はもう十分わかっていると思いますが、しかし、財務のお役人の皆さんがそのことについてどれだけ理解を示し協力をするかとなると、いろいろと聞くところによると問題もあるように聞いておりますので、ぜひ、法務大臣、どうか最後のひとつ御努力をいたしまして、これに花を添えていただくような御活躍をぜひ期待したいと思えますので、最後に御決意を伺いたいと思えます。

○野沢国務大臣 大変御激励をいただきまして、光栄でございます。

責任の重さを痛感しておりますが、私、たびたび申し上げておりますように、制度をつくるだけでは絵にかいたもちである、これに魂を入れる、まさに画竜点睛を入れるのが人の手当てであり、予算の裏づけである、かように思っております。ひとつ、議会の皆様のお力もおかりしながら、精いっぱい御努力を法務省として続けてまいりたいと思っております。

○佐々木(秀)委員 ありがとうございます。期待をしております。終わります。ありがとうございます。

○柳本委員長 どうも御苦労さまでございました。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回、来る二十七日火曜日午前九時十五分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案に對する修正案

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案の一部を次のように修正する。

第六十四条の表第九十六條第一項第四号の項下欄中「接触すると疑うに足りる相当な理由がある」を「接触した」に改める。

第七十九條第一項中「裁判員若しくは補充裁判員又はこれらの職にあつた者」を「裁判員又は補充裁判員」に、「一年」を「六月」に改める。

第七十九條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密(前号に規定するものを除く。)を漏らしたとき。

3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く。)を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条第一号中「次条」を「次条及び附則第三条」に改め、同条第二号中「附則第四条」を「附則

第五条」に改める。

附則第六条を附則第七条とし、附則第三条から附則第五条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

(環境整備)

第三条 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようになることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十分に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に對する修正案

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百八十一条の二の次に四條を加える改正規定中第二百八十一条の四に次の一項を加える。

前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名譽、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第一条のうち刑事訴訟法第二百八十一条の二の次に四條を加える改正規定のうち第二百八十一条の五第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改

める。

第一条のうち刑事訴訟法第二編第三章第一節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六条の十五第一項第五号中「(前条の規定により開示をしたその者の供述録取書等に記録された供述に現れた事項と同一の事項に関する供述を記録したものに限る。)」を削る。

第三条中檢察審査会法第四十四条の改正規定を次のように改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 檢察審査員、補充員又は審査補助員が、檢察審査会議において檢察審査員が行う評議の経過又は各檢察審査員の意見(第二十五条第二項の規定により臨時に檢察審査員の職務を行う者の意見を含む。以下この条において同じ。)若しくはその多少の数(以下この条において「評議の秘密」という。)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

檢察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様とする。

一 職務上知り得た秘密(評議の秘密を除く。)を漏らしたとき。

二 評議の秘密のうち各檢察審査員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密(前号に規定するものを除く。)を漏らしたとき。

前項第三号の場合を除き、檢察審査員、補充員又は審査補助員の職にあつた者が、評議の秘密(同項第二号に規定するものを除く。)を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

平成十六年五月十八日印刷

平成十六年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E